

可児市緑の基本計画

～ 水と緑と人の共生都市を目指して～



平成17年11月

可 児 市

緑の基本計画策定に当たって



本市では、昭和40年代後半から名古屋市ベッドタウンとして人口が急増し、丘陵地を中心に大規模な住宅団地が形成されるなど、急激に都市化が進みました。

一方、温暖な気候を利用してさまざまな農作物が栽培されるなど、豊かな田園地帯も維持されてまいりました。また、国指定の天然記念物や史跡など豊かな自然や歴史的遺産も数多く残されております。

緑は、すべての生き物の生存基盤であるとともに、暮らしにうるおいとやすらぎを与え、災害や大気汚染の軽減など安全で快適なまちづくりにも重要な役割を果たしております。

市民の皆様が可児市に住んで良かった、これからも住み続けたいと思えるまちづくりを進めていくうえで、緑地を保全し、緑化を進めていくことは、非常に重要な施策であると考えております。

ここに、緑に関する基本的な指針となる『可児市緑の基本計画』を策定いたしました。

本計画は、市民により構成された同計画策定委員会、市民意識調査、ワークショップ、地域懇談会、パブリックコメントなど、市民の皆様からのご意見を基につくり上げることができました。

計画の中では、「人と自然が生かし生かされる いのちを豊かに育む “水と緑と人の共生都市”」を緑の将来像のテーマとして掲げ、概ね20年後を目標に、緑地の適正な保全および緑化の推進に関する施策を定めております。

今後は、この計画を実現させるため、市民の皆様、事業者の皆様との協働により各種事業を進めてまいりたいと存じますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、熱心にご審議賜りました策定委員の皆様方に心からお礼を申し上げます。

平成17年11月

可児市長 山 田 豊

はじめに

緑の基本計画策定の主旨

緑の基本計画は、平成6年の都市緑地保全法（現 都市緑地法）の改正に伴い制度化されたもので、各市町村が計画を策定し、その計画を広く公表するものとされています。

このような中、可児市（以下「本市」とする）は「可児都市計画区域マスタープラン」において、区域区分の設定（線引き）をしないこととしたため、緑地保全や景観保全、歴史的遺産の保全をはじめ、計画的な土地利用、緑地、公園の整備など、市としての方針が必要となってきました。

また、近年、市民や各種団体などが、身近な緑の再整備や貴重な動・植物を保護したり、緑化活動や環境保全活動を活発に展開したりしており、自然環境への関心が高まっています。

以上から、緑地の保全および緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する上のガイドラインとなるよう、当計画を策定することとなりました。

緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、都市緑地法に規定される「市町村の緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画」として策定するもので、本市における緑地の適正な保全および緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策などを内容とする、緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。

都市の緑とオープンスペースは、山地や丘陵の樹林地をはじめ、農地、河川、池、公園、道路、そして工場や宅地の植栽地などに至るまで対象は広く、種類はさまざま、都市における環境保全や景観形成、さらには市民のレクリエーション利用や都市防災の面からも、その役割はますます重要となってきています。

「緑の基本計画」では、こうした重要な役割のある緑地の保全や都市緑化に関して、住民の意見を反映しつつ、その将来像や実現の方策を明示します。そして、今後これに基づき本市における緑とオープンスペースの保全・創出にかかる施策を、市民と協働で、総合的かつ計画的に推進していかうとするものです。

計画の目標年次

この「可児市緑の基本計画」は、公表から概ね20年後の平成37年（2025年）を目標年次として設定します。

目 次

第1章 緑に関する現況	
1. 可児市の緑の特徴	1
2. 緑地量の推移	9
3. 公園緑地などの整備状況	15
第2章 緑に関する市民意識	
1. 市民意識調査(骨子)	19
2. 市民ワークショップ・地域懇談会(意見の骨子)	22
第3章 緑の解析評価と課題	
1. 緑の解析評価	29
2. 緑の課題	39
第4章 緑の将来像	
1. 基本テーマ	42
2. 基本方針	42
3. 緑地の確保目標	46
4. 緑の将来像と配置計画	47
第5章 緑の施策	
1. 施策の体系	51
2. 施策の展開	53
3. 施策展開に向けた体制づくり	65
第6章 計画の実現に向けて	
1. 法・制度による保全の具体的手法	66
2. 市民参加による具体的手法	71
3. 散策路ネットワーク整備の手法	74
4. 緑地管理および緑化に関する具体的手法	75
5. いのちを豊かに育む環境学習をより推進するための手法	81
第7章 水と緑のまちづくり主要プロジェクト	82
参考資料	
1. 策定経緯	93
2. 可児市緑の基本計画策定委員会	94

第 1 章 緑に関する現況

1 . 可児市の緑の特徴

1) 気象

本市の気候は、夏季に降水量が多い「表日本式気候」に属していますが、周囲が小高い丘陵に囲まれた美濃加茂盆地にあることや、太平洋岸から離れていることから、やや「内陸性気候」の様相も帯びています。

表 1 - 1 過去 5 年間の平均気候（平成 12 年～平成 16 年）

一日最大降雨量(mm)	最高気温()	最低気温()	平均気温()	平均湿度(%)	最多風向
106.0	38.4	-7.4	14.4	73.5	東または北西

(資料：可茂消防事務組合南消防署資料)

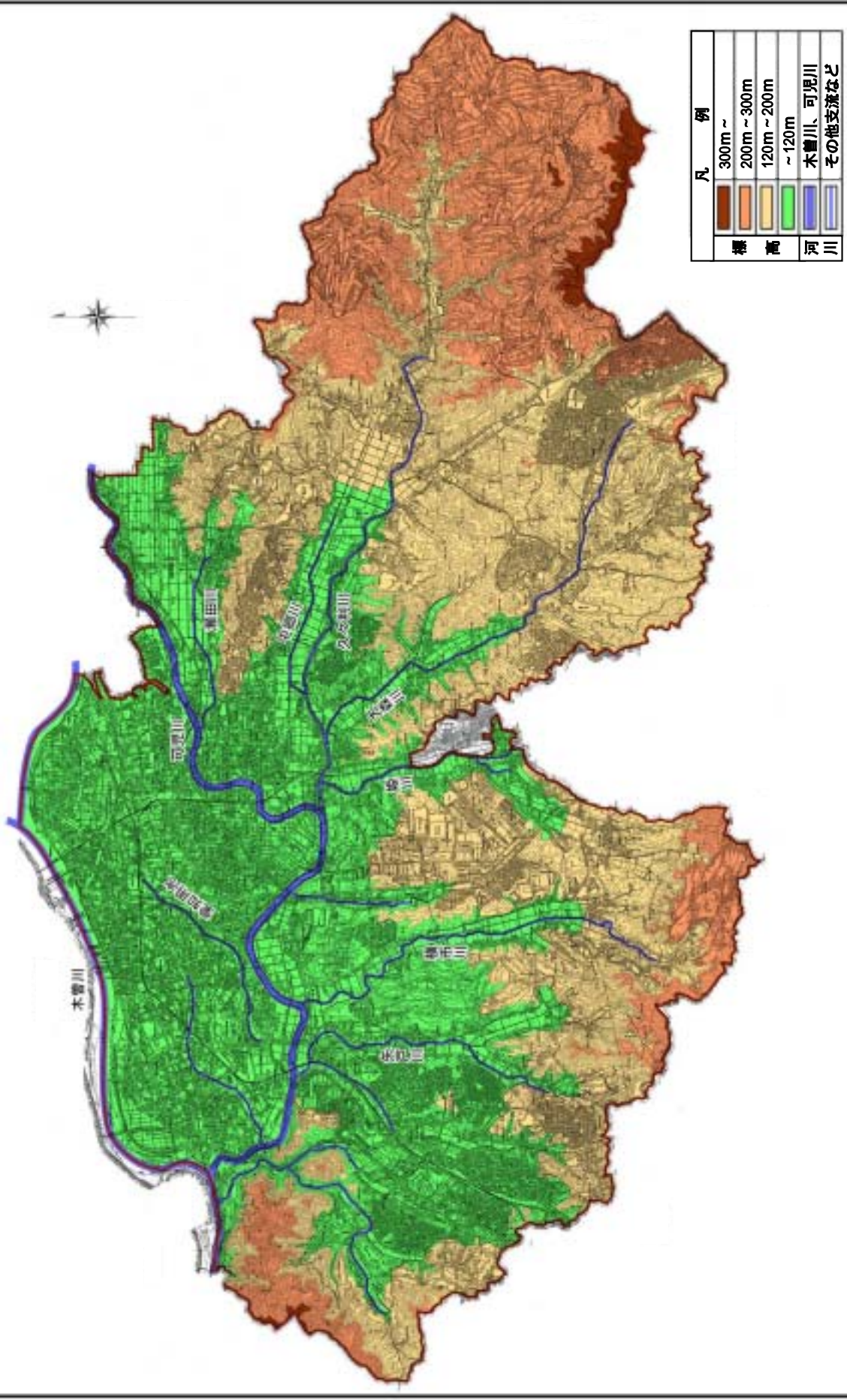
2) 地形

主軸として北側に木曽川が流れ、中心部には可児川、久々利川が東西に横断しています。

市域南側はなだらかな丘陵地からなり、「洞」と呼ばれる小さな谷が八手状に複雑に入りこんでいます。

西側の鳩吹山、東側の浅間山は本市を代表する山となっています。

図 1-1 地形図



3) 植生

本市の緑地は市域全体で 5,600ha(平成 14 年)であり、この内市域面積に対する割合は 24.3% をクヌギ・コナラなどの二次林が占めています。次いで公園内などの植栽地 12.0%、水田 9.4% となっています。一方、自然林は 5.2%に過ぎません。

表 1-2 緑の現況量(平成 14 年)

(単位: ha)

区域区分	用途地域内	用途地域外	市域全体	市域面積 (8,499ha) に対する割合
自然林	60.49	384.10	444.59	5.2 %
スギ・ヒノキなどの植林地	8.65	344.11	352.76	4.2 %
クヌギ・コナラなどの二次林	150.90	1,911.81	2,062.71	24.3 %
竹林	16.30	82.34	98.64	1.2 %
スギ・サなどの草地	58.08	183.76	241.84	2.8 %
水田	68.11	729.91	798.02	9.4 %
畑	141.30	261.45	402.75	4.7 %
果樹園	13.32	45.50	58.82	0.7 %
裸地	23.36	100.06	123.42	1.5 %
公園内などの植栽地	41.43	982.18	1,023.61	12.0 %
合計	581.94	5,025.22	5,607.16	66.0 %

「公園内などの植栽地」にはゴルフ場が含まれている。

(資料: 都市計画基礎調査)

图 1-2 植生状况图



4) 希少な動・植物など

国の天然記念物に指定されている「サクライソウ」の自生地をはじめ、「特に良好な植物群落」が4箇所あります。

「ハッチョウトンボ」や「ギフチョウ」などの生息地として「野生動・植物生息地」が広く分布しており、これらは市東部の丘陵地付近に多く見られます。

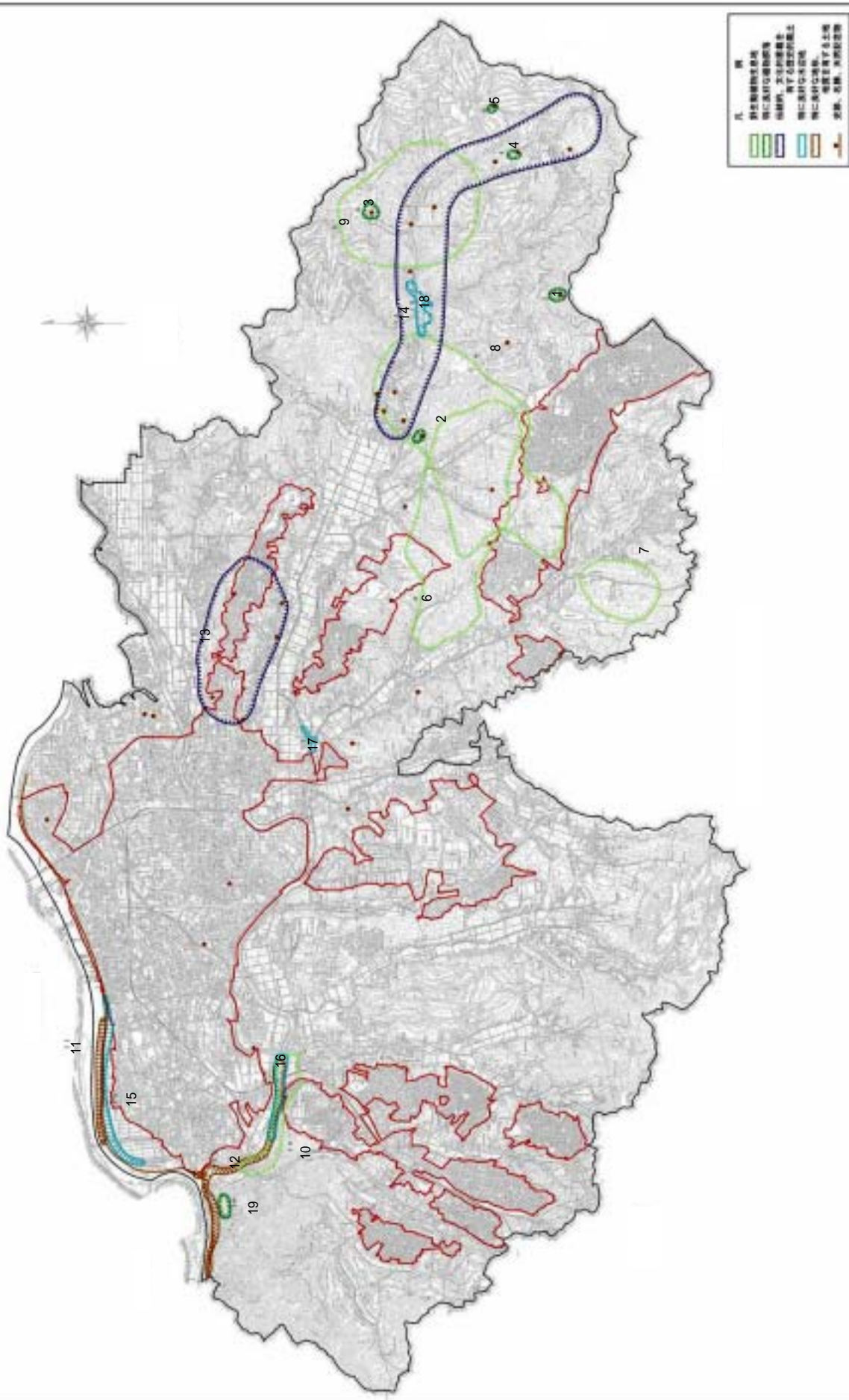
木曽川および可児川の一部は、「特に良好な地形地質を有する土地」および「特に良好な水辺地」に、小淵ダム周辺と久々利川の一部は、「特に良好な水辺地」として位置付けられています。

表 1-3 自然特性現況

図面対象番号	区 分	規模 (ha)		主な内容など
		平成14年	昭和60年	
1	特に良好な植物群落	5.0	5.0	サクライソウ(国指定天然記念物)
2	〃	2.5	2.5	イワオモダカ(市指定天然記念物)
3	〃	3.0	3.0	ヒトツバタゴ(市指定天然記念物)
4,5	〃	3.1	3.1	ハナノキ(市指定天然記念物)
6,7	野生動・植物生息地	313.7	330.0	ハッチョウトンボ
8	〃	344.3	465.0	ギフチョウ
9	〃	180.0	180.0	オオムラサキ
10	〃	78.0	21.0	アライグマ
11	特に良好な地形地質を有する土地	72.5	72.5	木曽川
12	〃	23.0	23.0	可児川
13	伝統的文化的意義を有する歴史的風土	164.5	164.5	古墳群
14	〃	275.2	159.5	窯跡およびその他の史跡の集約地
15	特に良好な水辺地	24.2	24.2	木曽川
16	〃	18.0	18.0	可児川
17	〃	4.5	4.5	久々利川
18	〃	9.4	9.4	小淵ダム周辺
19	良好な植物群落			カタクリ群生地

(資料：都市計画基礎調査)

图 1-3 自然特性图



5) 緑に関する法規制

本市の面積は 8,499ha、その内の 2,124ha に用途地域が指定されている。

農地に対する規制は、農業振興地域が 2,387ha 指定されているのに対し、農用地区域は 685ha (28.7%) にとどまっている。

森林に対する法規制は、地域森林計画対象民有林が 3,381ha 指定されているのに対し、保安林はわずか 489ha (14.5%) となっている。

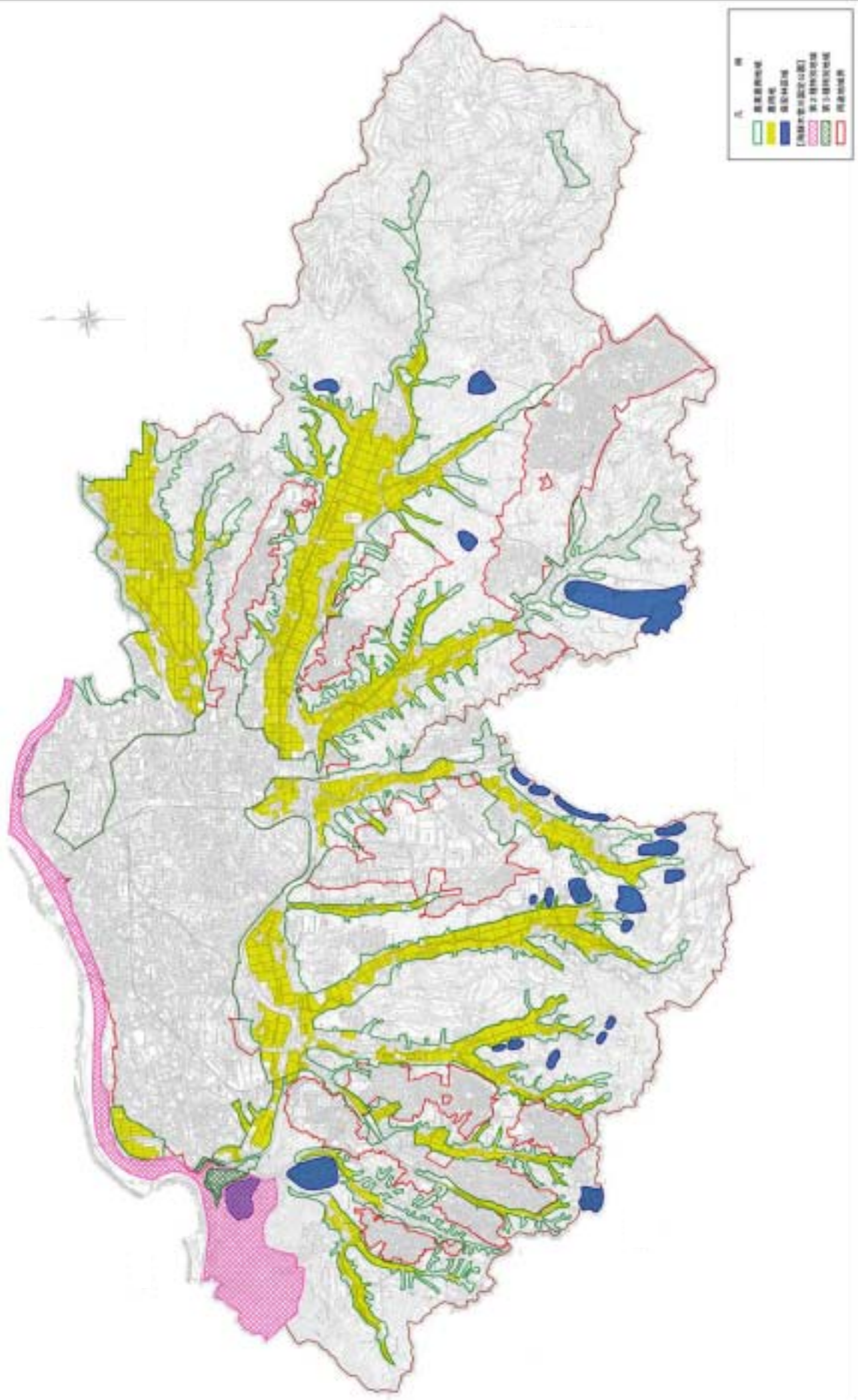
表 1-4 緑に関する法規制状況

(単位: ha)

	面積
市全域	8,499
用途地域	2,124
用途地域外	6,375
自然公園	318
農業振興地域	2,387
農用地区域	685
地域森林計画対象民有林	3,381
保安林区域	489

(資料: 可児市統計書)

図 1-4 線に関する法規制図



2. 緑地量の推移

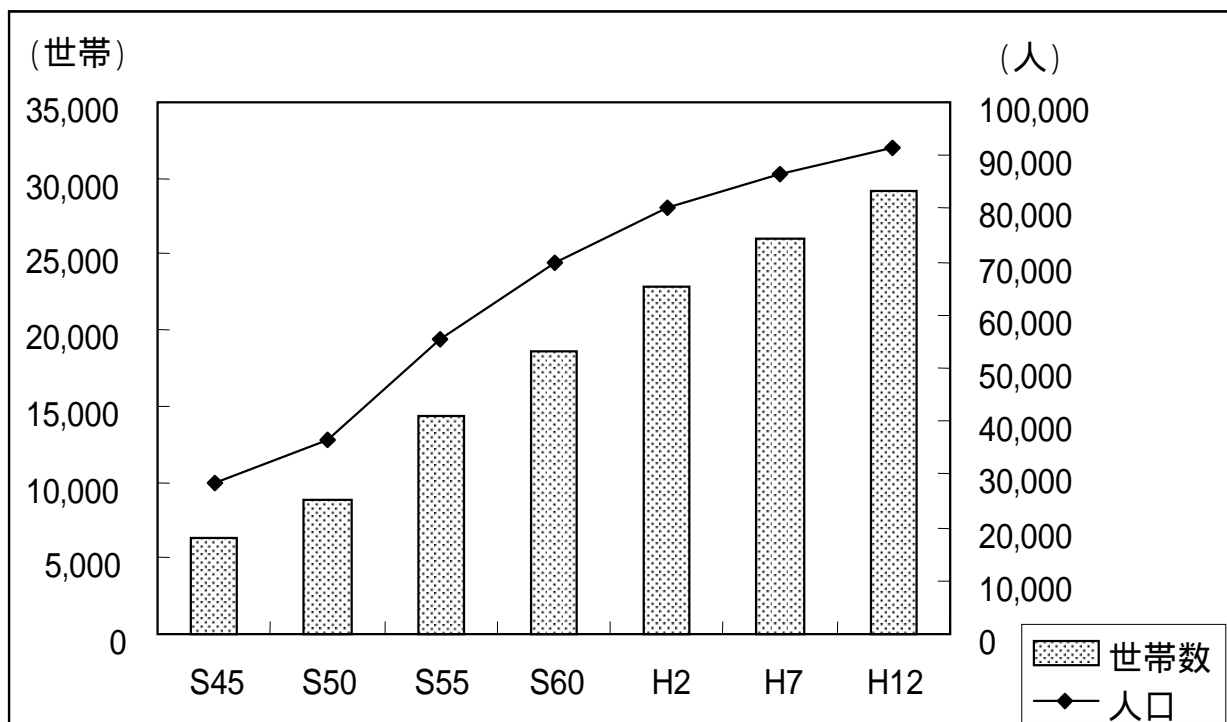
1) 都市化の動向

本市の平成12年(国勢調査)の人口は91,652人、29,141世帯、1世帯当たりの人口は3.15人となっています。

昭和50年以降急激に増加し、昭和57年(当時の人口61,157人)に市制を施行しています。

現在も人口は伸び続けており、平成12年と昭和45年を比べると人口は3.2倍となっています。

図 1-5 人口・世帯数の推移



(資料：国勢調査)

表 1-5 人口・世帯数の推移

	世帯数(世帯)	人口(人)
昭和45年	6,348	28,235
昭和50年	8,809	36,649
昭和55年	14,288	55,248
昭和60年	18,539	69,630
平成2年	22,848	80,012
平成7年	26,009	86,367
平成12年	29,141	91,652

(資料：国勢調査)

地区別人口を昭和60年と比較すると、全ての地区で増加しています。

地区別の人口（平成12年）をみると、帷子が22,464人（24.5%）と最も多く、久々利が1,876人（2.0%）と最も少なくなっています。

表 1-6 地区別人口の推移

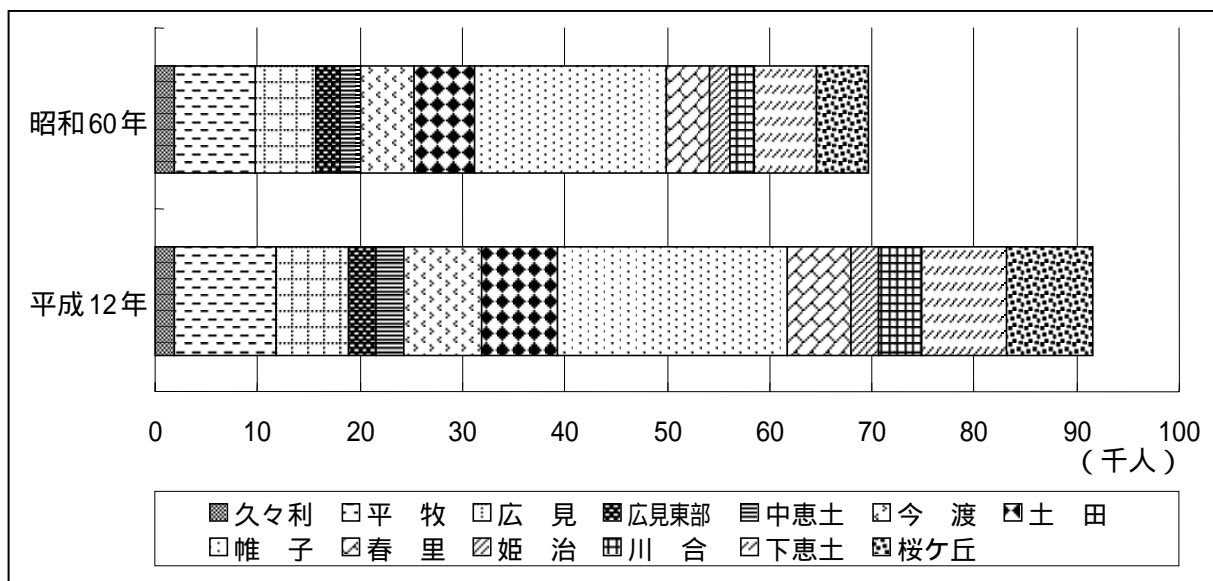
区分	人口（人）		
	昭和60年	平成12年	H12/S60
久々利	1,790	1,876	104.8%
平牧	8,002	9,966	124.5%
広見	5,843	7,054	120.7%
広見東部	2,378	2,666	112.1%
中恵土	2,101	2,707	128.8%
今渡	5,228	7,623	145.8%
土田	5,830	7,425	127.4%
帷子	18,689	22,464	120.2%
春里	4,299	6,163	143.4%
姫治	1,955	2,675	136.8%
川合	2,352	4,178	177.6%
下恵土	6,076	8,328	137.1%
桜ヶ丘	5,087	8,527	167.6%
総数	69,630	91,652	131.6%

（資料：国勢調査）

図 1-6 地区区分図



図 1-7 地区別人口の推移



（資料：国勢調査）

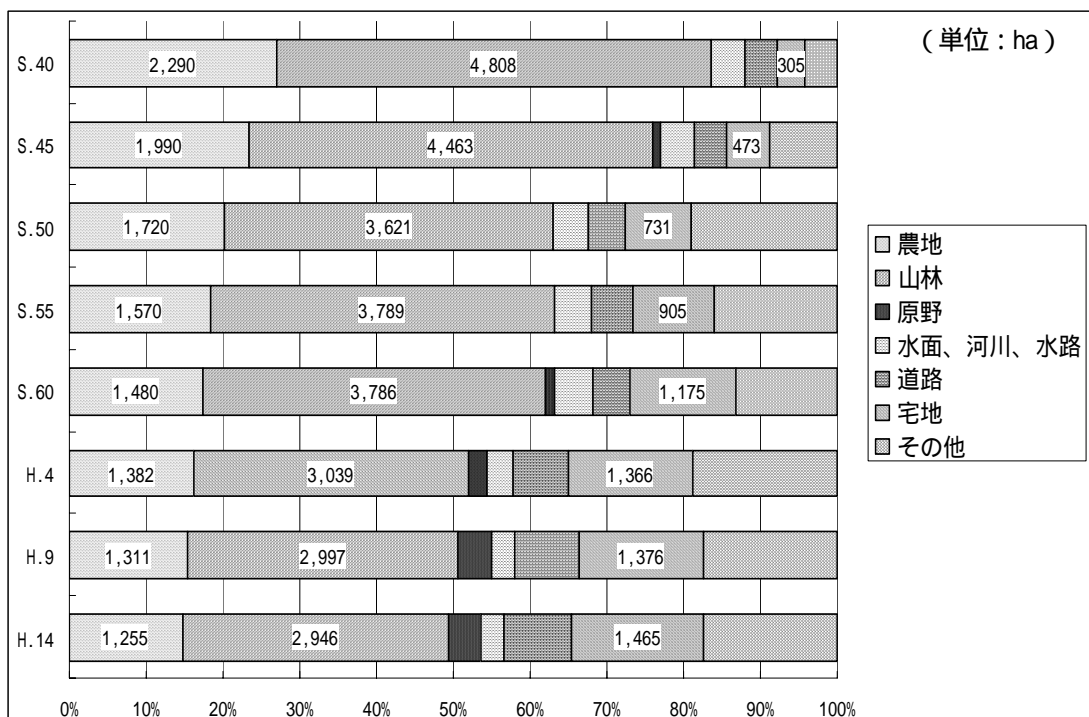
2) 緑地量の推移

地目別土地利用面積推移

本市の土地利用現況（平成 14 年）は、山林が 34.7%と最も多く、次いで宅地 17.2%、農地 14.8%の順になっています。

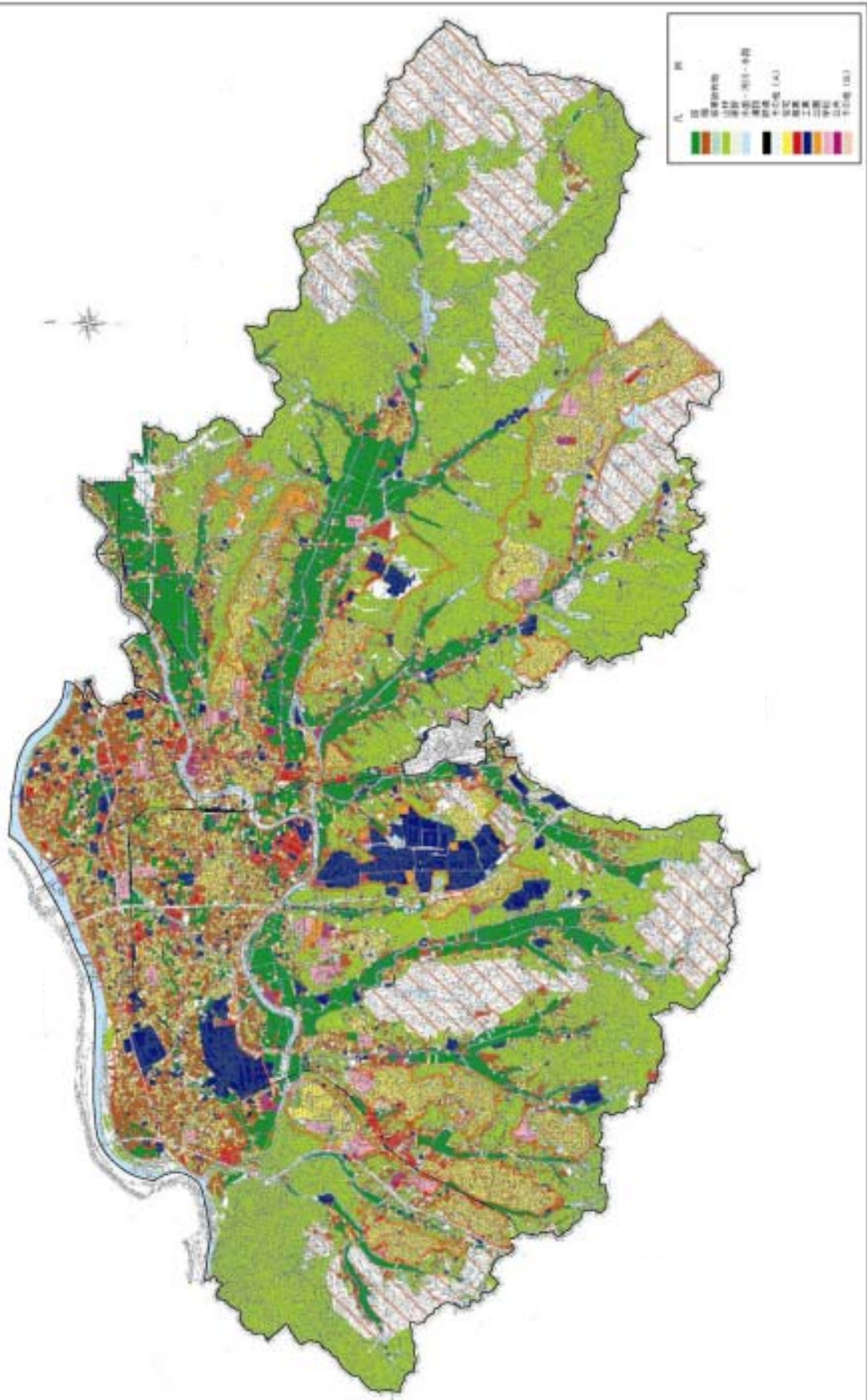
昭和 45 年と比較すると、農地は 36.9%、山林は 34.0%減少し、宅地は 3 倍に増加しています。

図 1-8 地目別土地利用面積の推移



(資料：都市計画基礎調査)

图 1-9 土地利用现状图

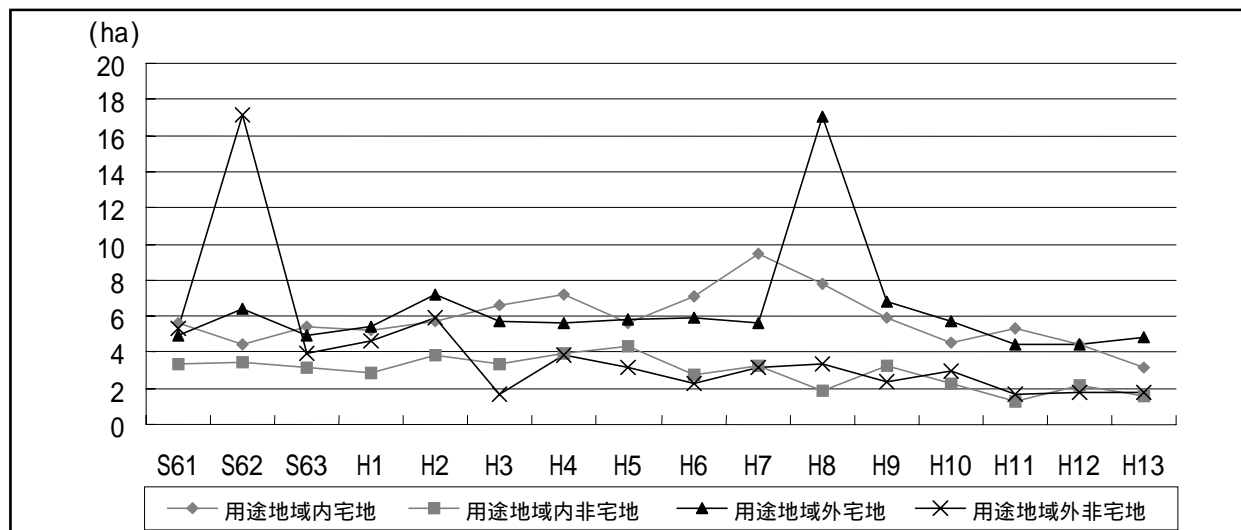


農地転用の状況

昭和 61 年から平成 13 年までの農地転用の動向をみると、本市全体としては用途地域内・外にかかわらず、毎年 20ha 前後で農地転用が行われています。

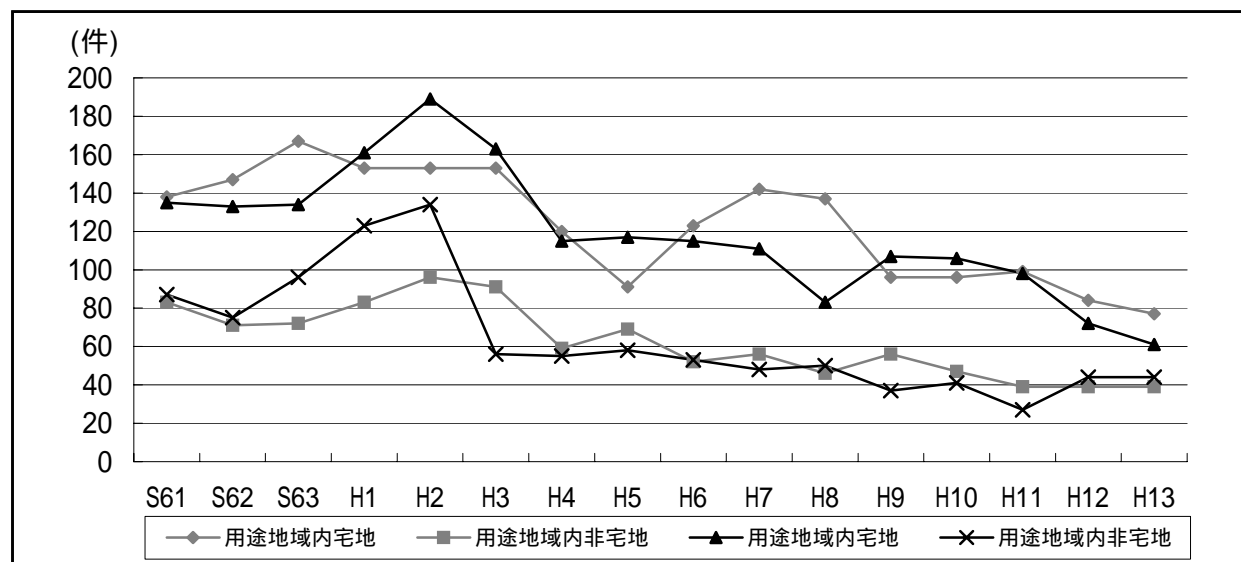
平成 9 年以降は面積・件数ともに減少傾向にあります。

図 1-10 用途地域内・外別 農地転用面積の推移



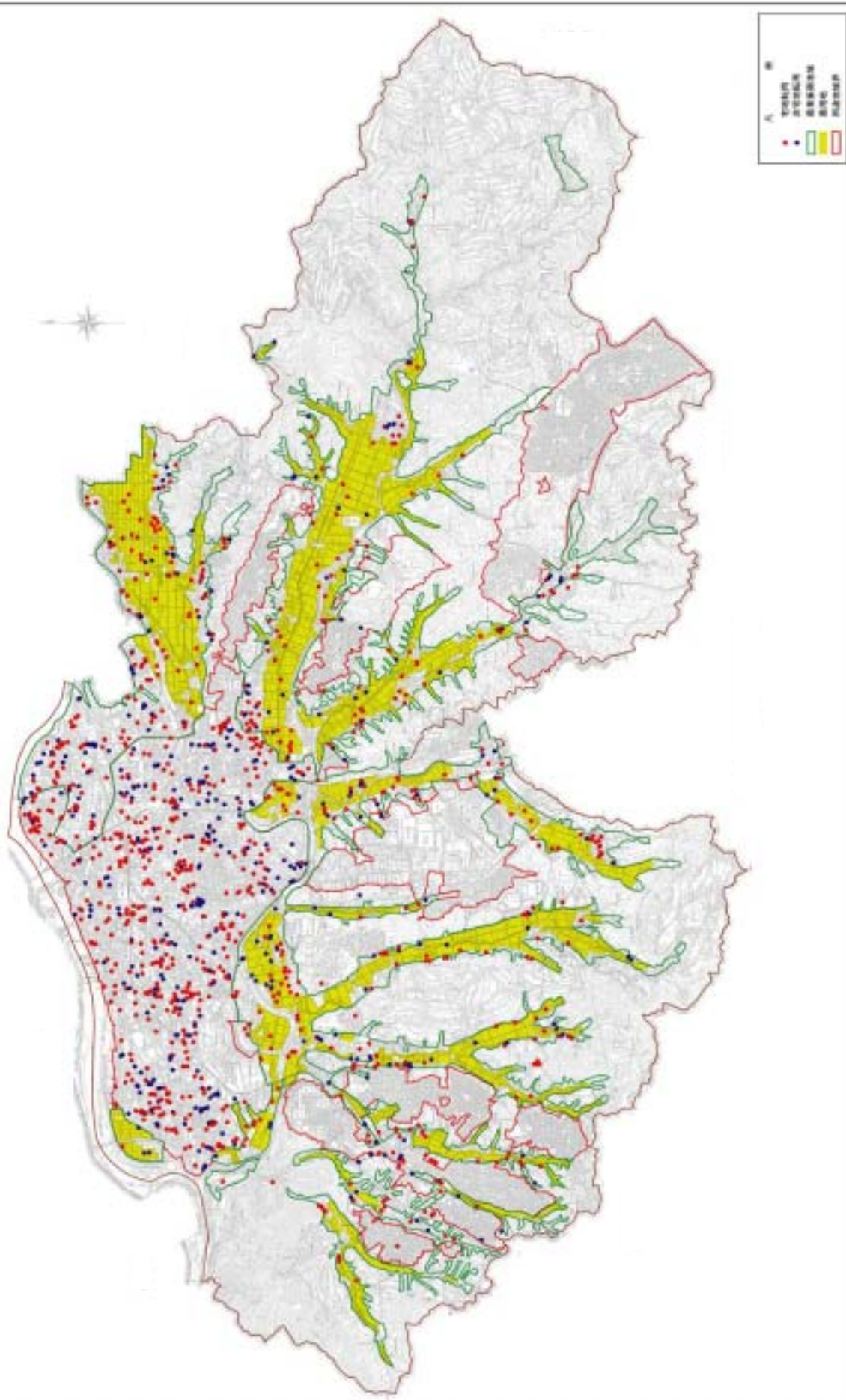
(資料：都市計画基礎調査)

図 1-11 用途地域内・外別 農地転用件数の推移



(資料：都市計画基礎調査)

图 1-12 農地転用状況図 (H9 ~ H13)



3 . 公園緑地などの整備状況

1) 都市公園などの整備状況

本市の都市公園などは 27 箇所、一人当たり公園面積は 9.63 m²あります。

本市の一人当たり公園面積は岐阜県平均よりも高く、県内の他市と比較しても多治見市に次いで高い値となっています。

実態は大規模公園である花フェスタ記念公園が都市公園面積の 86%を占め、住区基幹公園の整備水準は高いとはいえません。また、都市基幹公園である総合公園、運動公園は整備されていません。

表 1-7 都市公園など種別ごとの面積・整備水準

(2003年10月1日現在)

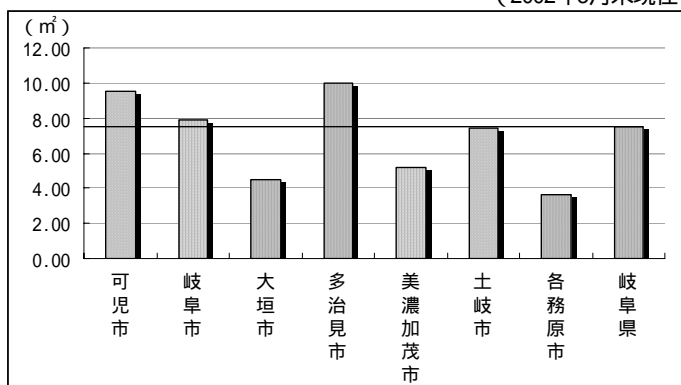
		都市公園		供用		一人当たり 計画基準 面積 (m ²)	一人当たり 都市公園 面積 (m ²)
		箇所	面積 (ha)	面積 (ha)	割合 (%)		
住区基幹 公園	街区公園	23	5.42	5.42	100.0 %	1.0	0.55
	近隣公園	1	1.00	1.00	100.0 %	2.0	0.10
	地区公園	1	3.50	3.50	100.0 %	1.0	0.36
都市基幹 公園	総合公園	0	-	-	-	1.0	0.00
	運動公園	0	-	-	-	1.5	0.00
大規模公園	広域公園	1	80.70	80.70	100.0 %	-	8.27
都市緑地		1	3.30	3.30	100.0 %		0.34
都市公園計		27	93.92	93.92	100.0 %		9.63

(資料：都市計画基礎調査)

一人当たり都市公園面積は平成15年10月1日現在の人口97,523人で除した数値

図 1-13 一人当たり都市公園面積の比較

(2002年3月末現在)



(資料：地域経済総覧 2004)

表 1-8 都市別 都市公園面積

(2002年3月末現在)

	都市公園 面積(ha)	人口 (人)	一人当たり 面積(m ²)
可児市	87.1	91,785	9.49
岐阜市	316.0	401,269	7.88
大垣市	66.8	148,205	4.51
多治見市	104.7	104,994	9.97
美濃加茂市	24.3	47,122	5.16
土岐市	47.0	62,989	7.46
各務原市	48.7	133,900	3.64
岐阜県	1,413.7	2,109,013	7.54

(資料：地域経済総覧 2004)

2) 公共施設緑地

準公園

都市公園として指定されていない準公園などは212箇所、77.41haあります。主に住宅団地開発時に整備されたものであり、幼児・児童の遊び場として、また地域住民の憩いの場として重要な役割を果たしています。

公立学校

本市の公立学校は、小学校：10校、中学校：5校、高校：2校、そして岐阜県立農業大学校が1校立地しており、公立学校の合計面積は75.39haとなっています。

3) 民間施設緑地

私立学校

本市の私立学校は、中学校：1校、高校：1校、大学：1校が立地しており、私立学校の合計面積は7.72haとなっています。

神社

本市には市街地や集落地における貴重な緑地空間である神社が52箇所、8.27haあります。

市民農園

本市には市営の市民農園が1箇所、民間の市民農園が3箇所で開催されており、合計面積は1.25haとなっています。

4) 施設緑地現況量

本市の都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地を合計した施設緑地の面積は263.96haとなっています。

都市公園の面積は用途地域外に多く、公共施設緑地については用途地域内が用途地域外に比べ2倍の面積となっています。また、民間施設緑地については、用途地域内の方が若干多くなっています。

表 1-9 施設緑地現況量

(2003年10月1日現在、単位：ha)

区 分		用途地域内 (1)	用途地域外 (2)	都市計画区域 (1)+(2)=(3)
施設 緑地	都市公園	9.48	84.44	93.92
	公共施設緑地	101.76	51.04	152.80
	民間施設緑地	10.21	7.03	17.24
	合 計	121.45	142.51	263.96

(資料：都市計画基礎調査)

5) 公園利用不便区域

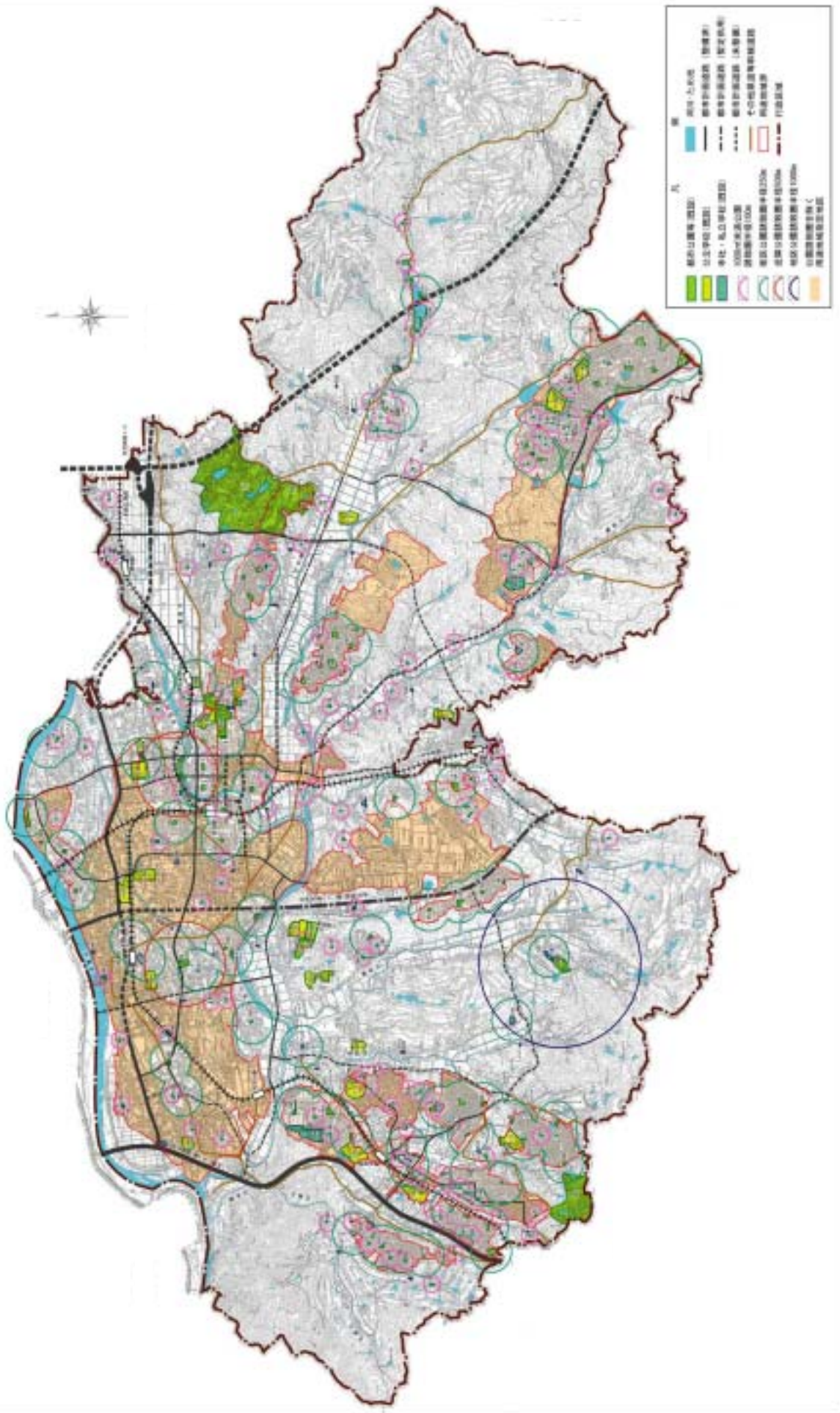
本市の都市公園および準公園で、都市公園法で定められている住区基幹公園の公園誘致距離（ただし、1,000㎡未満の公園については法で定められていないため、誘致距離を100mとする）を種別ごとに地図上に記入すると、可児川の南側の丘陵地については充足しているのに対し、北側の市街地地区については公園が少ない状況となっています。

表 1-10 住区基幹公園の誘致距離

種 別	規 模	誘致距離の標準
街区公園	面積0.25haを標準とする	250m
近隣公園	面積2haを標準とする	500m
地区公園	面積4haを標準とする	1,000m

（参考：都市公園法）

图 1-14 施設緑地現況図



第2章 緑に関する市民意識

緑に関する市民意識を把握するために、まず市民の目から見た本市の緑に対する意識を市民意識調査から抽出しました。次に本市の緑について詳しい環境団体などとのワークショップの中で、緑の特性および課題を整理しました。さらにきめ細かい計画を実現するために、地域懇談会を開催し、意見交換を行いました。

1. 市民意識調査（骨子）

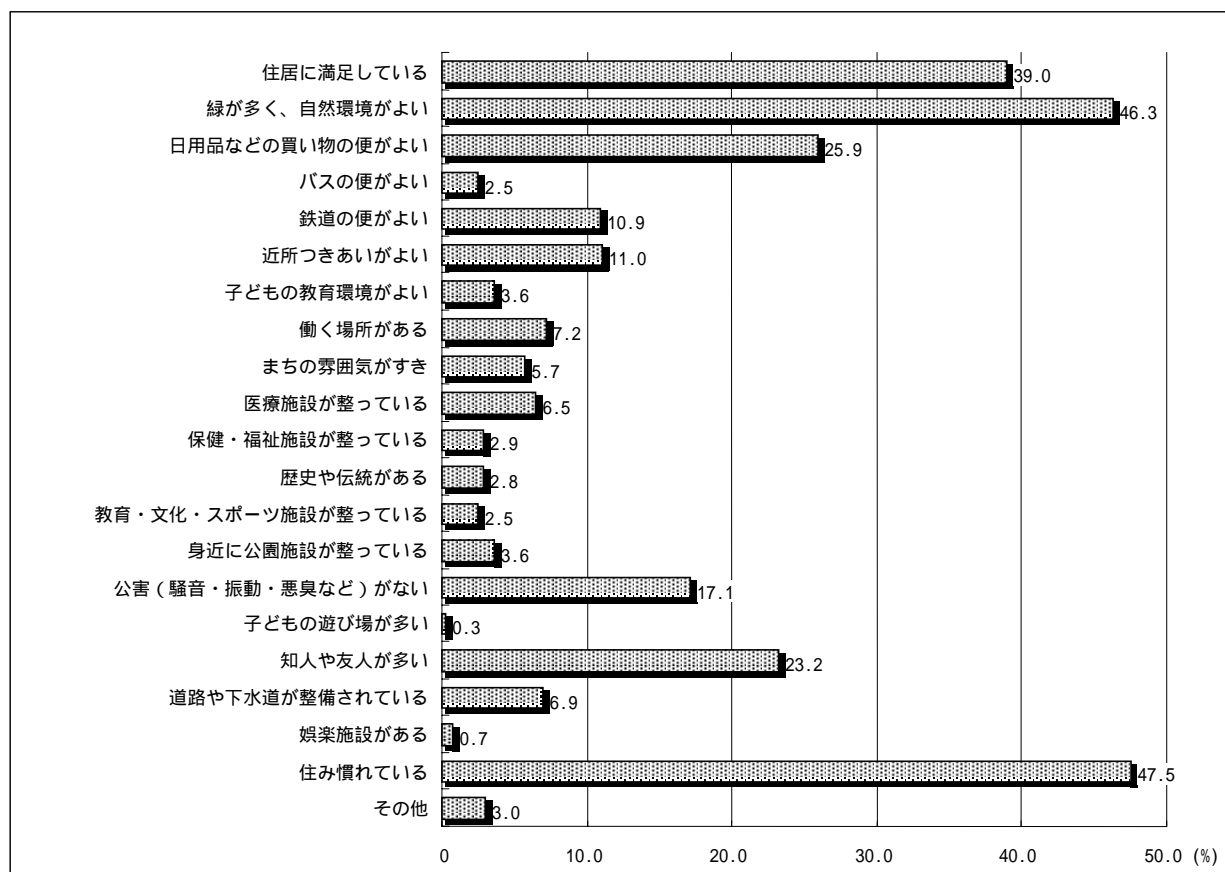
本市における市民ニーズの経年変化と現代社会の抱える諸問題への関心度などを把握し、今後の市政運営に反映させるため、平成15年9月～10月にかけて市民意識調査が行われました。その中で緑に関する事項について抜粋し、整理するものとします。

< 調査概要 >

調査地域： 可児市全域
調査対象者： 可児市内在住の満16歳以上の男女
抽出方法： 住民基本台帳より無作為抽出
標本数： 3,000人
回収数： 1,987人(66.2%)
調査期間： 平成15年9月19日～平成15年10月31日
調査方法： 調査票による本人記入方式、郵送による配布・回収

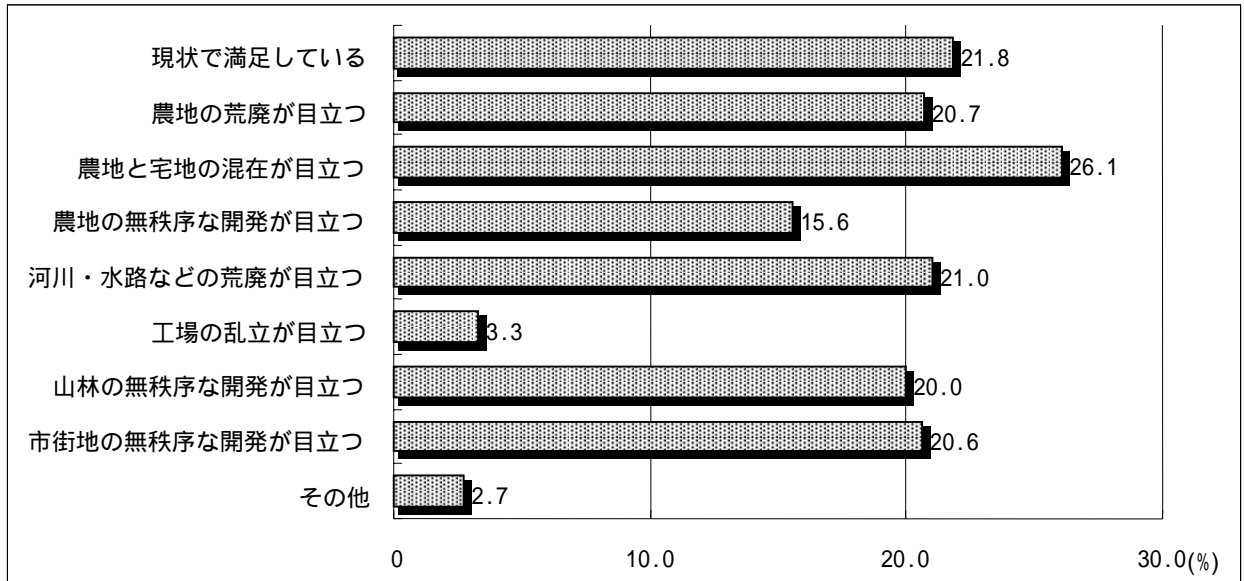
住み続けたい理由

今後も本市に住み続けたい人の理由は、「緑が多く、自然環境がよい」が46.3%と、「住み慣れている」の47.5%に次いで2番目となっています。



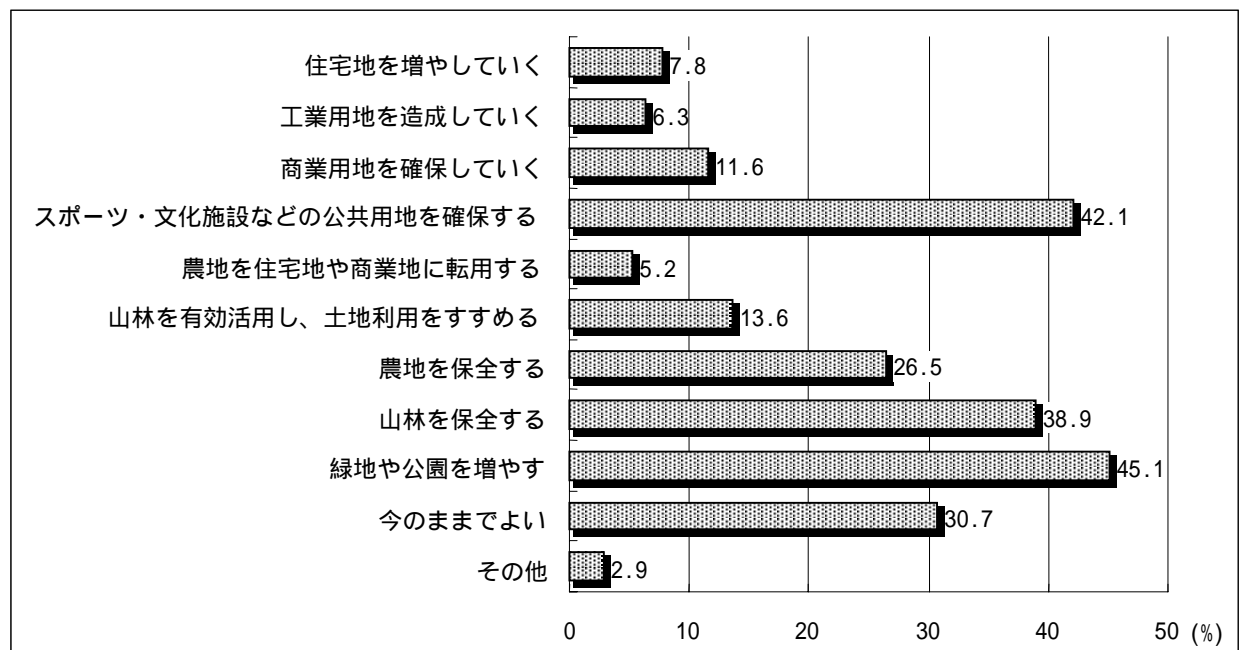
土地利用の現状について

本市全体の土地利用については、「農地と宅地の混在が目立つ」が26.1%と最も高くなっています。



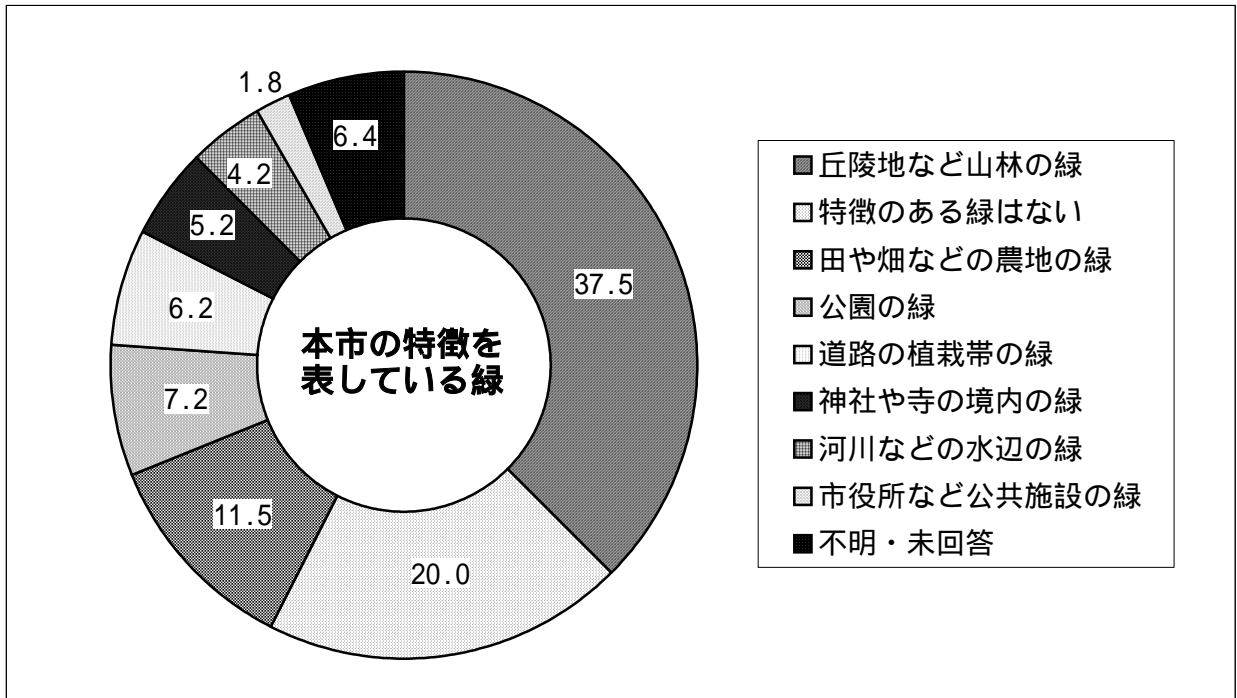
将来の土地利用の方向性について

将来の土地利用について優先度の高い項目は、「緑地や公園を増やす」が45.1%と最も高く、次いで「スポーツ・文化施設などの公共用地を確保する」が42.1%、「山林を保全する」が38.9%となっています。



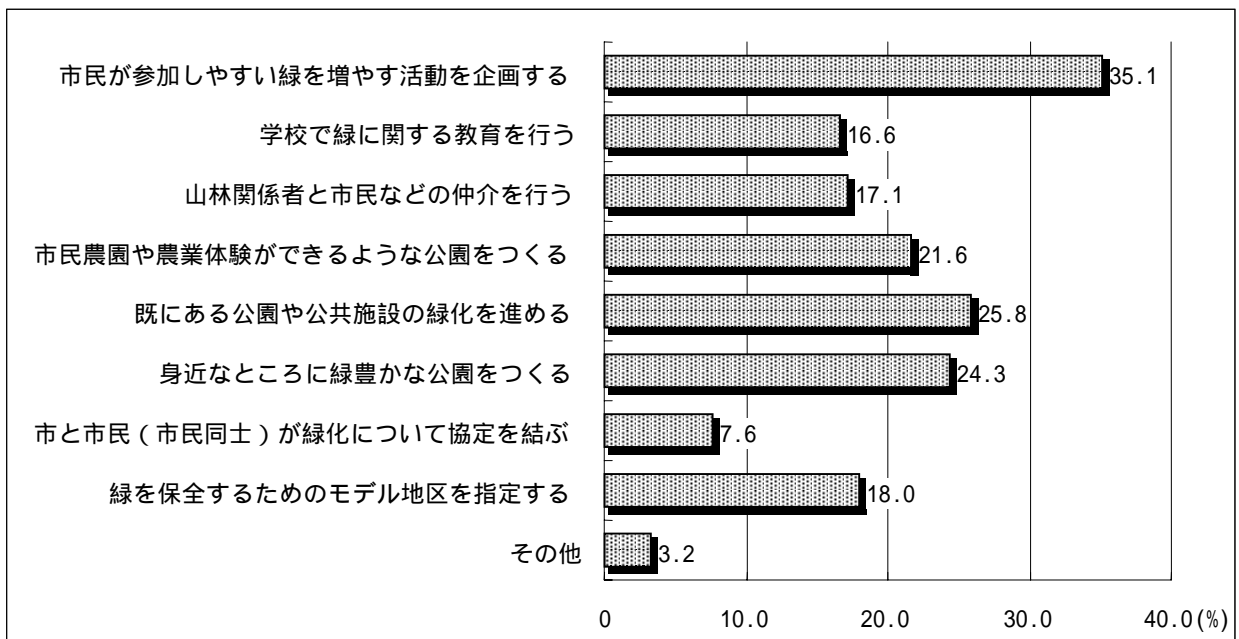
本市の特徴的な緑

本市の特徴を表している緑は、「丘陵地など山林の緑」が 37.5%と圧倒的に高く、次いで「特徴ある緑はない」の 20.0%となっています。



緑地を保全し、増やすためには

残された山林や田畑などの緑地を保全し、増やしていくためには、「市民が参加しやすい緑を増やす活動を企画する」が 35.1%と最も高く、次いで「既にある公園や公共施設の緑化を進める」が 25.8%、「身近なところに緑豊かな公園をつくる」が 24.3%、「市民農園や農業体験ができるような公園をつくる」が 21.6%、「緑を保全するためのモデル地区を指定する」が 18.0%の順になっています。



2. 市民ワークショップ・地域懇談会（意見の骨子）

本市における緑の特性および課題を整理し、地域ごとに検証するために、平成16年3月から平成17年2月にかけて計4回の市民ワークショップを行いました。また、平成16年11月に地域別懇談会を4地区で開催しました。

第1回ワークショップ

開催日時：平成16年3月4日（木）

テーマ：「可児の緑で、あなたが好きな緑、問題箇所を教えてください」

参加団体：第1部（14:00～16:00）；農業委員会、老人クラブ連合会、自治連絡協議会

第2部（19:00～21:20）；可児ケナフの会、可児市めだかの楽校、可児の良さの再発見部会、里山クラブ可児、鳩吹山ともの会、可児の自然に親しむ会、鳩吹山を緑にする会

（1）あなたの好きな緑、好きな公園、大切な緑はどこですか？

票数	場 所	理 由 な ど
9	鳩吹山とその周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・緑が豊かであり展望も良いところである。 ・自然環境が可児市で一番である。 ・特色のある植物がある。
8	浅間山とその周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・可児市の最高峰であり緑が深い。 ・サクライソウなどの貴重な動・植物もある。 ・山頂からの景色が良い。 ・あまり人が寄り付かないので、自然を残すには良い。
5	可児川下流公園	<ul style="list-style-type: none"> ・カタクリが自生している。 ・紅葉、桜などの植物がある。 ・自然の中の自然な風景（氷室周辺）。
5	小淵ダム周辺、奥礪林道	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒカゲツツジなどツツジの仲間や、ヒトツバタゴ、ハナノキ、タムシバなど特色ある植物が多い。 ・生態系が豊かで、さわってほしくなかった。 ・開発の危険にさらされる貴重生態系である。
4	久々利周辺の森、山	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重な植物の宝庫である。 ・人手が入らなくなり、かなり時が過ぎている。 ・河川、里山のバランスの良さ。 ・ゴルフ場と住宅地の間にまとまった緑が残っている。
4	大森の湿原、湧水	<ul style="list-style-type: none"> ・湿地の特色ある植物がある。 ・開発の危険にさらされる貴重生態系である。 ・東濃特有の大切なものである。
4	可児やすらぎの森	<ul style="list-style-type: none"> ・公園として利用価値が高い。

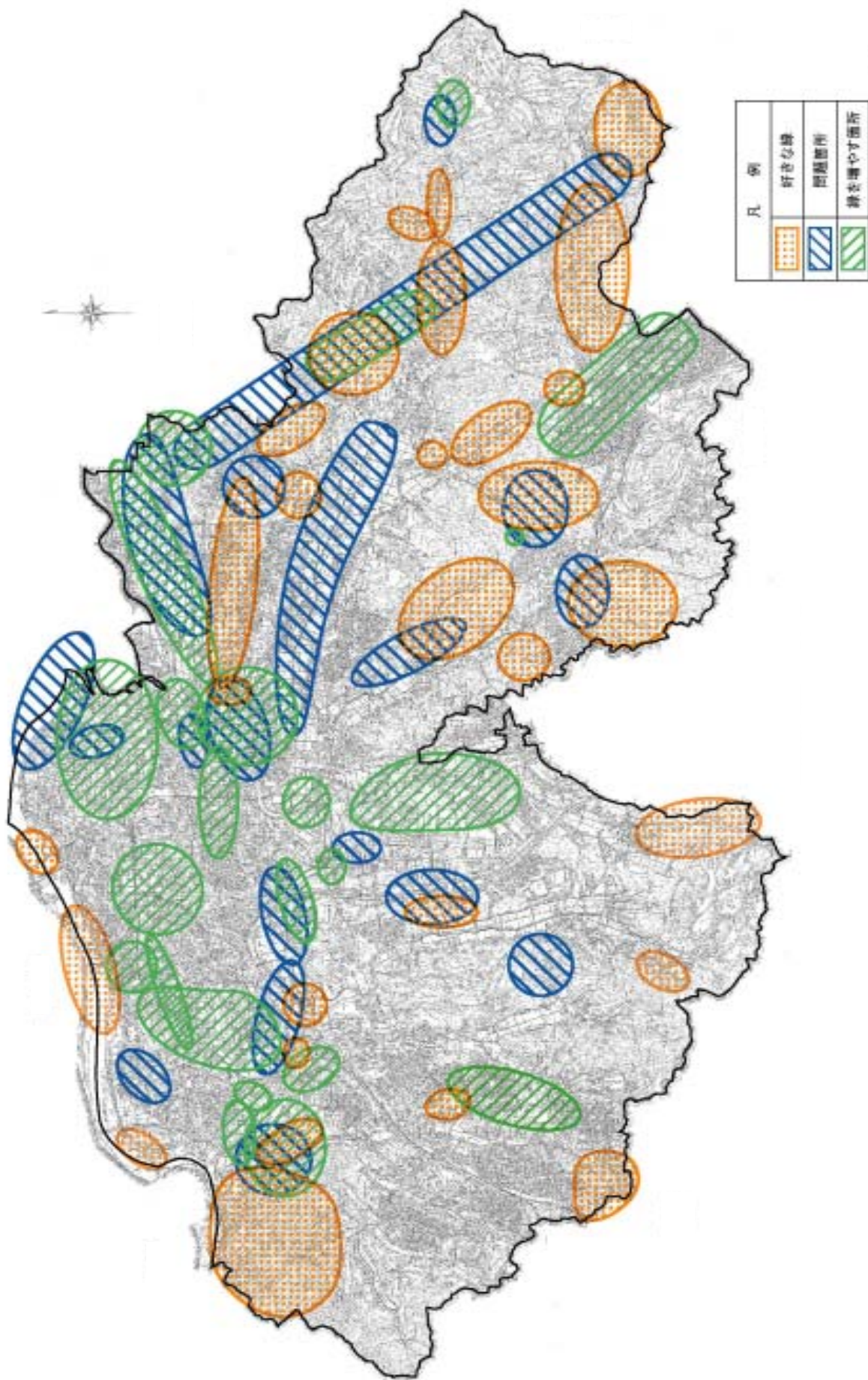
(2) あなたが緑地、農地の保全上問題だと思う箇所はどこですか？

票数	場 所	理 由 な ど
9	坂戸の農地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古来から広い田園地帯であったが、商用施設の増加により農地が減少している。 ・ 商業化が急速に進んでいる。 ・ 開発ラッシュで危ぶまれる。 ・ 計画的に開発しているとは思えない。
9	瀬田（東海環状自動車道 I.C 付近）	<ul style="list-style-type: none"> ・ いつまでも残しておきたい田園である。 ・ 一斉に農地がなくなっている。田や緑を残すべき。

(3) あなたが緑を増やすべきだと思う箇所はどこですか？

票数	場 所	理 由 な ど
5	可児川周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可児駅、瀬田から中恵土、坂戸周辺、広見の街中などの流域全体の緑が少ない
5	広見の街中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体に緑が少ない。地域による緑化が必要。
5	木曽川（土田、渡）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防に緑が無い。岸に植林をしてほしい。桜並木にするとうい。
4	川合地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体に緑が少ない。

図 2-1 ヒアリング結果図



第2回ワークショップ

開催日時：平成16年6月8日(火) 19:00~21:00

テーマ：「緑の将来像を考えよう！」

参加団体：農業委員会、老人クラブ連合会、自治連絡協議会

可児市めだかの楽校、可児の良さの再発見部会、里山クラブ可児、
鳩吹山ともの会、可児の自然に親しむ会、鳩吹山を緑にする会

抽出されたキーワード

軸

・木曽川 ・可児川 ・久々利川

拠点

・鳩吹山 ・浅間山

保全

・南部の湿地 ・農地 ・田園と里山風景

第3回ワークショップ

開催日時：平成16年10月14日(木) 19:00~21:00

テーマ：「市街地地区の緑を考えよう！」

参加団体：同上

緑のネットワーク

- ・木曽川と可児川を周遊できる散策ルートの整備
- ・国道248号の緑化と河川周遊ルートのネットワークの強化
- ・愛知用水沿いの活用

緑の拠点

- ・河川周遊ルート上に拠点となる公園や緑地を確保(渡クラブ北側、鬼ヶ島など)
- ・可児市文化創造センターとの一体的利用や有機的な結びつきの強化

市街地内の緑化

- ・市街地内農地の活用 地域のニーズにあった借地公園、市民農園の拡大(花畑・ガーデニング・学童用農園など)、ナシ畑の観光農園
- ・神社林の保全と活用(白鬚神社など)
- ・宅地内緑化の推進

地域別懇談会

- 1 住宅団地と森林地区（帷子地区）

開催日時：平成16年11月9日(火) 19:00～21:00

開催場所：帷子公民館

参加者数：14人



公園整備などについて

- ・住宅団地内公園の質の向上を図るとともに、再整備に当たっては住民参加型の公園づくりが必要。
- ・可児やすらぎの森に新たなレクリエーション・メニューを付加して一層の充実を図る。
- ・可児川下流域自然公園については、散策路の整備を中心に行い、鬼ヶ島の活用を図る。

緑化について

- ・宅地内緑化や市民花壇づくりを推進する。
- ・緑を育むルールづくりが必要である。

緑の保全について

- ・鳩吹山については、保全活動を実践している人の意見を聞きながら、補植などを行って付加価値を高めていくことが望ましい。
- ・住宅団地周辺の斜面緑地および樹林を管理する体制づくりが必要である。

- 2 洞と里山地区（春里・姫治地区）

開催日時：平成16年11月10日(水) 19:00～21:00

開催場所：春里公民館

参加者数：19人



緑の保全について

- ・洞の農道を散歩する場合のマナーの徹底やルールづくりが必要である。
- ・洞の農地保全を地区全体の問題とするために、農家と一般市民が交流できる場や話し合いの場を設ける必要がある。
- ・住宅団地周辺の斜面緑地および樹林を管理する団地内住民による体制づくりが必要である。
- ・財産区や市民が所有している森林を里山学習林に活用したり、自治会で管理をしたりして多くの人がかかわれるようにする。

緑化について

- ・坂戸の大型商業施設については、プランターやコンテナ樹木による緑化の推進を図る。
- ・川沿いの地域はできる限り緑化を推進する。

公園整備等について

- ・可児市運動公園についてはスポーツ施設の増設だけでなく、緑や花も充実させる。
- ・田畑、里山、小川を巡る散策路を整備する。
- ・公園を計画する場合は、子どもからお年寄りまでの意見を取り入れて住民参加型の公園づくりを行う。

- 3 丘陵地地区（久々利・平牧・桜ヶ丘・広見東）

開催日時：平成16年11月17日(水) 19:00～21:00

開催場所：平牧公民館

参加者数：30人



- ・農地の保全是極めて難しい課題であるが、市民農園や休耕田の緑化などの施策を行うことにより、少しでも保全に努めることは必要である。
- ・市民農園について、住宅団地住民の家庭菜園程度の耕作意欲は非常に高い状況であるが、遊休農地などの問題に悩む所有者の中には市民農園の仕組みを知らない人もいるため、貸し手と借り手の間に行政などが上手くかかわって、貸借関係のシステムが構築されれば、需要は見込めるのではないかと。
- ・山林の竹藪化が深刻であるが、山の管理はほとんどできない状況であるため、里山保全活動の場としてボランティアなどに貸すことは可能である。
- ・ため池の活用については、権利関係や立地状況がさまざまであるため、詳細を把握するための調査や池の所有者との綿密な調整が必要である。
- ・当地区は歴史的な景観や史跡を多く残す地域であるため、それらをつなぐ散策路の整備とともに、マップなどを作って啓発すると大変良い資源になるのではないかと。

- 4 市街地地区（広見・川合・下恵土・中恵土・今渡・土田）

開催日時：平成16年11月18日(木) 19:00～21:00

開催場所：総合会館分室

参加者数：25人



- ・大人が楽しめる公園がないため、面的に大きな公園を整備するよりも、むしろ中高年層の健康志向に対応して、木曽川・可児川・愛知用水沿いに散策路を整備すべきである。また、楽しくウォーキングができるように歩道の拡幅やポケットパークなども整備し、散策路ネットワークの充実を図ることが望まれる。
- ・木曽川河川敷の「今渡の渡し」から「土田の渡し」の間が通行できないため、貴重な地域資源が生かされていない。よって、市民緑地などに指定するとともに散策路のような形でつなげる必要がある。（これが実現できれば、周辺の自治会や一般市民による樹林地の維持管理が期待できる）
- ・小中規模公園の再整備および新設については、利用者層、施設内容、管理体制などを検討し、利用者の声を聞きながら、だれもが使いたくなる公園を整備することが必要である。

第4回ワークショップ

開催日時：平成17年2月8日(火) 19:00～21:00

テーマ：「中心市街地と木曽川左岸土田緑地の整備方針と住民参加のあり方を考えよう！」

参加団体：農業委員会、老人クラブ連合会、自治連絡協議会

可児ケナフの会、可児市めだかの楽校、可児の良さの再発見部会、里山クラブ可児、
鳩吹山ともの会、可児の自然に親しむ会、鳩吹山を緑にする会

木曽川左岸土田緑地について

- ・当該地区は、化石林、鳥類のヤドリ木、奇岩など歴史的資源が多いとともに、竹林(マダケ、モウソウチク)、雑木林、湿地など多様な自然環境に恵まれており、散策路を整備することにより、それらを鑑賞することができ、市民の憩いの場となる。

中心市街地の緑化について

- ・都市計画道路可児駅前線については、本市のシンボルロードとして、大きく成長する街路樹を植栽し、緑のトンネルとなるよう目指してはどうか。
- ・民有地の緑化を推進させるためには、公共建築物の壁面緑化など公共側が率先して緑化の推進を図ることが必要である。
- ・市街地内は、花による緑化が望ましく、プランターやハンギングで花いっぱいになりたい。ただし花による緑化は維持管理が大変であるため、まちづくりと一体となって考えていく必要がある。
- ・年に数回、地区別対抗で花のコンクールを行ったり、地区内を同色の花で飾ったりする、特色あるイベントを開催する。

緑とのかかわり方について

緑に関することで、あなたは何がしたいですか？

- ・散歩道の整備、可児川下流域自然公園の整備、花や緑の中を歩きたい、自宅の緑化、貴重な緑の保全活動、緑によるまちづくりへの協力など。

緑に関することで、あなたは何ができますか？

- ・鳩吹山の保全、樹林の管理、散歩道整備、沿道の花飾り、草刈りや清掃活動、自宅の緑化など。

緑に関することで、市民は何をすべきですか？

- ・緑によるまちづくりの協力、自宅の緑化、花いっぱい運動への参加、緑化の必要性の認識、山林を公共の財産として考える、草刈りや清掃活動など。

第3章 緑の解析評価と課題

1. 緑の解析評価

1) 緑の評価の視点

緑は、以下に示すようなさまざまな機能を持っています。

気温の調節、生物の生息環境形成などの**環境保全機能**

高い保水能力と地盤支持力などによる自然災害の防止・軽減、延焼防止や緊急活動災害復興の拠点などの**防災機能**

心身ともに健康な市民生活を送るための**レクリエーション機能**

地域に風格を与え、誇りを持てる街並みをつくるための**景観形成機能**

ここでは、本市の緑や緑地を環境保全、防災、レクリエーション、景観の4項目について現況や市民意識調査、各種データなどに基づき、以下の視点から評価を行います。

環境保全 : 本市を代表する自然もしくは身近な自然であり、都市環境負荷の軽減、生態系の保全など、環境を保全するために必要とされる緑

本市を代表する緑

市街地の中の身近な自然の要素となる緑

都市環境負荷の軽減に役立つ緑

生態系の保全に資する緑

農業生産に資する緑

防 災 : 災害の防止・被害の緩和に役立つ緑やオープンスペース、災害時における避難場所、避難路など、都市の安全性を守り高める緑

災害の危険性を防止・軽減している緑

市街地の防災性向上に役立つ緑・オープンスペース

避難活動を助ける緑・オープンスペース

レクリエーション : 日常的なリフレッシュおよび広域的なレクリエーション活動に対応する緑など、レクリエーション需要に対応して積極的に活用される緑

心と体のリフレッシュ空間要素としての身近な緑

広域的なレクリエーション空間要素としての緑

景 観 : 本市の郷土風景、眺望点景観などの景観の特異点、その他景観形成が求められる空間など、都市の景観を構成し演出する要素としての緑

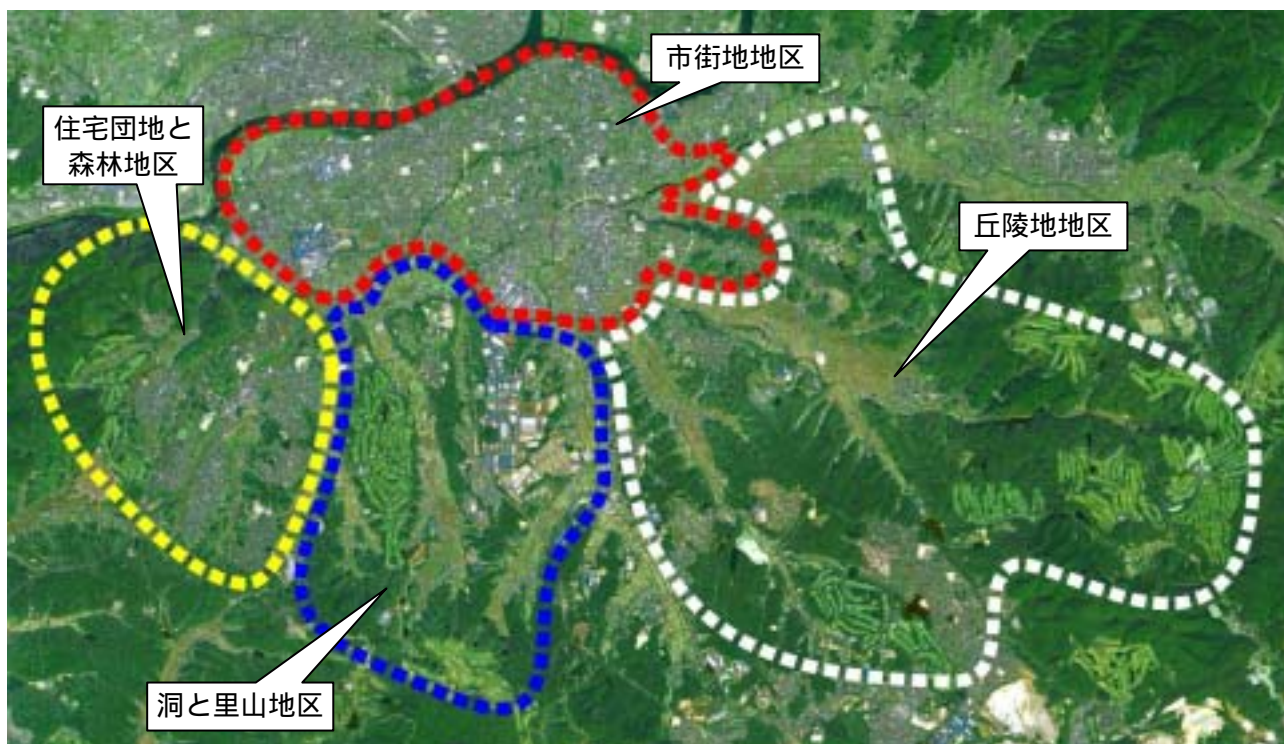
自然景観の要素となる緑

歴史的・文化的な景観と一体的にとらえるべき緑

身近な景観形成の要素となる緑

2) 緑の構造の分類

緑の特性および市街化の状態より、本市を下图のように4地区に分類し、緑の構造の評価を行います。



市街地地区

広見、下恵土、中恵土、川合、今渡、土田の市街地部

住宅団地と森林地区

帷子、土田の丘陵地部

洞と里山地区

春里、姫治

丘陵地地区

久々利、平牧、桜ヶ丘、広見東部

3) 地区別特性と評価

市街地地区（広見、下恵土、中恵土、川合、今渡、土田の市街地部）

木曽川沿いの平地に形成された市街地を中心とする当該地区は、その大部分に用途地域が指定されています。

地区内の多くが田畑を中心とする農業基盤をベースに形成されていることから、市街地においても多くの田畑や雑種地が現在は残されており、比較的緑の多い環境であるといえます。

しかしながら、面的基盤整備がされていないことから街区公園などの住区基幹公園の整備水準は低く、用途地域内においても公園利用不便地区（誘致圏外）が多くあります。

その一方で、本市の軸である木曽川に接し、地区内を可児川や愛知用水が横断することから、水と緑の資源としては少なくないといえます。

木曽川



河岸段丘の緑



白鬚神社（土田）



市街地風景

要素	評価
環境保全	<p>丘陵地の多い本市においては、市街地の緑が多いと感じている人は比較的少なく、アンケートの「住みたい理由」として「緑が多く、自然環境がよい」との回答は他地区と比べ20%以上低く、「自然環境の保全」に対する満足度も4地区の中で最も低い。</p> <p>「市全体の土地利用についての現状」についても「農地と宅地の混在が目立つ」との回答が29%、「市街地の無秩序な開発が目立つ」が24%と他地区より高く、住民の目から見ても計画的な市街化がなされているとは映っていない。</p> <p>神社をはじめとした鎮守の社は、市街地における貴重な緑地空間・歴史的資源として保存することが求められる。</p> <p>身隠山古墳から花フェスタ記念公園へかけての樹林地は、開発地周辺の緑の帯として、また貴重な歴史的資源として保存することが求められる。</p> <p>地区北部を流れる木曽川の河畔林が竹の侵食などにより貧弱化していることから、生態系の維持が難しくなっている。</p> <p>現在残されている用途地域内の農地は将来的に確保されるかどうかは不明確である。</p>
防災	<p>広見の街中や今渡地区、沿道型商業施設が多く立地する下恵土・中恵土地区は、幅員道路も少なく、街路樹も十分といえないことから、延焼防止も考慮した緑の軸を整備することが求められる。</p> <p>災害時に防災拠点となる公園などを確保するとともに、避難場所や避難路の体系的な整備が求められる。</p>
レクリエーション	<p>「将来の土地利用についての方向性」については、「緑地や公園を増やす」との回答が5割と高く、「緑地保全について」も「身近なところに緑豊かな公園をつくる」が29%と4地区の中で最も高い。</p> <p>既存公園を現在のニーズに合わせた改修を図ることにより、公園利用率の向上を目指すとともに、雑種地などの遊休地を利用した身近な公園整備が求められる。</p> <p>歴史と文化の森は、市街地の貴重な緑地空間・歴史的資源として活用することが求められる。</p> <p>地区北側には木曽川が流れているが、市民が水に親しむことのできる場所が少ないことから、木曽川を身近に感じ親しむことのできる場所を整備し、これをネットワークさせることが求められる。</p>
景観	<p>可児駅周辺は緑が少なく閑散としていることから、駅周辺およびアクセス道路に緑を増やすことにより、本市の顔として緑を取り入れた魅力的な駅前空間を形成することが求められる。</p> <p>木曽川および可児川・愛知用水の河岸段丘の緑は、市街地の貴重な緑として保存することが求められる。</p> <p>都市計画道路 広見土田線は、市役所と可児市文化創造センターを結ぶ景観軸として街路樹を植栽するとともに、沿道景観にも配慮することが求められる。</p> <p>鬼ヶ島を本市の特徴的な景観である場所として保存するとともに、東海自然歩道の休憩スポットとして鬼ヶ島周辺の河川の法面緑化やベンチの設置など一層の整備を図ることが求められる。</p>

住宅団地と森林地区（帷子、土田の丘陵地部）

本市西部の丘陵地を中心とした当該地区は、北部に位置する鳩吹山周辺を除き戸建て住宅地およびゴルフ場として開発されており、住宅団地は第1種低層住宅専用地域を主体とした用途地域が指定されています。

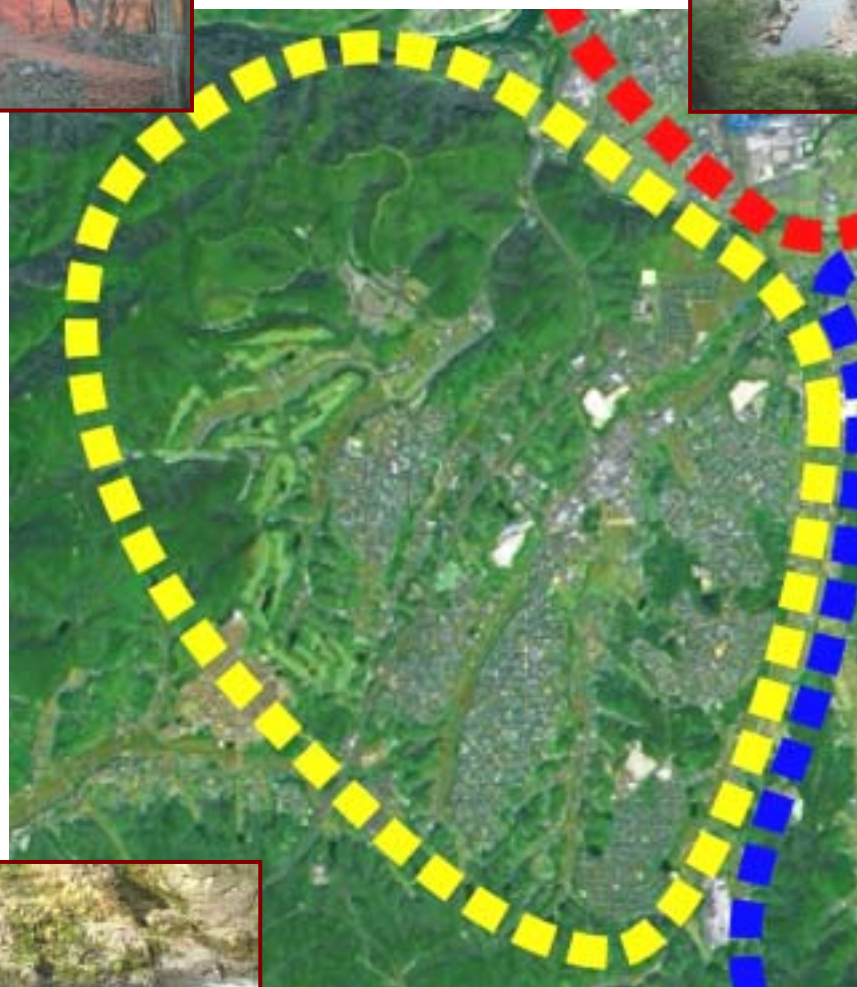
西可児駅周辺は土地区画整理事業により面的整備がされており、街区公園などの整備状況をみると、用途地域内は概ね誘致圏内となっています。

また、鳩吹山および可児川下流域自然公園には貴重な動・植物が生息し、また眺望も良く、東海地方でも人気のハイキングコースとして市内外から人が集まる憩いの場所となっています。鳩吹山南側には特徴的な洞が残されています。

可児川下流域自然公園



木曾川（江陵閣跡付近）



可児川（溪谷部）

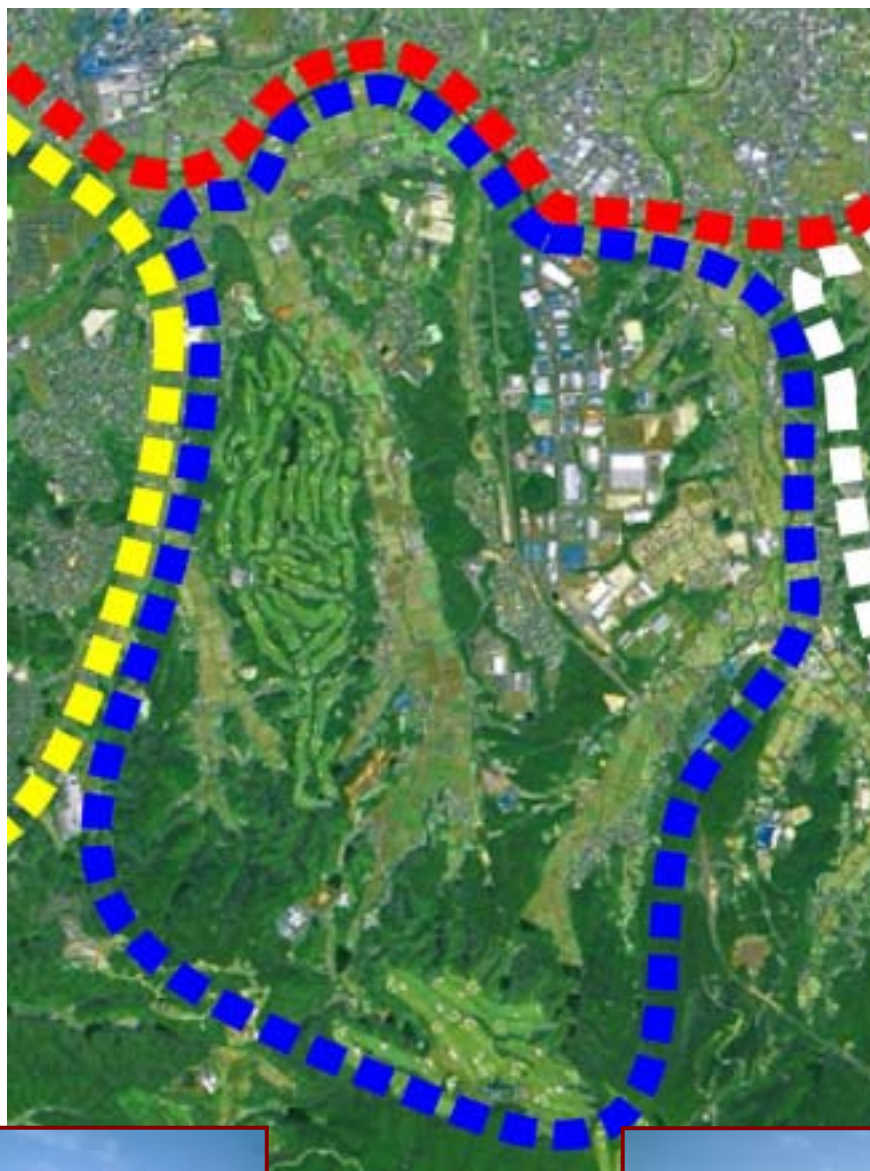
要素	評価
環境保全	<p>鳩吹山は緑が豊かで自然環境も良く、特色のある植物が自生しているが、近年はハイカーの増加に伴い、ハイキングロード周辺はゴミの放置などの問題が発生している。可児川下流域自然公園にはカタクリが群生しており、年々その面積は拡大しつつある。モミジ、桜などの植樹が進み、人々の憩う公園として北側を流れる木曽川とともに自然な風景を醸し出している。</p> <p>土田城跡のある城山周辺は、ヤマイワカガミ、ビロウドシダ、ウラシマソウなどの植物の自生がみられるが、近年は山に入る人も少なく、緑の荒廃が懸念される。土田城跡付近の可児川は、岩場と木々が迫る小渓谷的な様相となっているが、川沿いの緑の竹藪化が進んでいる。</p> <p>薬王寺の森は、住宅団地に隣接した緑のかたまりとしてオアシス的に残っており、地域住民の憩いの場ともなっている。</p> <p>長坂団地などの住宅団地周辺には開発地の残存緑地などがあるが、手入れがされていないことから荒廃が進んでいる。</p> <p>特徴的な洞での遊休農地が増えつつある。</p>
防災	<p>可児川と木曽川の合流部付近は、木曽川氾濫想定区域となっていることから、この付近の田畑は遊水池としての保存が求められる。</p> <p>地区内には多くの傾斜地があるが、緑の荒廃により大地震時には崩壊の恐れのある箇所もあることから、点検や緑の手入れが求められる。</p> <p>災害時に防災拠点となる施設までの避難路の体系的な整備が求められる。</p>
レクリエーション	<p>「将来の土地利用についての方向性」としては、「緑地や公園を増やす」が44%、「山林を保全する」が42%、「スポーツ・文化施設などの公共用地を確保する」が41%の順となっている。</p> <p>地区南端にある「可児やすらぎの森」は、自然林を生かした緑が多く、高低差を利用した散策路や遊具などが整備され、四季を通して利用価値の高い公園である。用途地域内の街区公園などは充足しているものの、整備後10～20年程度経過しているものが多いことから、使用状況や住民ニーズを把握しつつ、順次改修していくことが求められる。</p> <p>鳩吹山は眺望も良く、ハイキングロードとして沢山の人々に愛されていることから、自然環境を守りつつ、休憩施設の整備などが求められる。</p> <p>土田城跡は本市の貴重な歴史的資源であるが、近年は訪れる人も少なく、城跡への道も荒廃しつつあることから、史跡としてアピールするとともに、市民が訪れやすい散策路整備などが求められる。</p>
景観	<p>「市全体の土地利用についての現状」については、「農地と宅地の混在が目立つ」との回答が25%と最も高く、「農地の無秩序な開発が目立つ」については19%と4地区の中で最も高い。</p> <p>「市の特徴をあらわしている緑」としては、「丘陵地など山林の緑」が51%と突出して高く、他地区と比べても10%以上高い。</p> <p>本地区の代表的な景観は鳩吹山であり、丘陵地にある住宅団地景観であるといえることから、こうした丘陵地景観を保全していくことが求められる。</p> <p>地区西南部には寺ヶ洞ため池をはじめとする美しいため池が数多くあり、動・植物の生息空間となっていることから、保全していくことが求められる。</p> <p>江陵閣跡は木曽川の景勝地であることから、市民に親しまれるよう保全・整備していくことが求められる。</p>

洞と里山地区（春里、姫治）

本市中南部の丘陵地を中心とした当該地区は、本市の特徴である洞とその間の丘陵部からなる地形となっています。

洞は概ね昔のまま農地として利用されていますが、丘陵地の多くはゴルフ場、工業団地、住宅団地として開発されており、工業団地および住宅団地には用途地域が指定されています。

丘陵地の緑地は、南部の未開発部分と開発地周辺の残存緑地として残る程度となっています。



ささゆりクリーンパーク（塩河）



塩河公園

要素	評価
環境保全	<p>「市全体の土地利用についての現状」については、「農地と宅地の混在が目立つ」が24%、「現状で満足している」が23%、「農地の荒廃が目立つ」、「河川・水路などの荒廃が目立つ」が21%、「山林の無秩序な開発が目立つ」が20%の順となっている。</p> <p>残された丘陵地の緑は、貴重な緑地空間として今後とも保存していくことが求められる。</p> <p>可児川は野鳥が多く飛来し、特に横市川との合流付近はカワセミ、ヤマセミなど鳥の宝庫となっている。野生の動・植物の少なくなった市街地においては貴重な空間であるといえることから、河川環境に配慮しつつ市民が水に親しむことのできる市街地のオアシス的空間とするとともに、水と緑のネットワーク化を図ることが求められる。</p> <p>工業団地の周辺緑地は、団地内の空気を浄化する機能もあることから、今後も保存していくことが求められる。</p> <p>地区内の洞部分の多くは田園風景が続き、本市の特徴となる里山景観を形成しているが、近年は後継者問題などから不耕作地も目立つようになってきている。</p> <p>地区南部には農業用ため池などが多く点在しており、農業の重要な水源であるとともに動・植物の生息の場ともなっていることから、これらのため池を保存していくことが求められる。</p>
防災	<p>工業団地西側の緑地は、工場の増加に伴い減少しつつあることから、工業と既存集落の緩衝帯として保存することが求められる。</p> <p>地区内には多くの傾斜地があり、緑の荒廃により大地震時には崩壊の恐れのある箇所もあることから、点検や緑の手入れが求められる。</p> <p>災害時に防災拠点となる公園などを確保するとともに、避難場所や避難路の体系的な整備が求められる。</p>
レクリエーション	<p>「憩いの場所の整備充実」の満足度が4地区の中で最も低い。</p> <p>「将来の土地利用についての方向性」については、「スポーツ・文化施設などの公共用地を確保する」が41%、「山林を保全する」が40%、「緑地や公園を増やす」が39%の順となっている。</p> <p>地区内にはスポーツを楽しむ「可児市総合運動場」、「塩河公園」があるが、専有施設が多くスポーツ以外で市民が憩うことが難しいことから、総合的に楽しむことのできる公園として整備することが求められる。</p> <p>地区内には「ささゆりクリーンパーク」、「わくわく体験館」といった広域的に人が集うことのできる施設も立地している。</p>
景観	<p>地区内の洞部分は、本市の特徴となる里山景観を形成しており、今後ともこの景観を保全していくことが求められる。</p> <p>塩河付近は美しい田園風景を形成しているが、周囲の丘陵地は開発のため緑地が減少していることから、緑地の保全・充実が求められる。</p> <p>坂戸の幹線道路沿道は、沿道商業施設の立地により農地が減少していることから、周辺の田園景観に配慮する必要がある。</p> <p>下切八幡神社周辺の森は、工業団地につながる緑のオアシス的空間として残っていることから、今後も保全していくことが求められる。</p> <p>室原城跡は、本市の歴史的資源であるが、近年は訪れる人も少なく、城跡への道も荒廃しつつあることから、史跡としてアピールすることが求められる。</p>

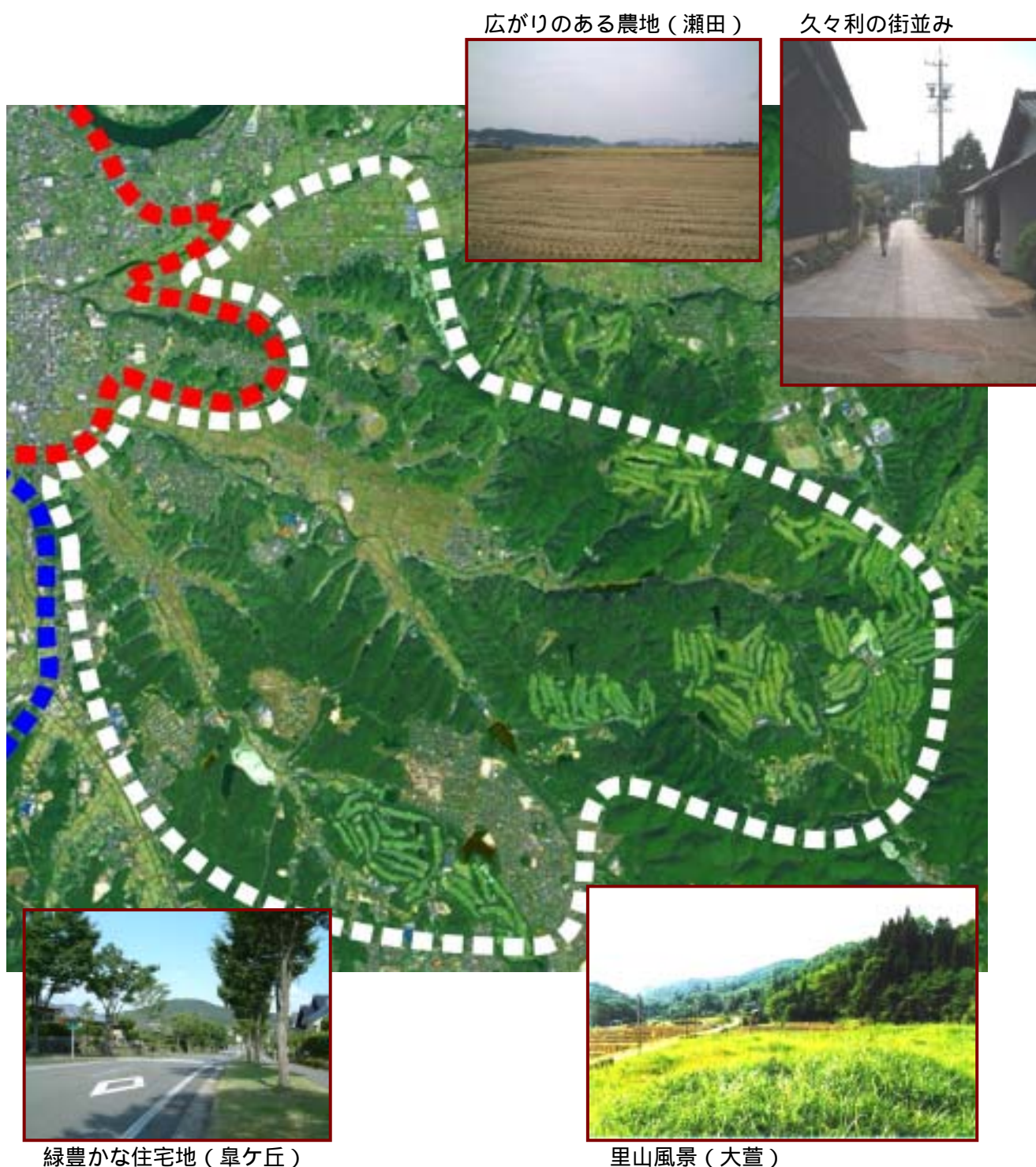
丘陵地地区（久々利、平牧、桜ヶ丘、広見東部）

本市東部の丘陵地を中心とした当該地区は、丘陵部と洞で形成され、丘陵地はゴルフ場、住宅団地として開発されましたが、残された丘陵地や湿地には貴重な動・植物が生息し、本市の中では自然が最もまとまって残る地区です。

地区南部には、多治見市にかけて桜ヶ丘・鼻ヶ丘・桂ヶ丘団地があり、地区計画により緑化を進めています。

本地区内には、サクライソウをはじめとする多くの植物自生地や久々利城跡、泳宮、古窯群など多くの史跡が残り、自然と歴史が融合する地区となっています。

また、河岸段丘上の平地に広がる農地と丘陵部の洞は特徴的な農地景観となっています。



広がりのある農地（瀬田）

久々利の街並み

緑豊かな住宅地（鼻ヶ丘）

里山風景（大萱）

要素	評価
環境保全	<p>アンケートの「住みたい理由」として「緑が多く、自然環境がよい」との回答が59%と最も高く、「自然環境の保全」に対する満足度も4地区の中で最も高い。</p> <p>浅間山は本市の最高峰であり、サクライソウなどの貴重な植物も自生しており、現在の自然環境を残していくことが求められる。</p> <p>「小淵ため池公園」周辺や奥磯林道には、ヒカゲツツジなどツツジの仲間や、ヒトツバタゴ、ハナノキ、タムシバなど特色ある植物が多く、生態系が豊かであることから、現在の自然環境を維持するとともに、減少した自然環境の復元が求められる。久々利周辺の森や山は貴重な動・植物の宝庫であるが、近年は山の手入れがされないため、荒廃が進んでいる。</p> <p>大森や柿下の湿原や湧水地は、カタクリ、ミカワバイケイソウ、ギフチョウの食草などの特色ある植物が自生していることから、今後もこの貴重な生態系を保存していくことが求められる。</p> <p>大森や柿下の洞は、本市の特徴である里山景観を形成しているが、近年は後継者問題などから遊休農地も目立つようになってきている。</p> <p>地区内には多くのため池があり、農業の重要な水源であるとともに動・植物の生息の場ともなっていることから、これらのため池を保存していくことが求められる。</p>
防災	<p>地区内には多くの傾斜地があり、緑の荒廃により大地震時には崩壊の恐れのある箇所もあることから、点検や緑の手入れが求められる。</p> <p>災害時に防災拠点となる施設を確保するとともに、避難場所や避難路の体系的な整備が求められる。</p> <p>泉ヶ丘団地などの街路樹は、本市の中にあって豊かな緑のボリュームを持ち、その景観とともに火災時の延焼防止機能を持つことから、これら街路樹の保全・育成が求められる。</p>
レクリエーション	<p>「市全体の土地利用についての現状」については、「河川・水路などの荒廃が目立つ」との回答が25%と4地区の中で最も高い。</p> <p>地区内を横断する久々利川の水辺空間は、身近に水に親しむことができる場所として保全・自然的整備をすることが求められる。</p> <p>地区内には「花フェスタ記念公園」、「ふれあいパーク緑の丘」といった大規模公園があり、本市のレクリエーション需要に対応している。</p> <p>「小淵ため池公園」は、ダム湖周辺の緑の美しい公園として市民に親しまれているが、東海環状自動車道の開通により、その景観が損なわれる懸念がある。</p> <p>桜ヶ丘などの住宅団地に整備されている街区公園は、住宅地の中の小緑地として子どもからお年寄りまで多くの人に利用されている。</p>
景観	<p>久々利周辺の里山風景は、田園、河川、里山のバランスが良く、本市を代表する里山景観を形成している。</p> <p>大森や柿下は、人家が少ないものの洞と里山の風景を色濃く残している。しかし、近年は農地、雑木林の荒廃による景観変化がみられる。</p> <p>「我田の森」周辺は、里山、ため池が織り成す美しい景観を形成している。</p> <p>久々利地区は歴史ある街並みが残り、旧城下町として本市を代表する美しい集落地景観を形成している。</p> <p>「東海環状自動車道可児御嵩IC」付近は、広大な田園風景が広がる場所であるが、今後この田園風景の喪失が懸念される。</p> <p>主要地方道土岐・可児線をはじめとする幹線道路沿道は、休耕田が増え始め、また沿道商業施設などの立地も見られることから、今後も沿道景観の変化が懸念される。</p> <p>泉ヶ丘団地などの街路樹は、本市の街路景観を代表するものであり、豊かな緑のボリュームを持っている。</p>

2. 緑の課題

本市の緑の現状や市民意識調査、ヒアリング結果などを踏まえ、計画に向けた緑の課題を以下のよう
に6つの緑として整理します。

受け継ぐ緑

本市の外郭を形成する丘陵地の緑は、貴重な動・植物の生息空間であるとともに、田園風景や
ふるさとの河川とともに特色ある景観を形成していることから、これらを保全し、後世に残して
いく必要があります。

受け継ぐ緑 として…

面的に多くの緑が残る鳩吹山および浅間山周辺の山地を保全する。

「可児川下流公園」や「小淵ため池公園」周辺の特色ある動・植物を保護・育成することによ
り、現在の景観を守る。

久々利周辺に代表される、農地・集落・里山の景観を保全する。

本市における歴史的風土と地域性を感じることのできる史跡景観などを後世に残していく。

希少動・植物が多く生息する市東部の樹林地や大森・柿下の湿原やため池など本市を代表する
自然をはじめ、人と生物を育む多くの自然の生態系を考慮しつつ保全・回復を図る。

身近な川として親しむことができる久々利川などを保全する。

横市川と可児川の合流付近などの豊かな野鳥空間を保全する。

市街地における貴重な緑地空間であり、象徴でもある社寺の杜を保全する。

農業振興および農業の多面的機能（防災、環境）から、市内にある一団の優良農地を保全し、
農地の無秩序な宅地化を抑制する。

身近な「地域」や「食」とのかかわりを考え、地産地消を推進するために、生産の場である農
地を保全する。

直す緑

都市化の進展に伴い、市街地周辺に残された緑や荒廃しつつある緑を今一度見つめ直し、良好
な都市環境を維持するためにも身近な樹林地や田園、河川空間などの質の向上を図る必要があり
ます。

直す緑 として…

工業団地や住宅団地などの開発地の中に残る貴重な緑地空間の保全・育成を図る。

「東海環状自動車道可児御嵩IC」周辺および沿道における緑の復元を図る。

遊休農地を生産地だけではなく、緑をつくる場として、あるいは緑地として活用することによ
り、田園景観の回復を図る。

多自然型河川整備による河川の自然環境を回復する。

竹林や下草などの整備により、雑木林を里山として回復を図る。

ハイカーにより荒廃しつつある鳩吹山を、本市の貴重な緑の資源として回復を図る。

増やす緑

都市化の進展に伴い宅地の狭あい化や、開発による緑の減少が進みつつあります。

緑は、くつろぎ感や快適性を与えてくれ、また同時に自然災害などを緩和してくれる機能があります。

これらの機能を持つ緑を増やし、保全するために、行政のみならず、市民、事業者が協働して緑化の推進を図る必要があります。

増やす緑 として…

本市の玄関でもある可児駅周辺を緑豊かな空間とする。

総合運動場の再整備に当たり、市民が集い・くつろげる空間として緑化に配慮する。

私有地で緑を増やすため、各家庭や事業所においても積極的に緑化活動を行う。

北部の既成市街地などの市街化が進行した地域の緑化を図る。

工業団地、住宅団地内の緑の保全と緑化を図る。

坂戸地区の商業施設が立地している幹線道路沿道の緑化を図る。

ふれあう緑

市民の緑に対するさまざまなニーズにこたえる公園整備などに取り組むとともに、公園利用不便地区の解消や、防災面・交流の場など地域の状況に配慮した公園の再整備を進めていく必要があります。そのためには、地域コミュニティとの連携・支援のもと、実効性のある事業推進につなげることが重要となります。

ふれあう緑 として…

少子・高齢化に合わせて、市民が身近に感じることのできる都市公園以外の街区公園・小公園の充実を図る必要がある。併せて利用者の声を聞いて協働で公園づくりをする。

市街地に不足している街区公園などを、遊休農地・雑種地などを借地することにより充実させる。

市民が憩い、活動することができ、また災害時に拠点となる都市基幹公園（総合公園・運動公園）の整備を推進する。

木曽川の樹林地を整備し、堤防を緑化・遊歩道として整備することにより、市民にとって身近なものとする。

本市の代表的な伝説の地である「鬼ヶ島」の保全・活用を図る。

「可児やすらぎの森」のような子どもが豊かな自然とふれあうことができる緑地の充実を図る。

つなぐ緑

市民が徒歩や自転車で移動しやすいように、また市街地において防災対策となる緑を連続させるなど、緑のネットワーク化を図る必要があります。

つなぐ緑 として…

火災の延焼防止となる幹線道路の緑化を推進する。

公共施設の緑化を推進する。

公園と公園、または公園と主要施設をつなぐ緑のネットワークを形成する。

本市を横断する東海自然遊歩道の平地部における散策路空間の充実を図る。

支える緑

緑の保全、緑化推進に当たっては、市民や事業者との協働による緑化活動が不可欠であり、そのためには計画段階からさまざまな手法での市民参加が必要となります。

また、社会経済情勢などにより効果的で効率的な緑地整備が求められており、設計・建設・維持管理・運営を進めていく上で、地域自治体・NPO・緑化団体などと一体となった取り組みが必要となります。

支える緑 として…

協働による緑のまちづくりを推進する。

市民参加で山林や田畑を守る対策や、緑を守る活動を支援する制度を構築する。

緑に関する啓発活動を推進する。

緑にかかわる人材を育成する。

学校における緑地維持活動や育苗活動などにより、教育の場から緑地保全・育成の意識を醸成する。

緑に関する講座やイベントを開催することにより、市民が緑とかかわりを持つことのできる機会を創出する。

地域住民が公園を管理するシステムを構築する。

農業後継者の市内外からの発掘や会社経営による農業経営の可能性の検討などを行い、農地保全のための人材および組織づくりをする。

第4章 緑の将来像

1. 基本テーマ

人の手が入らなくなり、「人と自然」の関係が途絶えてしまった農地や山林は荒廃しつつあり、今後、少子・高齢化社会の到来により、さらに進むといわれています。

昭和初期への時代回帰が新聞報道などに取り扱われていますが、当時の農地や山林は人による生産行為で管理がされていました。まさに、互いが生かしかされる関係にあったといえます。

本市においても、ここ数年、市街地郊外での農地の転用や休耕、山林の荒廃など、「人と自然」の関係の途絶えが顕著に現れつつあるため、生産によって保たれていた関係を、新しいスタイルでいかに築き直すかを問うこととしました。

また、自然が与えてくれる豊かな恵みを、忘れかけている世代、知らない世代が増える中、改めて、その恵みを再確認するとともに、人間の五感を通して自然の豊かさ、水や緑を感じることができる“水と緑と人が共生した都市”の形成を目指します。

人と自然が生かしかされる

いのちを豊かに育む“水と緑と人の共生都市”

2. 基本方針

基本テーマの実現に向けて、樹林地、水面（河川・ため池）、田園、歴史、都市空間、市民参加の6つの視点から基本方針を設定します。

緑豊かな丘陵地・樹林地の保全と育成

丘陵地や樹林地は、市民とのふれあい、かかわり、つながりを深められるような共生林として、関係諸団体と連携しながら適切な維持・管理に努め、育成します。特に、木曾川や鳩吹山周辺を「自然景勝エリア」に位置付けるとともに、久々利地区や浅間山周辺を中心とした東部地区を「歴史文化継承エリア」に位置付けます。また、この東西の山や「花フェスタ記念公園」などについては、本市を代表する「緑の拠点」として維持・保全を図ります。

社寺などの樹林地については、地域を象徴する自然・景観資源として、地域が主体となった維持・管理や活用を支援していきます。市街地の樹林地や丘陵地については、できる限り現状を維持し、今後は開発などで滅失しないように、貴重な緑地および景観資源として保全します。また、生産林として維持保全するだけでなくレクリエーションや環境教育の場として活用します。奥深い山林部分は、崩壊しないように保全に努めます。

鳩吹山や浅間山の周辺、南部丘陵はまとまりのある樹林地であり保全する。

貴重な緑を保全し、適正な管理により育成する。

良好で緑豊かな森林へ再生する。

社寺林や市街地内の樹林地を地域の財産として保全するとともに、地域の憩いの場として活用する。



樹林地を環境学習やボランティア活動の場として生かす。

市全体の10%を占めるゴルフ場の緑地については、レクリエーションの場として活用を検討するとともに、周辺環境や生態系に配慮をしながら緑地として保全する。

水と緑を生かした潤いある水辺環境の創造

河川やため池は市民の身近な自然環境であるとともに、さまざまな動・植物の生息地であるため、その貴重な水辺環境・景観の保全・活用を図ります。特に、木曽川、可児川、久々利川については、本市の「水と緑の環境軸」として位置付けて有効活用を図ります。

また、歴史的風土と結びついた水辺は、さまざまな機能が発揮できるよう活用していきます。

木曽川、可児川、久々利川を広域的に水と緑の回廊のようにつながった「環境軸」として活用する。

木曽川、可児川、愛知用水沿いに散策路を整備して、「環境軸」や拠点などをつなぐ散策路ネットワークの充実を図る。

木曽川、可児川とふれあう拠点を要所に確保する。

さまざまな生物が生息できる川づくりを推進する。

川沿いの樹林地や農地を守り育む。

農業用ため池などは動・植物の生息地、景勝地として保全するとともに、市民活動の場として活用する。



広がりのある田園空間と洞の里山景観の保全と活用

広がりのある農地の保全に努めるとともに、洞に残る里山景観を本市の貴重な緑地空間として、「水と田園のふるさと軸」に位置付けて保全を図ります。

また、市民農園としての活用や災害時の利用など、多面的な機能を生かすことができる方策を検討します。

美しい里山景観の回復を図るため、屋外広告物の規制、樹林地や農地の保全などに努める。

里山や農地などを市民緑地や市民農園などとして継続的に利用する。

小学生が授業で使う学童農園、自然学習林をさらに推進する。

農地およびため池を保全・活用するための体制づくりや交流の場を設ける。

栽培や収穫を楽しめる市民農園をつくる。

防災に機能する農地を保全し、活用する。

農業を振興する地域の農地の活用の仕方を検討する。

農作物や生産者の“顔”や“背景”が見えるような地産地消をさらに推進する。



歴史を継承する緑の保全と活用

元久々利地区については「歴史文化継承エリア」に位置付けて、歴史的資源である古墳や城跡、古窯跡などを適切に保護・保存し、観光ルートの拠点としての機能・役割を再確認しながら、水と緑の共存する地区として市内外にアピールしていきます。

また、木曽川河川敷の「今渡の渡し」から「土田の渡し」までの区間の自然および歴史的資源を保全するとともに、市民が気軽に立ち寄ることができるように整備します。

元久々利地区を「久々利の杜」として維持・保全する。

東海自然歩道を「山辺の散歩道」に位置付けて美装化を進めるとともに、周辺に点在する史跡などと有機的に結びつけ、散策ルートの充実を図る。

「今渡の渡し」から「土田の渡し」の歴史的資源を生かしながら、木曽川沿いに散策路を設ける。

古墳や城跡などを歴史・文化の資源として適切に保護・保存し、活用する。

「白鬚神社」をはじめとする歴史ある社寺を地域資源として祭りとともに保全する。

名木・古木を守り育む。



憩いと快適、安全・安心な市街地の形成

市街地に残る竹林などの緑地を活用した整備を推進するとともに、地域のニーズに合わせた公園の再整備を推進します。

また、主要幹線道路を中心に緑化を推進するとともに、公共施設や住宅地の緑化を促進し、「市街地緑化推進エリア」として緑の多い市街地の形成を目指します。

安全で安心な市街地を形成する緑の拠点として、中心市街地における「市民の杜」づくりを推進する。

水辺、緑地、道路などを有機的につなぐ散策路ネットワークを整備するとともに、ネットワーク沿いに、小広場（休憩スペース）を確保する。

スポーツや防災の拠点となる公園をつくる。

既存の老朽化した公園については、地域の人たちと協働による公園づくりを行い、特色ある身近な公園として再整備する。

子どもたちが豊かな自然とふれあえる緑地・公園を整備する。

市街地内の農地や樹林地を、地域にふさわしい特色ある公園として活用する。

公共施設における緑化を推進する。

市民や事業者と協力し、民有地の緑を増やす。

市街地の斜面緑地や小規模な樹林地を守る。

街路樹などを適正管理し、必要に応じ樹種を選択する。



市民・事業者などの参加と協力、連携による緑の育成

緑地の保全や都市緑化の推進について、市民や事業者と協働で行うために、市民が参加しやすい体制づくり、助成、支援、情報提供、イベント開催など、普及啓発活動の充実を図ります。また、子どもたちに自然の豊かさを伝えるための学習の機会を増やします。

協働による緑のまちづくりを推進する。

市民や事業者による緑を守り育てるボランティア活動を支援する。

緑に関する普及啓発活動を推進する。

緑を守り育てる活動のリーダーを育成する。

緑と人をつなぐコーディネート役を派遣する。

環境学習・地域学習の普及・拡大により、身近な自然環境・地域資源などへの関心を高める。

地域で施設を管理している団体や緑の推進団体など緑を守り育てる活動により、地域の人々の交流を深め、地域が誇れる緑をつくる。



3. 緑地の確保目標

既存の河川や社寺林、樹林地を最大限生かしつつ、さらに緑の保全と緑を増やす取り組みによって、都市公園などの整備目標と緑地の確保目標を次のように定めます。

都市公園などの整備目標

2025年(平成37年)には、一人当たりの都市公園などの面積を用途地域内で約24㎡/人、市全体で約32㎡/人となるよう自然と共生した公園づくりを推進します。

国が目標とする都市計画区域内の一人当たりの都市公園などの面積は20㎡/人となっており、本市では、この目標を現況時点で既に上回っている状況となっていますが、これは花フェスタ記念公園の面積が大きく貢献していることが要因となっています。

このことから、今後は市民が気軽に緑とふれあえるような身近な公園を増やしていくことを目指します。

緑地の確保目標

2025年(平成37年)には、用途地域内の緑地率を約23%、市全体の緑地率を約62%確保します。

国が目標とする緑地の確保目標水準は用途地域内で30%になっており、本市ではこの目標水準を2025年に上回るの難しい状況となっています。本計画では、この目標水準に少しでも近づけるようにするために、用途地域内の河川や社寺林、樹林地を生かした緑地の保全と活用を目指し、実現の可能性の高い緑地から段階的に取り組んでいきます。

なお、用途地域内の緑地の確保目標水準を上回るためには、さらに市街地内の緑の保全と育成が必要であり、今後も市民・事業者・行政が協働して永続的に取り組んでいくべき課題として挙げられます。

表 4-1 緑地の確保目標

年次 緑地種別	現況 2000年 (平成12年)						目標年次 2025年 (平成37年)					
	用途地域			都市計画区域			用途地域			都市計画区域		
	整備量		整備水準	整備量		整備水準	整備量		整備水準	整備量		整備水準
	箇所	面積(ha)	(㎡/人)	箇所	面積(ha)	(㎡/人)	箇所	面積(ha)	(㎡/人)	箇所	面積(ha)	(㎡/人)
都市公園	23	6.18	0.89	25	87.12	9.51	33	98.63	11.50	40	199.47	18.13
都市公園など	176	111.24	16.10	258	246.72	26.92	184	210.54	24.54	268	359.72	32.70
民間施設緑地	15	10.21	1.48	58	17.24	1.88	17	20.41	2.38	61	30.24	2.75
施設緑地計	191	121.45	17.58	316	263.96	28.80	201	230.95	26.92	329	389.96	35.45
地域制緑地	-	245.00	35.46	-	4,749.00	518.16	-	263.00	30.65	-	4,887.00	444.27
施設緑地と地域制緑地の重複	-	-	-	-	-	-	-	1.86	-	-	4.76	-
緑地総計	-	366.45	53.04	-	5,012.96	546.96	-	492.09	57.35	-	5,272.20	479.29
人口	69,088人			91,652人			85,800人			110,000人		
面積	2,124ha			8,499ha			2,124ha			8,499ha		
緑地の確保目標水準	用途地域面積に対する割合			都市計画区域面積に対する割合			用途地域面積に対する割合			都市計画区域面積に対する割合		
	17%			59%			23%			62%		

4. 緑の将来像と配置計画

1) 緑の将来像

基本テーマおよび基本方針に基づいて、20年後の緑のあるべき姿を緑の将来像として以下に定めます。緑の将来像では、“水と緑と人の共生都市”の象徴となる骨格的な緑を「3つのエリア」、「3つの軸」、「緑の拠点と杜づくり」に区分して位置付けています。

3 つ の エ リ ア

自然景勝エリア

本市の代表的な自然環境である鳩吹山や木曾川をはじめ良好な水辺、地形、地質、希少動・植物などを後世に残していくエリア。

歴史文化継承エリア

水と緑と人が深くかかわりながら残されてきた伝統的・文化的意義を持つ歴史的風土や資産を、後世に伝承し、有効に活用していくエリア。

市街地緑化推進エリア

木曾川と可児川に挟まれた既成市街地は、沿道型の商業施設の進展に伴って、さらに賑わいが高まりつつあるため、生活の豊かさを向上させる緑豊かな市街地の形成を図るエリア。

3 つ の 軸

水と緑の環境軸

人や多くの動・植物が共生し、本市の自然環境の骨格を形成する空間。

水と田園のふるさと軸

洞の田園と民家と山林が織り成す里山の風景を残す空間。

山辺の散歩道（東海自然歩道）

地域の特色ある豊かな自然環境に親しむことができるとともに、歴史や文化に親しむことができる散策路空間。

緑 の 拠 点 と 杜 づ く り

緑の拠点

特徴ある緑や水辺、歴史・文化を有する景勝地など、うるおいと自然の豊かさを感じることができる地域の拠点。

杜づくり

市の顔となる中心市街地や歴史的な街並みの中で、身近に緑を実感できる地域。

2) 緑の配置計画

緑の将来像を実現するために、緑の軸や拠点となる計画拠点緑地の配置と、自然および歴史的風土に優れた景観の保全が必要な場所を以下のように設定します。

計画拠点緑地の配置に当たっては、豊かな自然の恵みの保全、自然とのふれあい、安心・安全なまちづくり、美しい街並みの形成、市全体のバランスなどを考慮するものとします。

(1) 郷土を象徴する自然景観と歴史的趣のある風致景観を保全する

「自然景勝エリア」にある鳩吹山と、「歴史文化継承エリア」にある浅間山は、郷土を象徴する自然景観であるため、「自然景観保全ゾーン」として位置付け、保全を図ります。

「自然景勝エリア」に位置する白鬚神社周辺と、「歴史文化継承エリア」に位置する久々利集落は、歴史的趣のある風致景観を形成しているため、「集落景観保全ゾーン」として位置付け、保全を図ります。

(2) “水と緑と人の共生都市”のシンボルである「水と緑の環境軸」の形成を図る

木曾川・可児川・久々利川・愛知用水沿いの道路などを散策路として整備・活用し、水辺と親しめる場を創出します。

「水と緑の環境軸」には、歴史的資産や豊かな自然環境が連なり、「可児川下流域自然公園」や「川合公園」、「ふるさと川公園」など地域特性に応じた緑地が整備されています。これら既存の緑地の拡充を図るとともに、樹林地などを活用した新たな拠点緑地を配置します。

(3) 丘陵地の洞の保全に目を向けるきっかけの場を設ける

「水と田園のふるさと軸」の洞の里山景観を保全するため、里山保全活動のきっかけの場として「里山緑地」を配置し、環境学習、農・林業に関する体験や交流などに活用し、市民の里山に対する関心を高めるとともに、その保全を図ります。

(4) 市街地内の樹林地や史跡などを活用した緑地の創出

緑による安らぎとうるおいを感じることで市民の憩いの場として、市街地に残された樹林地、社寺林、ため池、史跡などを活用した緑地を創出します。

(5) 市街地近郊に広域利用を対象とした拠点緑地を確保する

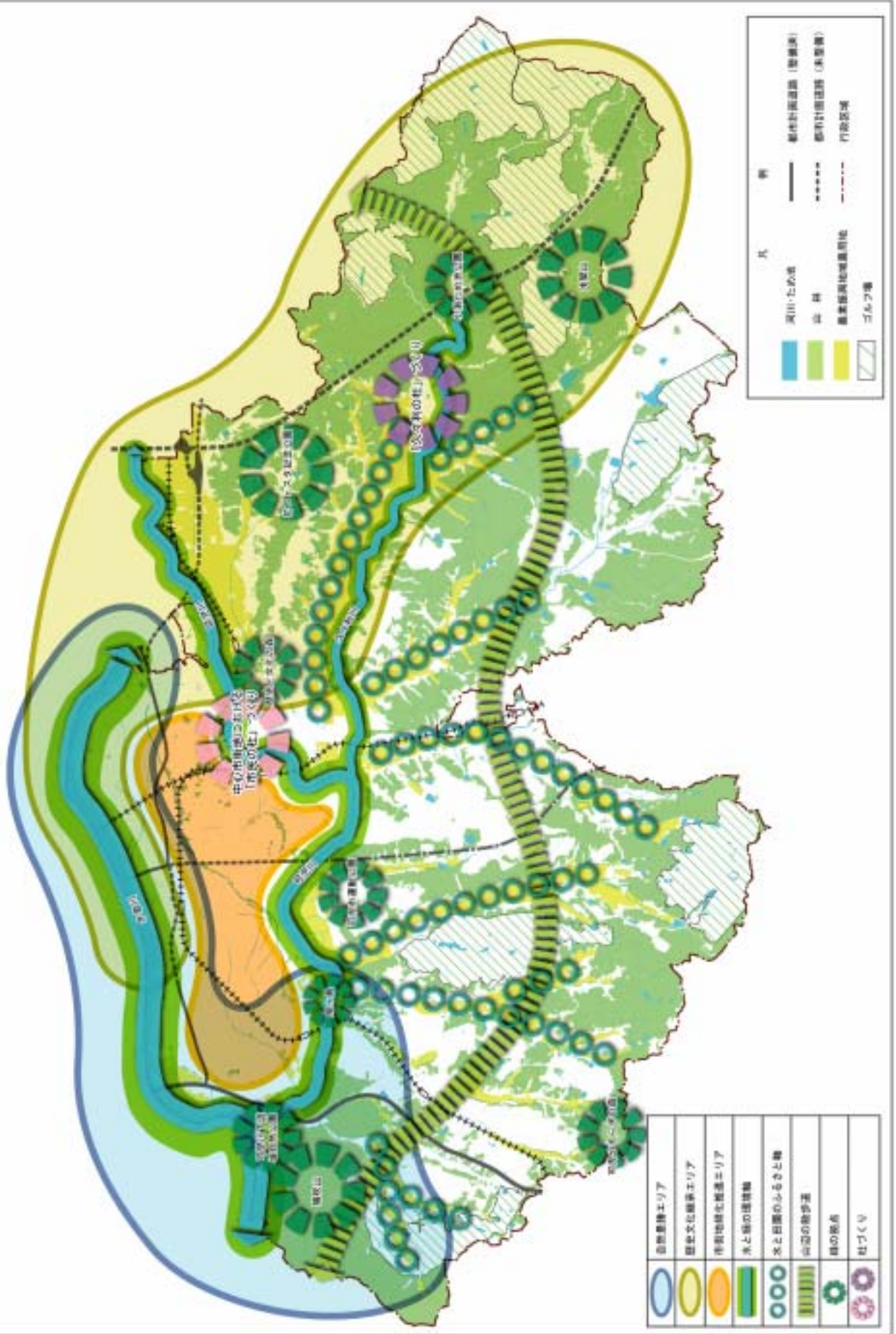
レクリエーションや防災拠点となる大規模公園として、「可児市運動公園」を整備します。

(6) 水と緑と歴史をめぐる散策路ネットワークの強化を図る

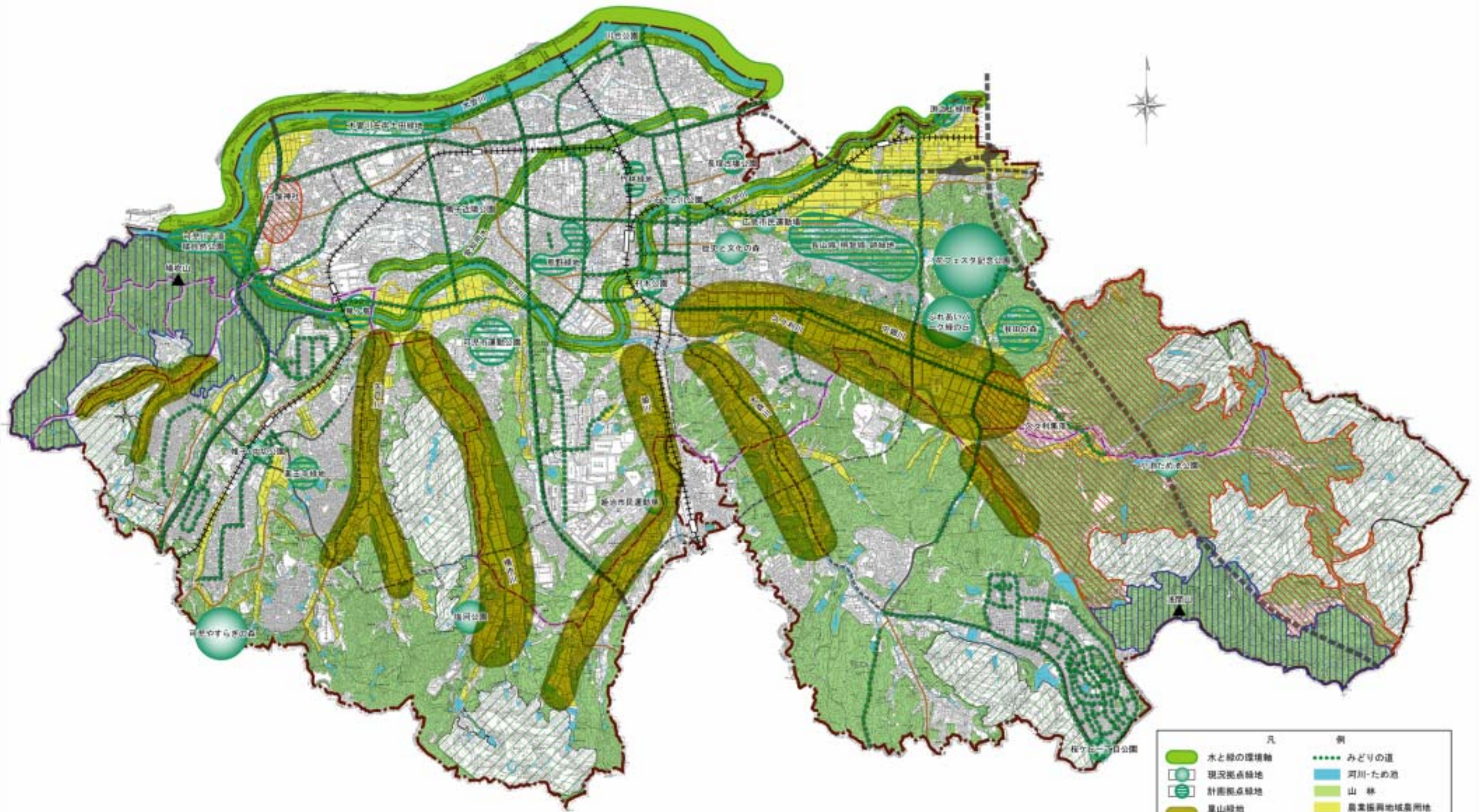
「水と緑の環境軸」、各拠点緑地、史跡などを連携させるために、「山辺の散歩道」である東海自然歩道をはじめ、歩道付道路など既存の歩行空間の有効活用およびリニューアルを土地所有者の理解を得ながら図ります。

散策路ネットワークを充実させるために、緑化を推進する主要な道路を「みどりの道」とし、要所に休息の場としてポケットパークを設けます。

図 4-1 緑の将来像



緑地配置計画図



凡	例
水と緑の環境軸	みどりの道
現況拠点緑地	河川・ため池
計画拠点緑地	山林
里山緑地 (水と田園のふるさと軸)	農業振興地域農用地
自然景観保全ゾーン	ゴルフ場
集落景観保全ゾーン	都市計画道路
山辺の散歩道 (東海自然歩道)	その他県道等幹線道路
	行政区域

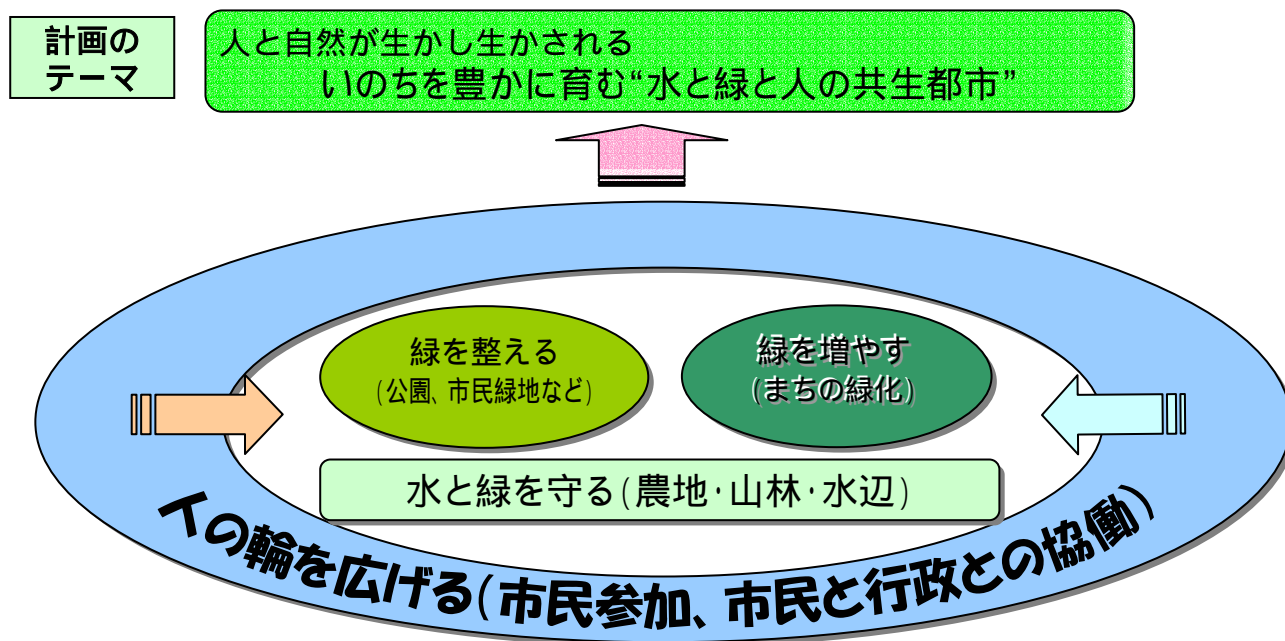
第5章 緑の施策

1. 施策の体系

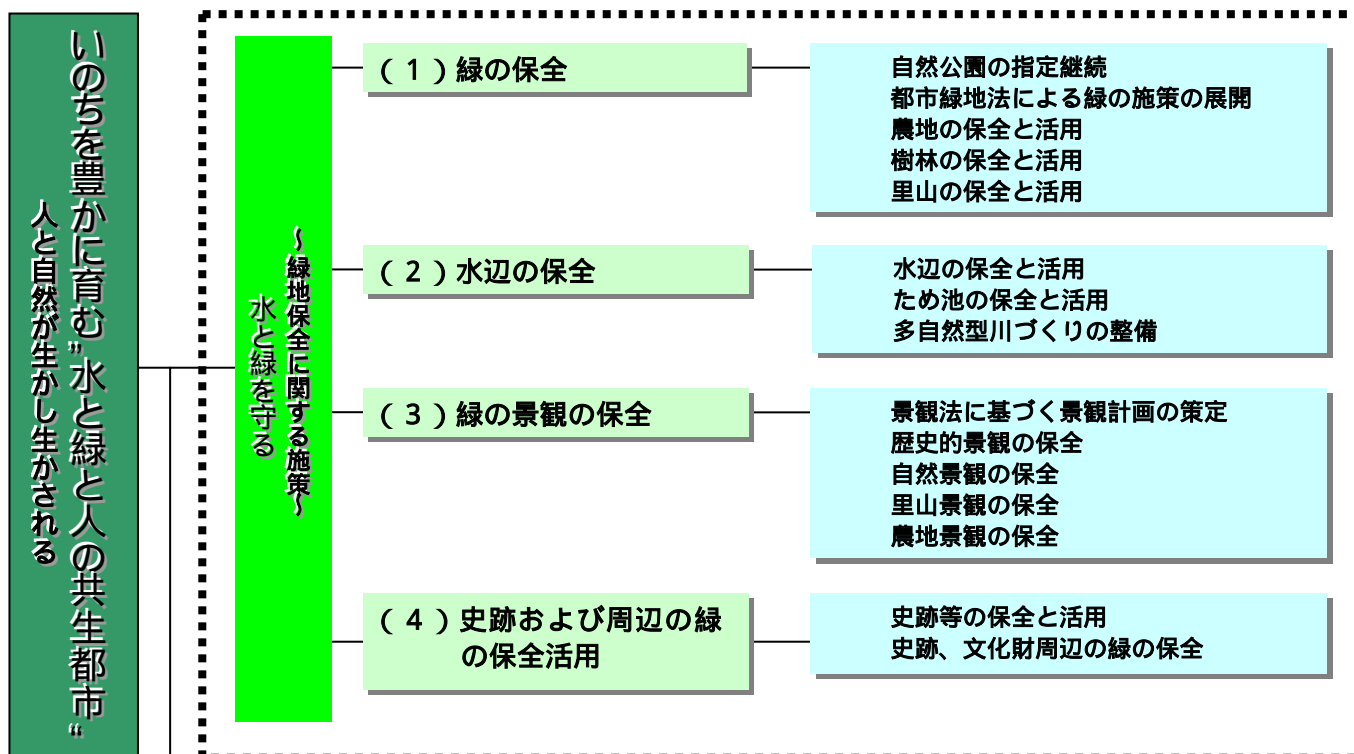
1) 施策の体系の考え方

本市の緑の土台として農地・山林・水辺を守ることが最も大切です。次に公園や、市民緑地などを整え、緑をより増やす取り組みを行うことが必要ですが、これらは、市民参加や、市民と行政との協働作業により、人の輪を広げながら進める事が重要です。

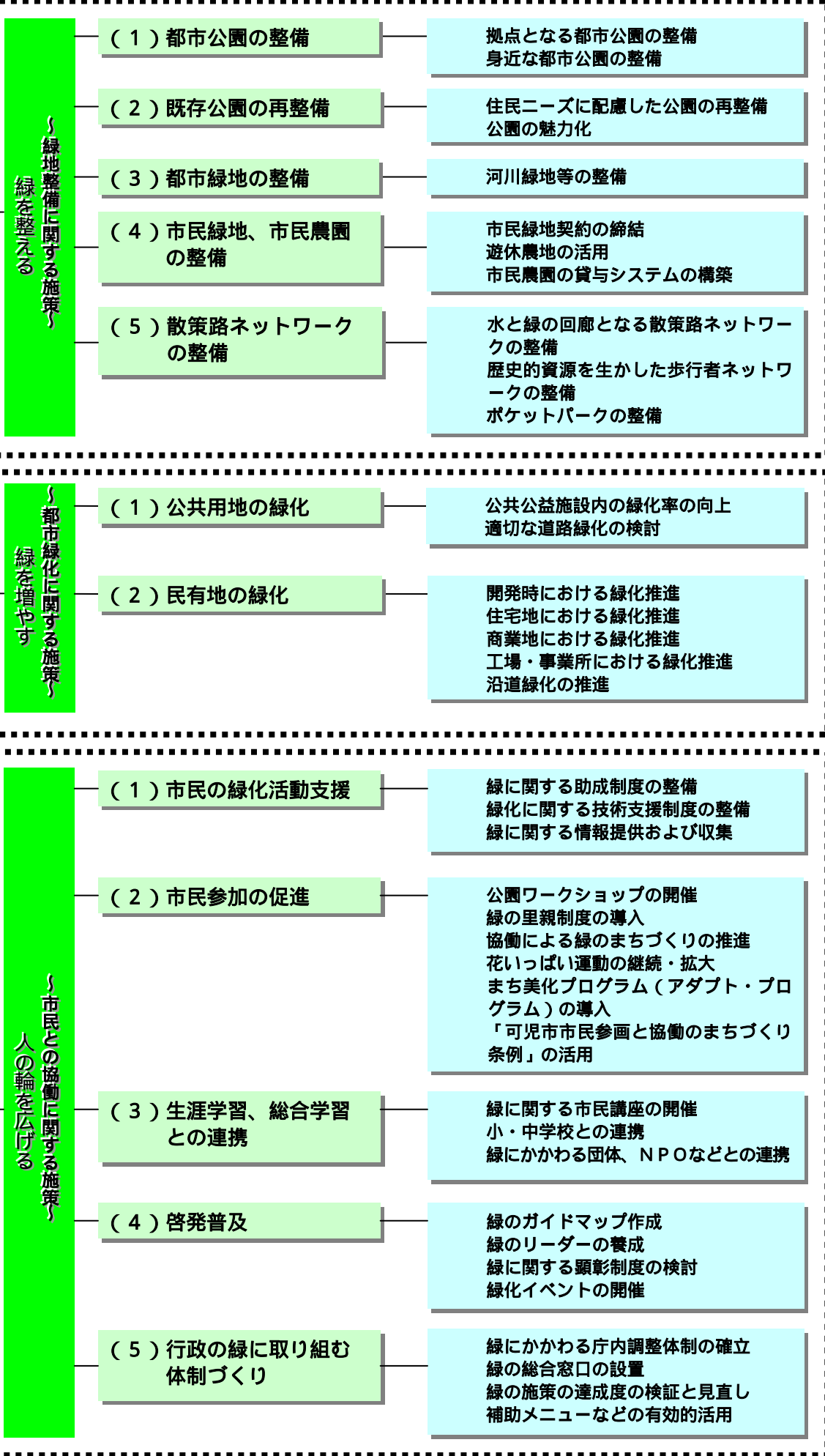
計画のテーマである『人と自然が生かし生かされる いのちを豊かに育む“水と緑と人の共生都市”』を実現するために、以下に施策の体系として整理します。



2) 施策の体系



いのちを豊かに育む“水と緑と人の共生都市”
人と自然が生かし生かされる



2. 施策の展開

1) 水と緑を守る～緑地保全に関する施策の展開～

(1) 緑の保全

自然公園（飛騨木曾川国定公園）の指定継続

北西を流れる木曾川は、本市の顔の一つであり、国定公園に指定されるなど、優れた自然環境が残っています。この自然環境の保全を図るために自然公園の指定を継続していきます。



都市緑地法による緑の施策の展開

可児川下流、鳩吹山、浅間山は本市を代表する水と緑の拠点であり、豊かな自然が残されています。この豊かな自然を保全するために「都市緑地法」による「緑地保全地域」の指定を検討します。

本市の原風景を今にとどめる洞の田園地域は、その落ち着いたほっとする風景だけでなく、さまざまな動・植物の息息する場であり、緑も豊富な場所です。この田園と民家、山林が織り成す里山を農家や土地所有者と市民が交流しながら保全を図ります。



農地の保全と活用

農地は食料生産の場であるとともに、水源涵養^{かんよう}、ヒートアイランド現象の緩和、雨水の一時貯留など多面的機能を持っており、積極的に守っていくよう努めます。また、農地を生産の場だけではなく、貴重な緑地空間として保全・活用を図ります。

農業振興地域農用地の指定の継続を図るとともに、秩序ある農地転用のルールを検討します。

洞の農道を散歩する場合、自然を壊すことのないようマナーの徹底を目指します。

農地およびため池を保全・活用するための体制づくりや交流の場を設けるよう努めます。

地産地消を推進するために生産者と消費者の交流や、農業体験を子どもからお年寄りまで体験することで生産物や生産者の“顔”や“背景”が見えるような仕組みを検討します。また、直売所のさらなる設置や、学校給食の食材に今後も積極的に利用するよう努めます。

農業後継者の市内外からの発掘や作業受託組織の確立、会社経営による農業経営の可能性などの検討を行うよう努めます。



樹木の保全と活用

鳩吹山や浅間山など本市を取り囲む樹林地をはじめ、市内に点在する身近な竹林や樹林、社寺林などは、日常生活の中で緑の豊かさを実感できる空間です。これらの樹林地を市民との協働作業により適切に維持管理し、その場所にあった保全活用を推進していきます。この取り組みによって成功モデルをつくり、その効果を市民に広く啓発し、緑のまちづくりを全市に広げます。

樹林地や竹林を環境学習やボランティア活動の場として生かしながら、地域住民で協力して景観に適した樹林地として育成するよう努めます。

市街地や団地の斜面緑地や小規模な樹林地については、市民の協力を得ながら保全を図ります。

保全に必要な資金調達の手法などについて検討します。

古木・大木を市の保全樹に指定します。

里山の保全と活用

本市では洞と呼ばれる丘陵部に挟まれて枝状に伸びる農地および農村集落があり、原風景的な里山空間があります。これらの里山空間は緑が豊富で、さまざまな動・植物が生息し、また人にとっても快適な空間です。この生息環境を確保しつつ、環境学習や体験学習の場として利用を図ります。

遊休農地やそのおそれのある農地、里山の再生を図ります。

里山の動・植物の生息空間を確保しつつ、人と自然の共生空間として活用を図ります。

里山林としてふさわしい、春の新緑、秋の紅葉など四季折々の美しい景観が眺められるように、コナラなどの落葉樹、常緑のアカマツなどさまざまな種類の樹木の構成となるような管理に努めます。

里山の保全、再生に当たっては地域の特色に合った取り組みが行われるよう努めます。

(2) 水辺の保全

木曾川をはじめとする可児川、久々利川などの河川は、貴重な水辺空間であり、水と緑のネットワークを実現する上で重要であり、水と緑の環境軸として位置付けます。

また、ため池は農業の重要な水源だけではなく、動・植物も多く見られることから、これら水辺空間の保全、活用を図ります。

水辺の保全と活用

河川環境を保全し、生物の良好な生息環境の向上に努めます。

河川や農業用水路沿いの樹林地や農地は多様な生物の生息地であるため保全を図ります。

ため池の保全と活用

農業用かんがい用水としての機能を持つため池は、農業生産の水源や大雨時の遊水池として、また貴重な動・植物の生息の場として保全を図ります。

動・植物の生息地、景勝地として保全を図ります。

自然観察などの野外学習や自然とのふれあいの場として活用を図ります。

多自然型川づくりの整備

多くの動・植物が生息できる川づくりを推進します。
地域の風土に調和した美しい景観を創出する多自然型川づくりを推進します。



(3) 緑の景観の保全

日本の原風景である里山景観、雄大な眺めの木曾川や渓谷を持つ可児川下流、南部丘陵に広がる山林などの自然景観、広がりのある田園景観、白鬚神社や泳宮などの歴史的景観など、多くの優れた景観を受け継ぐために保全、再生を図ります。

景観法に基づく景観計画の策定

本市の緑と優れた景観を保全、再生するために市全域で緑と景観の両面から、景観法に基づく「景観計画」を策定し、市民と協働で計画の実現化に努めます。なお、農業振興地域の遊休農地については「景観農業振興地域整備計画」において景観に配慮した景観作物などの栽培を促進するよう努めます。

歴史的景観の保全

白鬚神社では、由緒ある神事が古くから行われ、市の「無形民族文化財」に指定されているとともに、市街地にもかかわらず、約400mにもわたる貴重な緑の参道が残されているため、都市計画法による「風致地区」や景観法による「景観計画区域」の指定を検討します。

久々利集落においては泳宮をはじめ、古い街並みと里山景観が調和し、本市を代表する郷土景観となっているため、「風致地区」や「景観計画区域」の指定を検討します。



白鬚神社の緑豊かな参道



白鬚神社流錫馬祭



久々利の落ち着いた街並み



豊かな緑に囲まれた泳宮



久々利ののどかな里山景観

自然景観の保全

木曽川や可児川、久々利川などの河川や、鳩吹山や浅間山、南部丘陵などの樹林地は豊かな自然景観を有しています。次世代に受け継ぐべき景観として、これらの自然景観を構成している山や川の保全を図ります。

里山景観の保全

美しい里山景観の回復を図るため、屋外広告物の規制、樹林地や農地の保全を図ります。また、里山にある集落の落ち着いたたたずまいを保全・再生するよう努めます。

農地景観の保全

美しく広がりのある田園景観の保全に努めます。また遊休農地については生産としての農地ではなく、農地の多面的機能の一つとして、レンゲや菜の花などを栽培する事で、花や緑による景観向上を図ります。

(4) 史跡および周辺の緑の保全活用

史跡などの保全と活用

史跡、天然記念物などの文化財の指定を継続して歴史的遺産を保持し、次世代へ受け継ぐよう努めます。緑の豊かな社寺林や、古くから地域に残り、地域の象徴として親しまれている大木、古木を保存樹林として指定し、貴重な歴史ある緑の保全を図ります。

文化財周辺の建築物の形態意匠についてコントロールできるよう「景観計画区域」の指定を検討します。

史跡・文化財周辺の緑の保全

史跡や文化財と一体となった緑や、それらを取り囲む緑の保全を図ります。



緑に囲まれた長山城（明智城）趾



浅間山山頂に建つ浅間神社

2) 緑を整える～緑地整備に関する施策の展開～

(1) 都市公園の整備

拠点となる都市公園の整備

「花フェスタ記念公園」、「可児川下流域自然公園」、「ふれあいパーク緑の丘」などの大規模公園は、既存施設の充実を図ります。

「可児市運動公園」はスポーツや防災の拠点となる公園として再整備します。

身近な都市公園の整備

村木公園を近隣公園に拡充するとともに、地域特性や自然特性に応じた近隣公園を、市域全体で3～4箇所の新設を図ります。

子どもたちが豊かな自然とふれあえる緑地・公園の整備を検討します。

市街地内の農地や樹林地を、地域にふさわしい特色ある公園として活用することを検討します。

土地区画整理事業区域内にある公園用地については、都市公園として整備を推進します。



自然豊かな「可児やすらぎの森」



花フェスタ記念公園

(2) 既存公園の再整備

住民ニーズに配慮した公園の再整備

整備後、長期間経過し、施設が老朽化した公園のリニューアルを図ります。

リニューアルに当たっては、地域住民との協働で利用方法や施設を検討し、地域の特色や利用形態に合った身近な公園づくりを進めます。

公園の魅力化

子どもたちが豊かな自然とふれあえる魅力ある公園の整備を図ります。

子どもからお年寄りまですべての人が利用しやすいように、公園のバリアフリー化を進めます。

(3) 都市緑地の整備

河川緑地などの整備

可児川、長塚古墳、長山城（明智城）跡は、「都市緑地」の指定を検討するとともに、散策路および休息の場の整備に努めます。

河川や水路などの管理者と調整を図りながら、周辺の自然環境や景観特性を生かした緑化を図ります。



愛知用水沿いの法面の緑



可児川沿いの緑

(4) 市民緑地、市民農園の整備

市民緑地契約の締結

市街地内外の農地、社寺林、樹林地などを活用し、市民緑地として特色ある公園などの整備を検討します。

遊休農地の活用と市民農園の推進

遊休農地は、近隣に居住する市民が身近で利用できるように、市民農園としてさらに活用を図ります。農業者の指導を受けながら、子どもからお年寄りまでが農作物などの栽培や収穫を楽しめる市民農園づくりを進めます。

農家と非農家の人と一緒に農地保全に取り組めるような交流の場（市民農園・交流施設）を設けるとともに、土地所有者は貸しやすく、利用者は借りやすいよう市民農園の推進を図ります。



交流イベントとしての田植え

(5) 散策路ネットワークの整備

水と緑の回廊となる散策路ネットワークの整備

木曽川、可児川、久々利川については、水と緑の回廊となる「水と緑の環境軸」として、河川沿いを歩いて楽しめる散策路として活用します。

市街地を一望できる下恵土・徳野地区の高台を流れる愛知用水沿いを散策路として活用します。

歴史的資源を生かした散策路ネットワークの整備

「今渡の渡し」から「土田の渡し」の歴史的資産を生かしながら、木曽川沿いに本市の歴史をしのぶことのできる散策路を整備します。

「山辺の散歩道」である東海自然歩道を活用しつつ土地所有者の理解を得ながら、史跡を巡るきめ細かい散策路ネットワークを整備します。

ポケットパークの整備

木曽川、可児川、久々利川、愛知用水沿いなどを散策路として活用し、ネットワークの充実を図るほか、休憩所として要所にポケットパークを確保するよう努めます。特に木曽川、可児川沿いのなだらかな河畔では、化石などの歴史的資産や水辺に親しめる場の整備を検討します。



趣のある石畳の残る今渡の渡し付近



東海自然歩道のルート上にある可児川の景勝地（鬼ヶ島）

3) 緑を増やす～都市緑化に関する施策の展開～

(1) 公共用地の緑化

公共施設内の緑化率の向上

公共施設における緑化推進を図ります。

景観上重要な公共施設を景観計画の「景観重要公共施設」として位置付けることを検討します。

適切な道路緑化の検討

街路樹の樹種の選定に当たっては、環境や景観について考慮し、必要に応じ樹種を変えるとともに、郷土樹種、在来種の植栽を推進します。

市街地内の主要道路の植栽帯については沿道および周辺の住民と協働して、緑化推進を図ります。

「花いっぱい運動」を継続し、沿道花飾りを推進します。

道路法面の緑地管理を市民と協働で行うよう努めます。



(2) 民有地の緑化

開発時における緑化推進

「可児市市民参画と協働のまちづくり条例」に基づく協議により緑化を促します。
建築物のセットバックなどによる公開空地の確保と緑化促進について働き掛けます。
緑化率が向上するよう、大気環境木などの高木の植栽を働き掛けます。

住宅地における緑化推進

宅地内の個性ある緑化を市民に働き掛けます。
花のコンクールを行ったり、地区内を同色の花で飾ったりするなど、特色あるイベントを開催することで緑化推進を図ります。
市街地内は、プランターやハンギングなどを利用した花による緑化を働き掛けるとともに、花の種や苗の配布事業を検討します。
「緑化協定地区」の指定継続や指定地域の拡大を図ります。

商業地における緑化推進

沿道型の商業集積地は特に緑が不足しているため、中高木植栽などによる駐車場緑化を働き掛けていきます。
商店街については、統一した緑化を図るなど特色ある景観となるよう働き掛けていきます。

工場・事業所における緑化推進

工場の緑は、公害防止、防災機能、景観の向上などを図る上で重要な要素であり、緑地率・緑量の向上を働き掛けます。また、道路に接した部分については重点的に緑化を働き掛けていきます。

沿道緑化の推進

歩道のある道路については特に沿道緑化の推進を市民や事業者働き掛けていきます。



4) 人の輪を広げる～市民との協働に関する施策の展開～

(1) 市民の緑化活動支援

緑に関する助成制度の整備

行政は、市民や事業者による緑を守り育てるボランティア活動を支援するよう努めます。
現在行われている緑にかかわる助成制度の拡充を図ります。

緑化に関する技術支援制度の整備

緑を守り育てる活動のリーダーを育成するよう努めます。

緑と人をつなぐコーディネーターを派遣するよう努めます。

「花フェスタ記念公園」、「国際園芸アカデミー」、「農業大学校」、「日本ライン花木センター」などとの連携により緑化の技術向上と推進を図ります。

公共施設・大型商業施設・工場などの緑化を推進するために、緑化マニュアルを作成します。

緑に関する情報提供および収集

緑に関する普及啓発活動を推進します。

環境学習や地域学習の普及・拡大により、身近な自然環境・地域資源等への関心を高めるよう努めます。

地域で施設を管理している団体や緑の推進団体など、緑を守り育てる活動を通して地域の人々との交流を深め、地域が誇れる緑づくりを進めます。

市内外で緑化に関するイベントや講座、市民の緑化にかかわる取り組みなどの情報を、市の広報紙やホームページなどを通じて広く市民に情報提供します。

木曽川沿いの景勝地や史跡などを歴史・文化の拠点として適切に保護し、その重要性を市民に向けて啓発します。



(2) 市民参加の促進

公園ワークショップの開催

既存の老朽化した公園などを、安心して利用することができるように、また利用者のニーズにあった身近な公園となるように、地域住民と協働で検討します。

緑の里親制度の導入

緑を増やすための植樹などの緑化活動を推進するために、各個人が植樹した木を継続して維持管理できる「緑の里親制度」の導入を検討します。

協働による緑のまちづくりの推進

協働による緑のまちづくりを推進するために、既存団体との連携を深めるとともに、より多くの市民が主体的に参加できる事業を展開します。



「花いっぱい運動」の継続・拡大

現在行われている「花いっぱい運動」を継続し、より広く市民に案内し、運動のさらなる拡大を図ります。

まち美化プログラム（アダプト・プログラム）の導入

「アダプト・プログラム」はアメリカで生まれた、新しいまちの美化システムです。アダプト(ADOPT)とは英語で「 を養子にする」を意味し、一定期間の公共の場所を養子にみたて、市民が里親になって養子の美化（清掃）を行い、行政がこれを支援する制度です。このプログラムの導入を図り、道路や公園などの美化を推進します。

「市民参画と協働のまちづくり条例」の活用

まちづくりは、市民と行政との協働作業です。特に、緑のまちづくりは市民参加が不可欠です。緑の基本計画の実現に向けて、「可児市市民参画と協働のまちづくり条例」を活用します。

「地区まちづくり協議会」の設立と「地区まちづくり計画」作成の推進

緑地保全に必要な維持管理に関する住民活動、まちの緑化を進める住民活動など、条例に基づくまちづくりの諸活動が行われている、または行われる見込みのある地区については、積極的に協議会の設立を図り、「地区まちづくり計画」の作成を促します。

「まちづくり推進地区」

緑のまちづくりで重要な役割や効果が期待される地区については、重点的にまちづくりを推進すべき地区として「まちづくり推進地区」の指定を図ります。そして、協議会の設置、計画づくりを促し、市民と行政との協働のまちづくりを積極的に進めます。

「事業者の土地利用行為などに関する協議」

本条例では、一定の要件に該当する開発事業については、市と開発内容について協議することになっています。本計画の内容との整合を図るため事業者と協議をします。

(3) 生涯学習、総合学習との連携

緑に関する市民講座の開催

市民や事業者による緑を守り育てるボランティア活動を進めるため、緑に関する普及啓発活動に努めます。

保全が望まれる樹林地を環境学習やボランティア活動の場を活用してもらい、保全に対する市民の認識を高めます。

県や民間機関と連携して専門家による花や植木の管理の講習会などを開催し、市民の緑化技術の向上と関心の高揚を図ります。

公園などの施設において、ガーデニングや園芸などの講習会や自然観察などの活動が行えるような体制を検討します。

小中学校との連携

地域住民や農業団体などの参加協力を得ながら、学童農園や自然学習林での活動をさらに充実するよう連携を図ります。

環境学習、地域学習の普及・拡大により、身近な自然環境・地域資源などへの関心を高めるよう努めます。

緑にかかわる団体、NPOなどとの連携

「花フェスタ記念公園」や「国際園芸アカデミー」、「農業大学校」、「日本ライン花木センター」など代表的な諸機関や、農業団体、NPOなど緑にかかわる諸団体と連携を図り、さまざまな緑の施策の展開を図ります。

県の花のアドバイザー制度との連携を図ります。



(4) 啓発普及

緑のガイドマップの作成

緑をテーマとしたガイドマップなどを作成し、緑の重要性を啓発します。

緑のリーダー養成

生涯学習の一環として緑の保全や活用における市民リーダーの育成を図ります。

緑に関する顕彰制度

花壇や花のコンクールなどを開催し、市民の緑や花づくりに対する関心を高めるとともに、顕彰制度を設けるように検討します。

緑化イベントの開催

市民や各種団体との協働で緑化月間などを設け、アダプト・プログラムの啓発や植樹など、各種緑化イベントを企画したり開催したりします。



(5) 行政の緑に取り組む体制づくり 緑にかかわる庁内調全体制の確立

「可児市緑の基本計画」の方針に基づき、担当部署間の協議調整を一層密に行い、整合の取れた施策展開に努めます。

緑の総合窓口の設置

緑に関する市民からの問い合わせや、緑の施策をコーディネートするための総合的な緑の窓口の設置について検討します。

緑の施策の達成度の検証と見直し

計画の実現に当たっては、行政評価などのリサイクルマネジメントにより、達成度と進行管理を行います。

社会経済情勢や財政状況の動向、緑のまちづくりに関する新たな法制度の展開など、「可児市緑の基本計画」を取り巻く環境の変化に応じて随時計画の見直しを行います。

補助メニューなどの有効的活用

国、県、各種財団などの補助メニューを有効的に活用し、緑に関する事業や活動の円滑化を図ります。

3 . 施策展開に向けた体制づくり

(1) 庁内の推進体制づくり

緑の保全、整備、育成にかかわる取り組みを推進するために、これらを支援する緑にかかる条例・規則の充実を図ります。

また、緑にかかる施策や事業を推進するために、担当部署や進捗状況を明確にするとともに、計画推進の実態を分析し、アクションプログラムの実施を確認します。また、必要に応じて係や部署、プロジェクトなどの設置をじん速に行います。

国や県など対外的な対応が必要となる場合も、事業が円滑に推進されるような庁内体制を構築するよう努めます。

また、農家や農業団体などとの調整についても、庁内の横断的な共同推進体制づくりを構築し、さらに適確な事業の推進を図ります。

(2) 地区別計画策定とその体制づくり

今後、緑に関する意識が高い地区については、地区ごとの別計画を住民参加により策定し、緑にかかわる取り組みが推進されることが望めます。また、このような取り組みは、緑の取り組みにとどまらず、「景観法」や「可児市市民参画と協働のまちづくり条例」を活用した「地区別のまちづくり計画」へと発展させ、快適で住み良いまちづくりの推進を図ります。

第 6 章 計画の実現に向けて

1. 法・制度による保全の具体的手法

貴重な緑の保全を図るためには、緑地となっている土地の開発行為などを制限することが必要不可欠であり、法的な裏づけのない緑地の保全方策では、その効力に限界があります。従って、土地所有者の意向に配慮しながら、法・制度に基づく実効性の高い保全施策を講じることが望ましいといえます。

そこで、緑の保全に関する法・制度を整理するとともに、貴重な緑・景観を次世代に継承するために、本市で適用が可能と考えられるものについて検討し、活用していきます。

(1) 自然公園（飛騨木曽川国定公園）

自然公園とは、すぐれた自然の風景地として自然公園法に基づいて指定される地域であり、環境大臣が指定する国立公園・国定公園、都道府県知事が指定する都道府県立自然公園があります。

自然公園では、地域の自然環境を守る観点から、特別地域（特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域）と普通地域に区分され、地域地区ごとに規制を定めています。

本市では、飛騨木曽川国定公園において第2種および第3種特別地域が指定されており、建物の用途・高さ、樹木の伐採について制限されています。本市の「水と緑の環境軸」である木曽川の自然環境を保護するため、自然公園の指定を継続します。

(2) 緑地保全地域

平成16年12月に施行された都市緑地法では、新たに「緑地保全地域」制度が創設されました。当制度は、従前の緑地保全地区の「許可制」よりも緩やかな行為規制である「届出・命令制」により、土地所有者などによる土地利用と調和した緑地の保全を目的とするものです。従前の制度では土地所有者の意向によっては土地の買取りなどが必要でしたが、新しい制度では土地の買取り申し出はできないこととなり、制度の活用がしやすくなりました。このことから、保全が必要な大規模な緑地や、広がりある里山の保全などに活用されることが期待されています。

本市の緑の拠点であり、まとまった緑が残る鳩吹山および浅間山においては、実効性の高い緑の保全施策の展開が必要であることから、「緑地保全地域」の指定を検討します。

なお、「緑地保全地域」は都道府県が都市計画法に基づき地区計画として定めるものであり、個々の緑地の実情に応じて「緑地保全計画」を策定し、行為規制の基準などについて定める必要があるため、県と協議しながら指定について検討します。

指 定 要 件	無秩序な市街化の防止、公害または災害の防止などのため適正に保全する必要のあるもの 地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要のあるもの	候 補 地	・鳩吹山および「可児川下流域自然公園」 ・浅間山
------------------	---	-------------	-----------------------------

(3) 保全配慮地区

「保全配慮地区」とは、都市緑地法の規定に基づき定められた「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」の略称で、市民緑地契約の締結など、緑地保全方策と概ねの位置を特定し、「保全配慮地区」を定めるものとしています。

「保全配慮地区」では、市民緑地の契約を締結することにより、保全を図ろうとする緑地のみを対象として設定するのではなく、自然環境に富んだ地区全体を緑地以外の土地の区域も含めて指定し、さまざまな手法で保全を図ることが望ましいとされています。

本市の大きな特徴である洞に残る里山は、田畑、小川、丘陵地の樹林、集落が一体となった原風景としての景観を形成しており、これを守り育むためには洞全体をひとつの緑地空間としてとらえる必要があります。また、まとまりのある樹林地や竹林については、自然とのふれあいの場として活用を図りながら保全する必要があります。そこで、緑の保全や活用施策に総合的に取り組めるよう、洞のある地域を「保全配慮地区」に設定することを検討します。また、市街地内や市街地に近接する緑地で、緑地周辺の農地や住宅地・集落地などにおいてもこの地区指定を検討します。

指 定 要 件	風致景観となる緑地を保全する必要がある地区 地区特有の生態系を保全する必要がある地区 自然とのふれあいの場を提供する緑地として保全する必要がある地区 屋敷林などを保全し、美しい郷土景観の保全を図る地区 都市における環境保全に役立つ農地・屋敷林などが残る地区 市街地開発事業で保全する残存樹林として位置付けた地区 土砂崩壊から緑地を守るために、保全を図る必要がある地区	候 補 地	<ul style="list-style-type: none"> ・農地や背後の樹林、河川、集落が一体となった洞 ・木曾川左岸土田緑地 ・薬王寺緑地 ・長山城（明智城）址緑地 ・我田の森
------------------	---	-------------	--

(4) 風致地区

風致地区は、都市の風致の維持を目的とする制度で、樹林地や水辺地などが残っている土地について、その良好な環境に調和するよう建築行為や開発行為などを規制誘導しつつ保全を図ろうとするものです。都市環境の保全のために風致を維持することが必要な土地として、面積が10ha以上の土地は県が、10ha未満は市町村が、都市計画法に基づき指定するものです。風致地区における具体的な制限内容は県または市町村の条例で定めます。

久々利地区や白鬚神社参道周辺では、歴史的資産と自然環境が調和した風致を守る必要がありますが、今後もある程度の宅地化が進むと思われます。そこで、土地所有者や管理者などの理解と協力のもと、風致の維持を図るためにこの地区指定を検討します。

指 定 要 件	季節に応ずる各種の風景地 公園、社寺、水辺、林間など 史的または郷土的意義のある土地	樹林に富める土地 眺望地 その他風景維持上必要のある地域	候 補 地	<ul style="list-style-type: none"> ・元久々利地区含む久々利地区の山林など ・白鬚神社参道周辺
------------------	--	------------------------------------	-------------	--

(5) 景観計画区域・景観地区

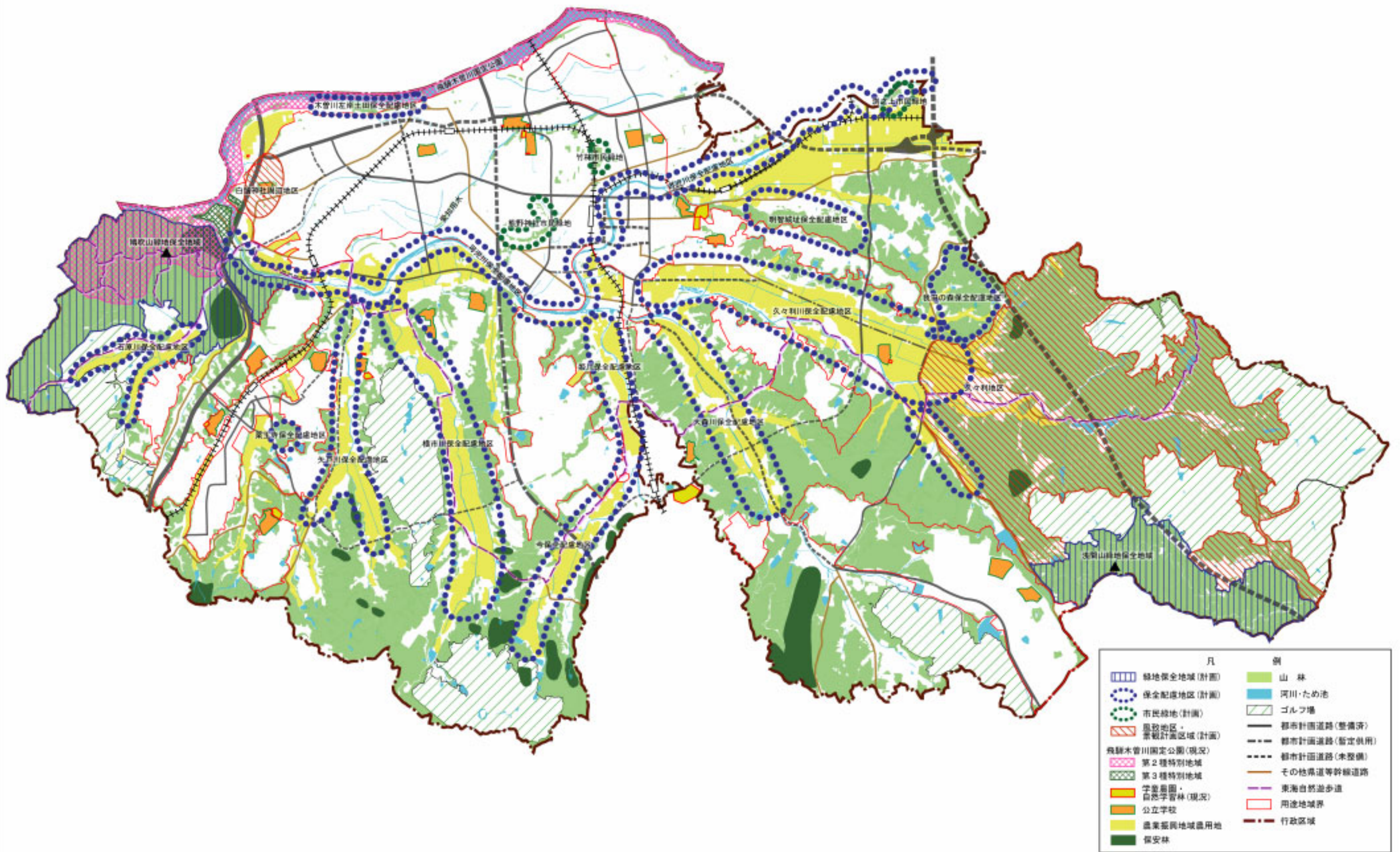
景観に関する我が国初の総合的な法律である「景観法」が平成16年12月に施行されました。都市の景観形成を積極的に図っていくため、「景観行政団体」の認定を受けた自治体は、「景観計画」を定め、この計画に基づく各種施策を法的に実施することができるようになりました。

「景観計画区域」内では、建築物・工作物の形態意匠などに対して、法に基づく条例により制限ができるようになるとともに（「届出・勧告」制度）重要な歴史的建築物の保存や屋外広告物の規制、緑地の保全や公共施設における景観整備などを行うことができます。さらに、都市計画で「景観地区」を指定することもできます。景観地区内で建築物の建築などをしようとする者は、当該建築物の形態意匠が、景観地区の都市計画で定める形態意匠の制限に適合することについて市町村長の認定を受けることが必要になります。また、建築物に関する規制に加えて、工作物についても必要に応じて規制を行うことも可能となっています。「景観地区」における制限は「景観計画区域」より厳しく、法的義務となります。

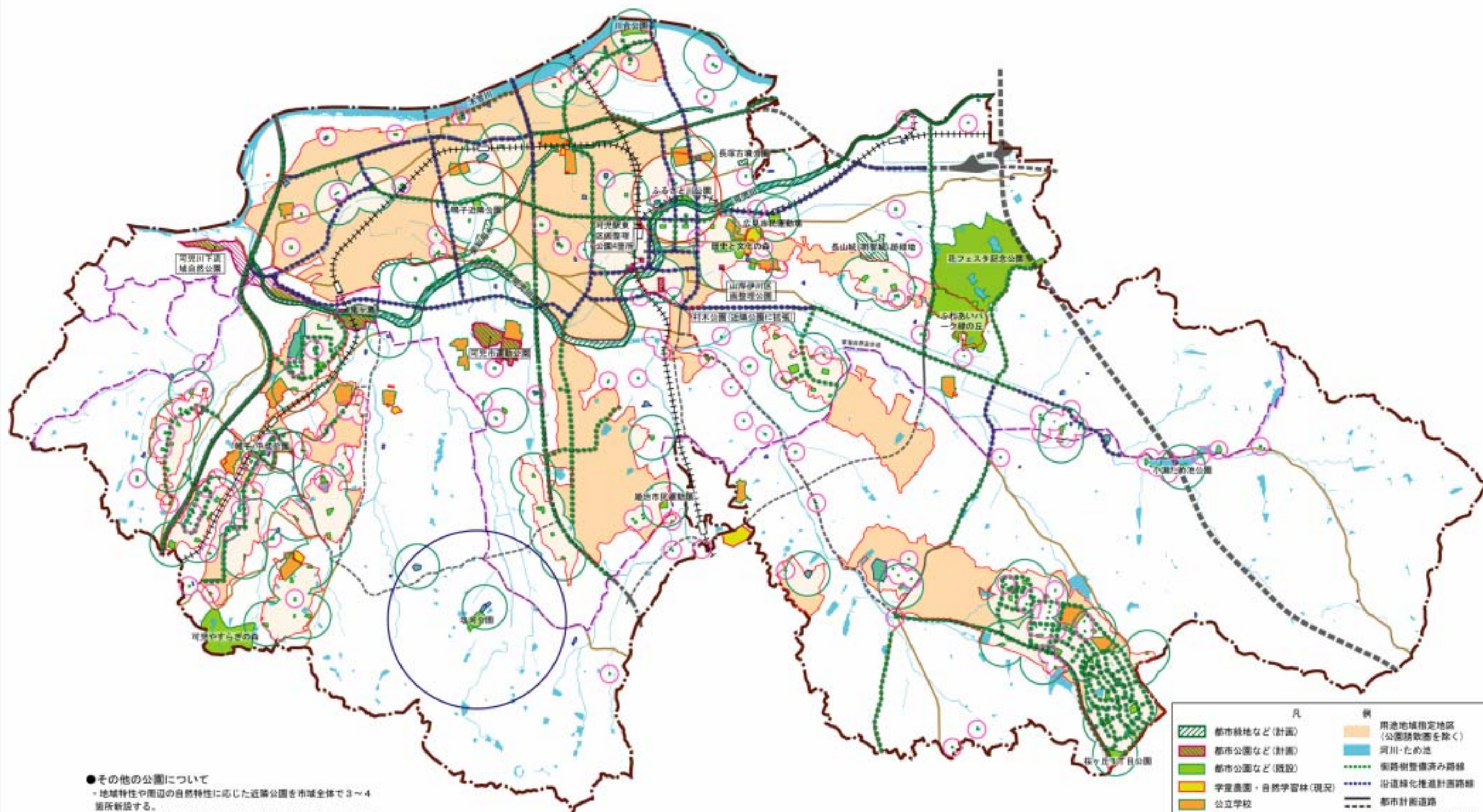
このように、景観法による景観施策は、柔軟に展開することができるため、久々利地区や白鬚神社参道周辺では、風致地区の指定のほか、景観法による区域、または地区指定についても検討します。

景観計画の内容	<p>景観計画の区域</p> <p>景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針</p> <p>良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</p> <p>景観重要建築物・樹木の指定の方針（指定の対象となる建造物・樹木がある場合に限る）</p> <p>これらの必須事項に加えて、さらに以下の事項についても定めることができます。</p> <p>屋外広告の表示および掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項</p> <p>景観重要公共施設の整備に関する事項</p> <p>景観重要公共施設の占用許可の基準</p> <p>景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項</p>	候補地	<p>・風致地区候補地と同様</p>
---------	--	-----	--------------------

緑地保全計画方針図



緑地整備計画方針図



●その他の公園について
 ・地域特性や周辺の自然特性に応じた近隣公園を市域全体で3~4箇所新設する。
 ・住宅団地内の老朽化が著しい公園や利用者の少ない公園については、住民参加型の公園づくりによって適宜、リニューアル化を図る。

凡	例
都市緑地など(計画)	用途地域指定地区(公園誘致圏を除く)
都市公園など(計画)	河川・ため池
都市公園など(既設)	樹路樹整備済み路線
学童農園・自然学習林(現況)	沿道緑化推進計画路線
公立学校	都市計画道路
寺社・私立学校	その他県道等幹線道路
1000m未満公園誘致圏半径100m	東海自然遊歩道
街区公園誘致圏半径250m	用途地域界
近隣公園誘致圏半径500m	行政区域
地区公園誘致圏半径1000m	

2. 市民参加による具体的手法

身近にある樹林地や農地などを活用して、市民や事業者、行政との協働作業を積極的に行いながら、市民参加による緑のまちづくりを進めます。また、参加しやすい場となるように努め、参加機会の増加などに配慮します。

(1) 市民緑地

土地所有者の申し出により、地方公共団体または緑地管理機構（以下、地方公共団体など）が当該土地所有者と契約（市民緑地契約）を締結し、地方公共団体などが一定の期間その土地を管理し、住民に開放する制度。これを活用すれば、土地の所有者にとっては、管理の手間と費用が省けるとともに、税金の面でも固定資産税や相続税などの減免など有利な取り扱いがあります。また、近隣住民にとっては、身近な場所で気軽に散歩を楽しんだり、季節の草花に親しめたりするなど、生活環境の向上にも大きく貢献します。主に市街地内の樹林地などにおいて指定を検討します。

指定要件	市街地内などに面的に残されている竹林などの樹林地で、地域の憩いの場として保全する必要な緑地 地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの	候補地	熊野緑地 竹林緑地 淵之上緑地 我田の森の一部
------	--	-----	----------------------------------

【ステップ1 市民緑地契約】

市民に公開することを前提に、市と土地所有者が借地契約（市民緑地契約）を締結します。

【ステップ2 住民参加による計画づくり】

どんな市民緑地にするのか、市民と行政の協働作業により考えます。



現地調査



勉強会



ポストイット協議



現地協議



先進地見学会



計画図づくり

【ステップ3 計画の実現に向けて】

野外活動などを通じて市民と行政の整備の役割分担や組織づくりを考えます。



除伐体験



散策路づくり体験



ベンチづくり体験

(2) 市民農園を軸とした市街地農村交流システムの構築など

本市の貴重な緑の一つである農地の保全と、農業体験や安全食志向などの住民のニーズを満たすために、市民農園を軸とした市街地農村交流システムの構築を図ります。

遊休農地や遊休農地のおそれのある農地の解消のために市民農園としての活用を図ります。

農業経験者から未経験者への技術指導や密接な交流を図ります。

農業教育として、「食」についての講座の開催を検討します。

田園風景の魅力アップを図るため、「緑の里親制度」を活用し、子どもからお年寄りまでが楽しく参加できる取り組みを検討します。

「(社)農村環境整備センター」が支援している「田んぼの学校」を開催し、田畑や水路、ため池、里山などを遊びと学びの場として活用する環境教育を行うことを検討します。

【緑の里親制度や遊休農地の有効利用】



アジサイの里親



アジサイと水田



ホタルの里づくり

3 . 散策路ネットワーク整備の手法

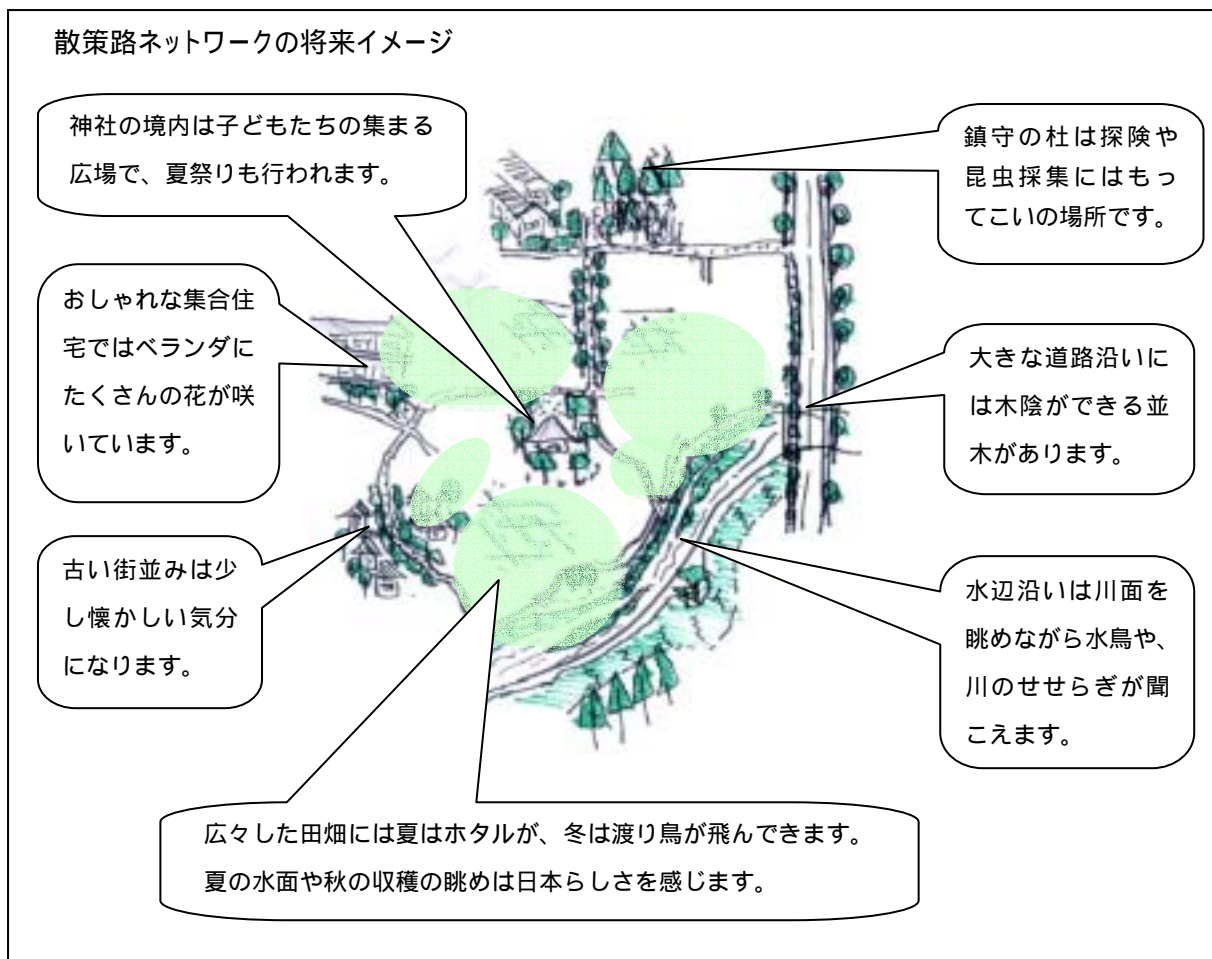
本市には木曾川、可児川、久々利川をはじめとして多くの河川が流れています。また、広がりのある田園風景や、丘陵部、社寺の樹林地など「緑」の財産が多くあります。

これらの「緑」の財産を巡り、ゆったり散策できるような歩行者のための散策路の整備を図ります。

安全・安心して散策できる既存の道路、農道、河川管理用道路などを活用し、散策路の整備を図ります。また、既存の散策路である東海自然歩道の美装化と周辺の史跡などとのネットワークにより歴史を感じ、自然にふれることができる魅力ある散策路の整備を図ります。

散策路の整備に当たっては以下の点に配慮します。

- ・案内板や道標を設置し、だれでも分かるように努めます。
- ・案内板には、観光名所の説明だけでなく、地域独自の習わしや風習、祭り、田植えやしるかきなどについても掲載し、季節ごとに内容を簡易に取り替えられるようなものを検討します。
- ・情報交換ボードを設置し、散策路利用者の情報交換を図ります。
- ・散策路沿いの田畑や、社寺、民地には緑や花が多く眺められるよう、緑化に努めます。
- ・現在ある散策路マップに、特徴ある緑や歴史的資産などのある地域の宝物(地域で誇れるもの)を記入し、内容の充実を図ります。
- ・散策路を快適に歩けるように、まち美化プログラム(アダプト・プログラム)を活用し、清掃活動などを実施します。
- ・散策路の主要な拠点やポケットパークにおいて、地域の昔話などが聞けるように語り部などの人材を発掘するとともに組織づくりを検討します。
- ・歩道のない道路の散策路には白線を引くなど、歩行者の安全確保を図ります。



4 . 緑地管理および緑化に関する具体的手法

(1) まち美化プログラム(アダプト・プログラム)の手法

「アダプト・プログラム」は、公共の場所を養子にたとえて、一定期間市民が里親となって養子の美化(清掃)を行い、行政がこれを支援する制度です。市民と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで美化を進めるもので、この制度の導入について検討します。

アダプトの対象となる公共の場所

一般道路、駅前、商店街、河川敷など。

里親の構成

里親をまち美化サポーターと呼んでいる自治体もあります。

市民団体、各種の同好会、地元企業、小中学生、商店会、個人などが里親となります。

役割分担

里親の役割(活動内容)は清掃、花壇の手入れ、雑草とりが中心で、街路樹などの植栽帯やその周辺、地域の公共施設などを対象に実施している場合があります。

行政の役割は清掃用具の提供、ごみの収集が中心で、場所によっては安全確保のためのボランティア保険の加入、ユニホーム、帽子、腕章、バンダナの提供などを行っているケースもあります。

その他

役割分担についての合意書(自治体と里親の同意書)を取り交わします。

アダプトの対象の場所には、里親名を記したサインボードの掲出もされています。

事 例



学校周辺の美化活動【舞鶴市】



公園内に「アダプト花壇」を設け、参加者の手で管理しているほか、樹木医を招いて街路樹ウォッチングを実施するなど、幅広い活動を行っています【東京都千代田区】



(2) 緑化技術の事例

狭い敷地や場所などの緑化について工夫している地域があります。これらの先進事例を参考に、本市の各地域でも推進できるよう努めます。

公共用地・施設の緑化

道路や公共施設の緑化は、街路樹などの樹木以外にもさまざまな方法がありますが、それを実現するためには市民の協力が必要となります。



フェンス緑化

目線の高さが高いため、人の目に入りやすい。
ポット形式なので植え替えも容易。



ハンキングバスケット



街路花壇

多種の植物を植えて庭のイメージ
が味わえます。



辻広場(ポケットパーク)

散歩の途中の休憩地や井戸端会議
の場として利用できます。



駐車場緑化

路面からの照り返しが少なく、ヒートアイランド現象を軽減します。



公共構造物の緑化

大型構造物は圧迫感を感じますが、橋脚だけでも緑化をすると多少和らぎます。



壁面緑化



無機質なコンクリート壁面などを緑で隠すと美観的に効果的で、壁面温度の低減により、夜間における壁面からの放熱の抑制などの効果もあります。

民有地の緑化

現在は、個人住宅地や事業所、工場などで緑化やガーデニングに関心のある個人および事業主が、自己責任で緑化を実践している状況となっているため、継続性に問題があったり、緑の連続性がなかったりするなどの課題があります。

これからは全市民が「眺める緑」から「かかわる緑」へ緑化意識を切り替えられるように、まちづくり活動と連携した体制づくりを進めるほか、緑化協定などの指定、緑化マニュアルの作成、緑の助成制度の整備などを検討します。



歩道と建物壁面間の緑化

足元の緑化



生垣植栽

人の視線での緑化



ベランダ緑化

高い位置での緑化



中木と低木の組み合わせ

緑のボリュームとバリエーションが楽しめます。



コンテナ樹木

小さいコンテナであれば移動も容易です。



民地内のガーデニング

道路から眺めたくなるようなガーデニング

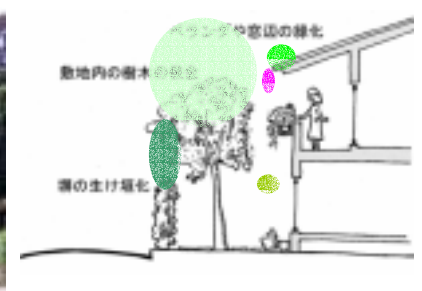


壁面緑化



駐車場緑化

壁面、駐車場、屋上などの緑化はヒートアイランド現象の抑制に役立ちます。また、建物内の温度調整にも役立ちます。



道ゆく人も、家の中からも緑が豊かに感じられます。

(3) 緑化重点地区

「緑化重点地区」とは、緑の保全や整備、育成などの施策を重点的に推進し、緑のまちづくりにおける先導的な役割を担う地区で、国の補助メニューを活用しながら、質の高い緑化事業を推進していきます。併せて、地域住民の緑化意識の高揚を図りながら、他の地域の緑化を促進します。

<地区設定の考え方および緑化重点地区>

水と緑の環境軸 (木曽川緑化重点地区・可児川緑化重点地区)

市街地に隣接した水と緑の環境軸として、河川と一体となった緑あふれるまちづくりが必要とされる地区。

水と緑の環境軸の隣接地区 (坂戸緑化重点地区・広見東緑化重点地区・下恵土緑化重点地区)

水と緑の環境軸に隣接する、田園地域としての広がりを持つ地区、開発が今後想定される地区、現在緑が少ない地区など、水と緑の環境軸と一体となって市街地と既存の緑空間をつなげる『緑の縁』として、緑化が望まれる地区。

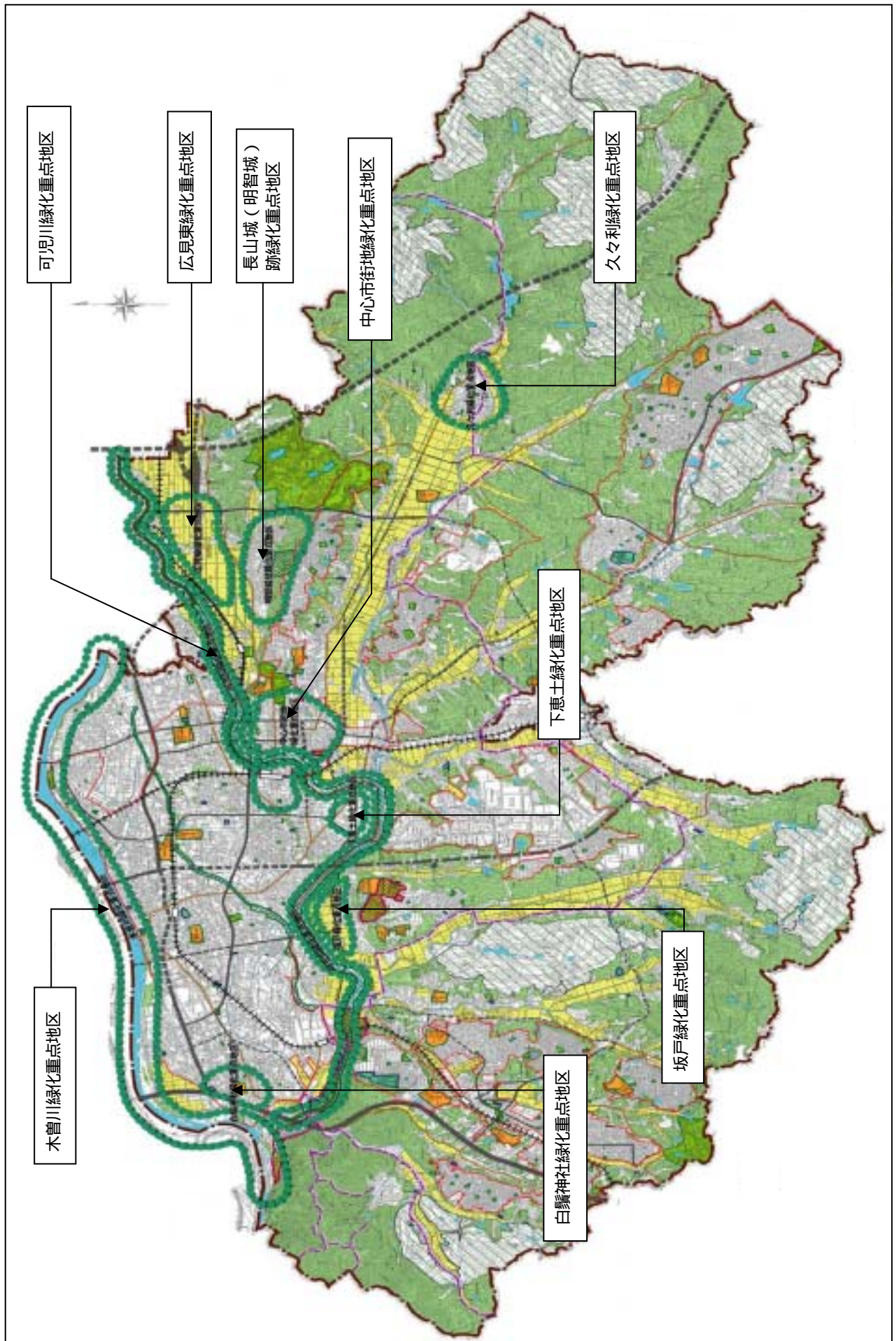
緑による本市の顔づくり(杜づくり) (中心市街地緑化重点地区)

本市の中心市街地(可児駅前から市役所周辺を含む)には緑が少なく、市の顔にふさわしい、身近に緑を実感できる地域として、緑あふれるまちづくりが望まれる地区。

本市の歴史を生かした杜づくり

(久々利緑化重点地区・長山城(明智城)跡緑化重点地区・白鬚神社緑化重点地区)

本市の歴史性を色濃く残す集落で緑の保全と一体となって、その景観を守ることが望まれる地区。または、本市の歴史を伝える史跡や社寺の緑の保全が特に望まれる地区。



< 住民の手による街の緑化事例 > 神戸市東灘区深江地区

- 震災を契機とした住民主体の緑のまちづくり -

概要

神戸市東灘区深江地区は、平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災によって阪神高速道路が倒壊し、その光景が新聞やテレビで報道されたところです。

震災により大きな被害を受けた深江地区では、街の復興に際し、「安全」や「緑」をテーマに住民主体のまちづくりを計画し、まちづくり活動を通してコミュニティの形成も行っています。

深江地区まちづくり協議会では、復興委員会を設け、全世帯アンケートを行った結果、まず災害に強い安全な街とすること、そして震災で傷ついた心を癒し、街に潤いを与える緑を大切にすることが大事であるとし、「みどり豊かで安全な街」という基本目標を掲げ、「健全な都市構造の構築」や「花と緑による住環境の向上」「豊かな文化・コミュニティの形成」を目指すというまちづくりの具体方針を策定し、花と緑の復興まちづくりを推進しています。



事業データ

深江地区：阪神電鉄深江駅を中心とした約 170ha（芦屋市に隣接）約 1 万世帯

深江地区まちづくり協議会：平成 2 年に自治会をベースに結成された団体で、まちづくりに関するさまざまな活動を行っている。

平成 9 年 6 月 阪神深江駅北に「深江駅前花苑」整備

平成 12 年 4 月 深江駅前ほっとスポット（250㎡）整備

深江駅前花苑

神戸市が鉄道高架事業（計画）用地として所有している駅前の公有地を、枕木舗装と花壇、木製パネルとハンギングプランターを設置した「花苑」と呼ぶ公共空間として整備し、駅前をうるおいのある空間にしています。花苑では「花と緑のフェア」を開催し、花苗の配布や販売などを継続的にを行っています。

緑と花の市民協定

まちづくり協議会では、市の事業で「緑と花の市民協定」（ある一定規模以上の沿道の世帯で協定を結ぶと苗木やプランターなどが助成されるというもの）の存在を知り、これを利用することにしました。通りに同じプランターが並ぶことでまちなみがデザインされてまとまった雰囲気を出しています。育てていく過程で分からないことを近所に聞くなどコミュニティ形成にも一役かっているとのこと。

事例の特性と適用上の課題など

深江地区は公共による都市計画関連事業が位置付けられていない地域ですが、震災後、柱となるまちづくりプロジェクトがない中、住民は創意工夫と人的ネットワークをフル活用してハンドメイドによるまちづくりを企画・実践してきました。その中で「緑」は、復興まちづくりに不可欠な楽しさや活気を人々に与え、良好な住環境を創出していくためのきっかけづくりに大きな役割を果たしてきたといえます。

住民が主体となった緑のまちづくりを推進していくためには、行政サイドの支援施策や制度の充実を図ることも不可欠ですが、それにもまして住民サイドでそれらを上手く活用し、結果的には地域づくりに対する総合的な推進・支援システムを自分たちで確立し、行政と上手く連携しながらまちづくりを進めていくノウハウを蓄積していくことが重要です。そのためには、緑の基本計画における緑化重点地区の指定から始まり、住民がさまざまなまちづくり活動に参加する機会を創出し、まちづくり活動に関するトレーニングを積んでいけるような住民参加のプログラムづくりが必要といえます。



5 . いのちを豊かに育む環境学習をより推進するための手法

現在、市内の小学校では、さまざまな環境学習が実践されています。主な内容としては、学校やその周辺の樹林地、田畑、校内の河川を利用し、田植えやホタルの飼育、山を活用した体験学習、山の保全など多岐に渡った活動をしています。その中で、子どもたちは、動・植物とふれあうことによって、「いのち」の大切さを学んでいます。

活動は、財産区の森林を借用したり、農家の方から田植えの指導を受けたりするなど、地域住民の理解と協力によって支えられています。

この活動を、より幅広く、深みのある継続的な活動とするために、地域住民をはじめ、農業団体、NPOなど緑にかかわる諸団体と連携し、これらを行政が支援し、コーディネートしていかなくてはなりません。

《代表的な活動》



旭小学校

えがおの森（環境学習林）において、子どもたちは、自分たちでつくった施設などで遊んだり、植樹や清掃をしたりして森を守り育てています。



今渡南小学校

3月に校内の人工川で「ホタル幼虫放流会」を行います。学校と家庭と地域で連携し、「ホタル保護育成事業」を展開しています。



南帷子小学校

校内のわんぱく山を環境体験学習の場として、多くの動・植物が共存できるように、保全に取り組んでいます。



各小学校

各小学校では、総合的学習の一環として、米づくりや豆づくりなどを行っています。

学校と地域、各種団体をつなぎ、コーディネートする仕組みをつくります。

各学校の特色ある取り組みをさらに進めるとともに、環境学習の格差を縮めるようサポート体制を整えます。

学校が地域の自然や環境活動の核となるような仕掛けを検討します。

第7章 水と緑のまちづくり主要プロジェクト

水と緑のまちづくり主要プロジェクト

水と緑のまちづくり主要プロジェクトとは、緑の将来像を実現するために市民の水と緑のまちづくりへの参加を促すとともに、緑に関する各種施策を集中的、総合的に行う取り組みのことで、また、その成功モデルをつくり、これらを広く市民に啓発することにより、緑のまちづくりの効果を認識してもらうと同時に、周辺への波及を期待するものです。

そこで、このプロジェクトは「緑の拠点と位置付けられる緑地」、「緑の保全を積極的に行うべき緑地」、「市民緑地としての活用を検討する緑地」、「緑化の推進を図るべき緑地（緑化重点地区）」の四つの視点において展開します。

なお、主要プロジェクトについては、土地所有者の意向に配慮しながら地域住民およびNPO団体などと協働して取り組んでいきます。

緑の拠点と位置付けられる緑地

鳩吹山と可児川下流域自然公園

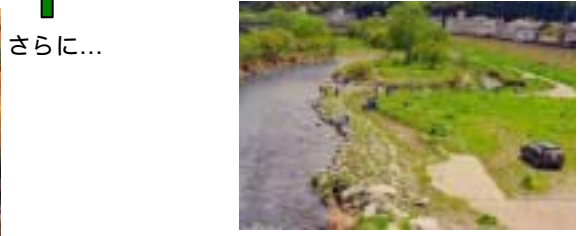
【基本方針】

鳩吹山および可児川下流域は、貴重な動・植物や景観を多く残しているため「緑地保全地域」の指定を検討します。また、地域住民や鳩吹山を中心に活動するNPO団体などと協働で保全を図るとともに、可児川下流から鬼ヶ島までつながる河川沿いの散策路の整備を進めます。さらに整備や保全の資金源として基金などの検討をします。

【現況と将来イメージ】



鳩吹山登山道の景観



さらに...

木曽川左岸土田緑地

【基本方針】

「今渡の渡し」から土田の「木曽川河川管理道路」までの区間を「保全配慮地区」に指定することを検討し、木曽川沿いを連続して歩けるような散策路、竹林や雑木林を生かした緑地、貴重な化石林や動・植物の観察ポイントなどを地域住民やNPO団体と協働で整備、保全を図ります。

【現況と将来イメージ】



今渡の渡し



住民参加による散策路の整備

木曽川河川管理道路の現況



さらに...



観察ポイントの整備

愛知用水

【基本方針】

河岸段丘沿いに走る愛知用水の竹林は、市街地内の貴重な緑地であるため、その保全について「水資源機構」に依頼をするとともに、管理道路を散策路として活用できるよう努めます。また、併せて事業者や地域住民との協働により、散策路沿いの樹木の保全と緑化の推進を図ります。

【現況と将来イメージ】



愛知用水の現況



管理用道路を活用した散策路の整備



さらに...

愛知用水からの眺め



道端の緑化推進



各洞の里山緑地

【基本方針】

洞に残る美しい里山景観を保全するために、農地および背後の河川や山林を一体的に「保全配慮地区」に指定することを検討します。市民緑地や市民農園の整備、河川・水路の多自然型川づくりなどにより、農・林業経験者と未経験者が交流を図りながら保全を实践できる場として活用します。

【現況と将来イメージ】



洞の美しい里山風景



を守るため...



市民緑地の整備



多自然型川づくりの推進



市民農園への活用

可児市運動公園

【基本方針】

「可児市運動公園基本計画」に基づいて、市のスポーツ・レクリエーション交流拠点、防災活動の拠点として整備を進めます。また、運動施設の機能拡充に加え、花と緑にあふれる公園づくりを目指します。

【将来イメージ】



将来イメージ

緑の保全を積極的に行うべき緑地

浅間山

【基本方針】

「緑地保全地域」に指定することを検討するとともに、地域住民による里山維持管理活動の支援を行いながら保全を図ります。

【現況と将来イメージ】



浅間山の現況



長山城(明智城)跡緑地

【基本方針】

長山城(明智城)跡および周辺の樹林を「保全配慮地区」や「都市緑地」に指定することを検討するとともに、地域住民と協働で周辺環境の保全を図ります。また、「可児市明智城址整備計画」に基づいて、散策や眺望を楽しむことができるように整備を進めます。

【現況と将来イメージ】



長山城(明智城)跡の現況



見晴らし台の整備イメージ



さらに...



散策路沿いの花卉緑化

薬王寺緑地

【基本方針】

薬王寺とその周辺の樹林を「保全配慮地区」に指定することを検討し、NPO 団体などと協働で境内地および周辺の保全・整備を進めます。また、三ツ池住宅跡地を含めた広がりのある森林散策路の整備を検討します。

【現況と将来イメージ】



薬王寺の現況



さらに...



森林散策路の整備



長塚古墳

【基本方針】

地域住民の憩いの場となるように古墳および周辺部を活用して、「都市緑地」に指定することを検討するとともに、史跡公園として「長塚古墳整備事業計画」に基づいて整備を行います。

【現況と将来イメージ】



長塚古墳の現況



例えば...



市民緑地としての活用を検討する緑地

我田の森緑地

【基本方針】

山林一体を「保全配慮地区」や「市民緑地」に指定することを検討します。また、市を代表する自然環境を保全する活動の拠点となるように、NPO団体や地域住民と協働で広大な山林の保全・整備を進めます。

【現況と将来イメージ】



我田の森の里山活動拠点



里山工作の様子



熊野神社緑地

【基本方針】

市街地内の貴重な緑地として、熊野神社境内地および周辺の樹林を「市民緑地」に指定することを検討します。また、隣接する公民館を拠点に地域住民やNPO団体などと協働で樹林を適正に管理し、憩える社寺林として整備します。

【現況と将来イメージ】



熊野神社の現況



樹林の適正な密度管理



社寺林内部の現況



このように...



竹林緑地

【基本方針】

市街地内の貴重な緑地として「市民緑地」に指定することを検討します。また、“可児の嵯峨野”を目指して地域の活動団体などと協働で竹林の保全・整備を進めます。

【現況と将来イメージ】



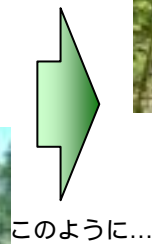
現況の竹藪



"可児の嵯峨野"のイメージ



車窓からの眺め



このように...



竹林散策路

淵之上緑地

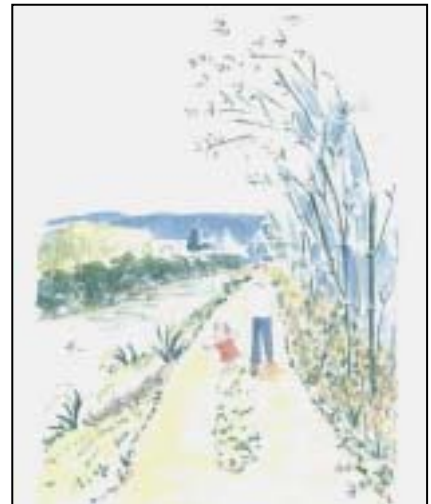
【基本方針】

地域住民の憩いの場として「市民緑地」に指定することを検討します。また、地域で策定した「可児川散策道計画」に基づき、地域のまちづくり協議会と協働で河川沿いの散策路と竹林の公園化の整備を進めます。

【将来イメージ】



河川沿いの散歩路のイメージ



緑化の推進を図るべき緑地（緑化重点地区）

木曽川緑化重点地区

【基本方針】

木曽川沿いには広がりのある水辺空間、景勝地、史跡や社寺などが点在しており、自然環境や歴史的資産の豊富な地域となっています。これらを生かしながら、川岸の表情を豊かにする緑あふれるまちづくりを進めます。

【現況と将来イメージ】



木曽川の現況の表情

川岸の表情を豊かにする

可児川緑化重点地区

【基本方針】

可児川の優れた自然資源や周囲の樹林や田園が持つ景観を保全するために「都市緑地」に指定することを検討するとともに、市民が気軽に水辺に近付けるように散策路の整備を進めます。また、可児川の景観と調和するように、周辺の民有地を含めた緑化の推進を図り、緑あふれるまちづくりを進めます。

【現況と将来イメージ】



可児川の現況

川沿いの散策路の整備

川沿いの緑化

久々利地区及び元久々利緑化重点地区

【基本方針】

久々利地域にまとまって広がる貴重な山林については、「風致地区」に指定することを検討します。また、元久々利地区については伝統的な街並み景観を保全するために「風致地区」、または「景観計画区域」「景観地区」に指定することを検討します。そのほか、建築協定について検討します。

【現況と将来イメージ】



久々利集落の現況
この景色や街並みの保全を
図ります

白鬚神社緑化重点地区

【基本方針】

白鬚神社の参道は貴重な緑地であるため、保全を図るとともに、この参道と一体となる周辺住宅地については、歴史的景観と調和する街並みの形成を図ります。そこで、地域住民と協議しながら「風致地区」、または「景観計画区域」「景観地区」に指定することを検討します。また、歴史にふれる散策ができるよう、周辺市街地の緑化を地域住民と協働で進めます。

【現況と将来イメージ】



白鬚神社の参道
歴史的景観と調和する街並みと
なるよう目指します



白鬚神社周辺の市街地



中心市街地緑化重点地区

【基本方針】

区画整理により新たなまちづくりが進む可児駅東地区において、中心市街地における「市民の杜」づくりとして緑化を積極的に進めます。また、緑化に当たっては、公共施設だけでなく、民有地の緑化も積極的に進め、可児川や周辺の田園地域と調和した緑あふれるまちづくりを進めます。

【現況と将来イメージ】



上空から見た中心市街地



例えば...



可児駅前線の街路樹整備



民有地の緑化

坂戸緑化重点地区

【基本方針】

商業施設や沿道などにおいて、周辺の田園および可児川の景観や環境に配慮した緑化を推進します。

【現況と将来イメージ】



坂戸の商業施設



例えば...



コンテナ樹木による緑化事例



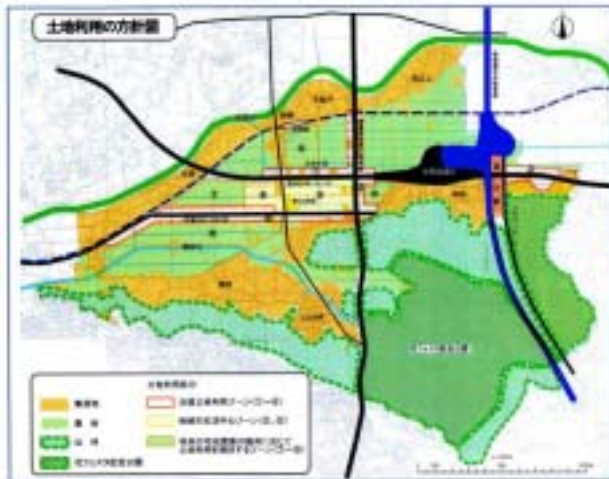
駐車場緑化整備例

広見東部緑化重点地区

【基本方針】

「広見東部地域のまちづくりルール」により沿道緑化を進め、また、地域全体の緑化推進については、まちづくり協議会と協働で進めます。

【現況と将来イメージ】



広見東部地域のまちづくりルール

幹線道路沿道に植樹等を促し、緑化することにより、景観効果の豊富な風景と調和した良好な街並み景観が形成できます。

景観や隣地（農地など）に配慮して、敷地のまわりを緑化することにより、良い街並み景観が形成できます。



植栽する樹種としては、広見東部地域の風土にあう「郷土樹種」や大気浄化効果の高い「大気浄化木」を優先することを推奨します。

幹線道路沿道の敷地の緑化イメージ

下恵土緑化重点地区

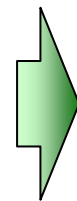
【基本方針】

可児川沿いの商業施設を中心とした市街地であり、現在はわずかに農地が残されているのみで、緑の乏しい地区となっています。買物客などにとって訪れることが楽しくなるような魅力的な市街地とするために、沿道緑化などを推進し、自然豊かな可児川と調和した緑あふれるまちづくりを進めます。

【現況と将来イメージ】



下恵土の商業施設



例えば...



私有地の緑化事例



街路花壇による緑化事例

参考資料

1. 策定経緯

1) ヒアリング調査

ヒアリング調査 平成 16 年 3 月 4 日		本市における緑の特性および実態を把握するために、緑について詳しいと考えられる環境団体などに対し、ヒアリング調査を行いました。
参加団体	第 1 部	農業委員会、老人クラブ連合会、自治連絡協議会（計 7 名）
	第 2 部	可児ケナフの会、可児市めだかの楽校、可児の良さの再発見部会、里山クラブ可児、鳩吹山ともの会、可児の自然に親しむ会、鳩吹山を緑にする会（計 14 名）

2) 可児市緑の基本計画策定委員会

開催日	テーマ
第 1 回 平成 16 年 3 月 22 日	策定委員の委嘱、委員会設置要綱の説明、委員長の互選、緑の基本計画策定の経緯、市の緑にかかる現状、市民意識調査結果、各種団体のヒアリング結果、市の緑に関する課題について確認
第 2 回 平成 16 年 8 月 4 日	緑の解析・評価、ワークショップの結果、緑の課題、基本方針、緑の将来像について協議
第 3 回 平成 17 年 1 月 20 日	地区別計画の基本方針、緑地配置計画、緑地保全計画、緑地整備計画、緑化重点地区、緑地の確保目標、緑の施策について協議
第 4 回 平成 17 年 3 月 15 日	緑の施策の体系および展開、計画の実現に向けて、緑の基本計画全体について協議

3) ワークショップ

開催日	テーマ
第 1 回 平成 16 年 3 月 4 日	「可児の緑で、あなたが好きな緑、問題箇所を教えてください」
第 2 回 平成 16 年 6 月 8 日	「緑の将来像を考えよう！」
第 3 回 平成 16 年 10 月 14 日	「市街地地区の緑を考えよう！」
第 4 回 平成 17 年 2 月 8 日	「中心市街地と木曽川左岸土田緑地の整備方針と住民参加のあり方を考えよう！」

4) 地域懇談会

地 区	開 催 日	緑の形態・地形特性	参加者数
帷子	平成16年11月9日	団地と森林地区	14人
春里・姫治	平成16年11月10日	洞と里山地区	19人
久々利・平牧・桜ヶ丘 ・広見東	平成16年11月17日	丘陵地地区	30人
広見・下恵土・中恵土 ・川合・今渡・土田	平成16年11月18日	市街地地区	25人

5) パブリックコメント

意見提出期間	平成17年7月27日(水) ~ 平成17年8月16日(火)
--------	-------------------------------

2. 可児市緑の基本計画策定委員会

- ・委員は10名(参照)
- ・可児市緑の基本計画策定委員会設置要綱により定める。(参照)
- ・任期は、平成16年3月~平成17年3月

可児市緑の基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第2条の2において規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「計画」という。)の策定に関し、広く市民各層からの意見を反映させるため、可児市緑の基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する事項について市長に意見を報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、市民代表、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表するとともに委員会の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

(関係者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付則

この訓令は、平成16年3月1日から施行する。

可児市緑の基本計画策定委員会名簿

(敬称略)

職名	氏名	団体名	備考
委員長	福島 茂	名城大学都市情報学部教授	学識経験者
副委員長	伊藤栄一	森のなりわい研究所代表	学識経験者
委員	水野直廣	可児市自治連絡協議会会長	自治会代表
委員	林 節子	農業委員会委員	農業者代表
委員	若尾勝美	久々利生産森林組合長	山林代表
委員	川合昭宏	可児土地改良区理事長	土地改良代表
委員	玉木貞昭	JA めぐみの可児本部営農経済部長	農業関連代表
委員	三宅健治	鳩吹山ともの会代表	環境団体代表
委員	金子郁朗	可児の自然に親しむ会会長	環境団体代表
委員	田原理香	桜ヶ丘まちづくり	まちづくり代表

事務局・作業班

事務局	建設部 都市計画課
作業班	(株)国際開発コンサルタント 名古屋支店